

第 4 期春日部市障害者計画

第 6 期春日部市障害福祉計画

【 案 】

市民意見提出手続
(パブリックコメント)

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
I. 計画策定の目的と計画の位置づけ	1
1. 計画策定の目的と計画の位置づけ	1
2. 計画の期間	1
II. 計画の背景	2
1. 主な動向	2
2. 本市でのこれまでの取り組み	5
3. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進	5
第2章 障がい者施策の現状と課題	7
I. 障がいのある人の状況	7
1. 人口の推移	7
2. 身体障がいのある人の状況	8
3. 知的障がいのある人の状況	9
4. 精神障がいのある人の状況	10
5. 難病患者の状況	13
II. 施策の実施状況	15
III. アンケート、ヒアリング結果の概要	16
1. アンケートについて	16
2. ヒアリングについて	28
IV. 課題	30
1. 地域社会における共生の仕組みづくり	30
2. 障害福祉サービスの充実	30
3. 障がいのある人の就労支援	31
4. 障がいのある人の権利擁護・差別解消	32
5. 障がいのある人の外出支援や、文化、芸術、スポーツ活動等への参加の支援	33
6. 包括的な支援体制の構築	33
7. 災害や感染症への対策の充実	34
第3章 計画の基本的な考え方	35
I. 基本理念	35
II. 基本方針	36
III. 基本目標	37
IV. 施策の体系	38
第4章 施策	44
基本目標1. 障がいのある人がいつまでも住み続けられるまちづくり	44
(1) 生活の支援	44
(2) 居住の場の確保	47
(3) 施設福祉サービスの充実	48
(4) サービスの質の向上	48

基本目標2. 障がいのある人にとって、社会的障壁のない社会づくり	49
(1) 心のバリアフリー化	49
(2) 情報のバリアフリー化	51
(3) まちのバリアフリー化	52
(4) 災害や感染症への対応	53
(5) 支え合いの仕組みづくり	54
(6) 地域包括ケアシステムの充実	54
基本目標3. 障がいのある人の権利擁護の推進と差別の解消	55
(1) 権利擁護等の推進	55
(2) 差別の解消と虐待の防止	55
基本目標4. 障害の状況に応じた就労支援の実施や社会参加の促進	56
(1) 就労に関する相談・情報提供体制の充実	56
(2) 一般就労の促進、一般職場への参加支援	57
(3) 多様な形態での雇用の推進	58
基本目標5. 障がいのある人が安心して受けられる医療・リハビリテーション の充実	59
(1) 早期発見・療育の充実	59
(2) 発達障がい、高次脳機能障がいのある人への支援	59
(3) リハビリテーションの充実	60
(4) 医療の充実	60
(5) 通院支援の充実	60
(6) 相談体制の充実	61
(7) 依存症対策の推進	61
(8) 医療的ケア児への支援	61
基本目標6. 障がいのある人もない人も共に育ち、学ぶ教育とスポーツ・文化 活動の推進	62
(1) 就学前教育の充実	62
(2) 学校教育の充実	62
(3) 社会教育の充実	63
(4) 生涯学習の振興	63
(5) 教育における相談の充実	64
基本目標7. 障がいのある人の社会参加の推進	65
(1) 地域活動の支援	65
(2) 市のイベント・講習会などにおける障がいのある人の参加	65
第5章 障害福祉計画	66
I. 計画策定の目的と計画の位置づけ	66
1. 計画策定の目的と計画の位置づけ	66
2. 計画の期間	66

Ⅱ. 障害福祉計画の目標値.....	67
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	67
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	67
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	68
4. 福祉施設から一般就労への移行.....	69
5. 障害児支援の提供体制の整備等.....	70
6. 相談支援体制の充実・強化等.....	71
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	72
Ⅲ. 障害者総合支援法に基づくサービス.....	74
1. 自立支援給付の概要.....	75
Ⅳ. 障害福祉サービスにおける見込み量.....	76
1. 訪問系サービス.....	76
2. 日中活動系サービス.....	80
3. 居住系サービス.....	89
4. 相談支援.....	93
5. 発達障がい関連.....	98
6. 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置.....	99
7. 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有.....	99
8. 児童福祉法に基づくサービス.....	100
9. 地域生活支援事業.....	108
10. その他市の福祉事業.....	128
Ⅴ. 自立支援協議会.....	134
第6章 計画の推進体制.....	136

※本計画書における「障がい」の表記について

原則として、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、あるいは可能な場合には他の言葉で表記しています。ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ①法令（市の条例、規則等を含む。）上の表記
- ②国の法令や条例等に基づく制度や施設名の表記
- ③法人、団体等の固有名詞の表記

【例】人を直接的に形容する場合

⇒「障がい者」、「障がい児」、「障がいのある人」など

文中に*印をつけた用語については、本計画の最後に「用語の解説」がありますので、ご参照ください。

なお、*印は、ページ単位で最初に出てくる単語のみ印をつけています。

第1章 計画策定の趣旨

I. 計画策定の目的と計画の位置づけ

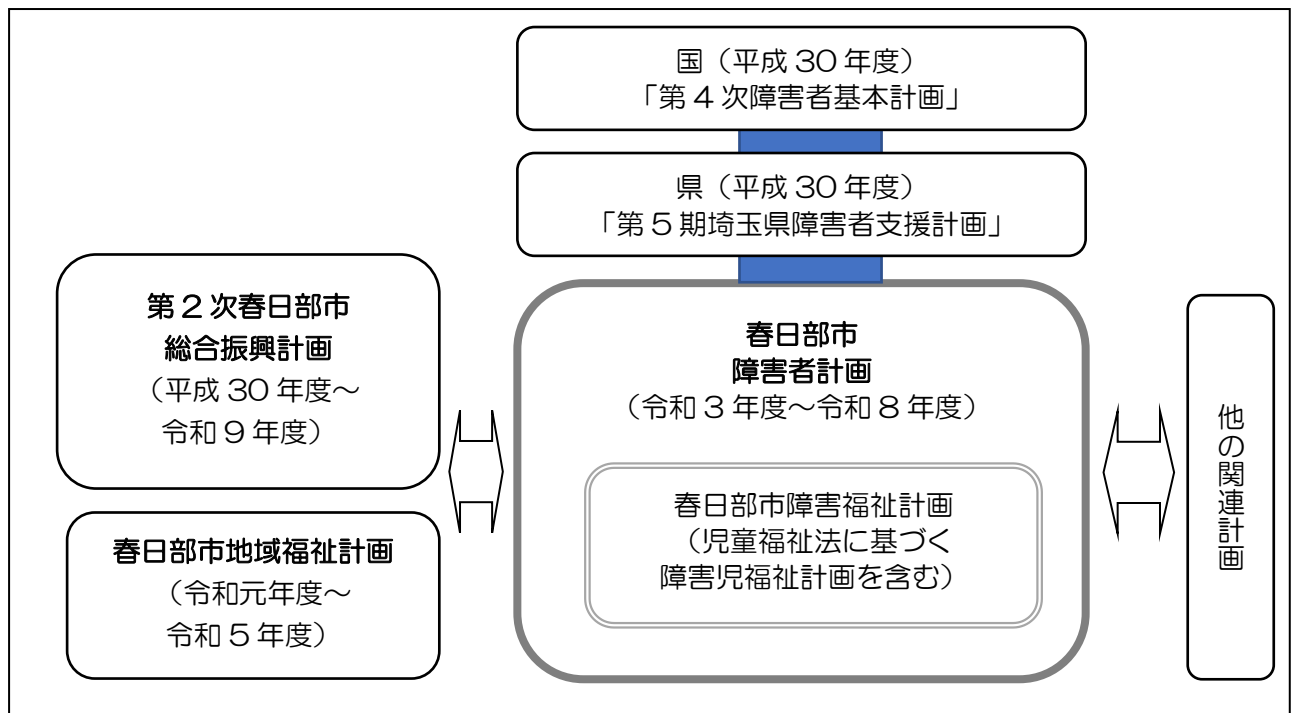
1. 計画策定の目的と計画の位置づけ

障害者福祉施策は、平成 23 年（2011 年）の障害者基本法の大幅な改正や、平成 25 年（2013 年）の障害者総合支援法の施行、平成 25 年（2013 年）に公布された障害者差別解消法により、法体制の充実が図られてきました。

また、近年は、住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう、障がいのある人や高齢者等を一体的に支援する「地域包括ケアシステム」という考え方が普及しています。

そのような社会情勢の中、本計画は、国の障害者基本計画、埼玉県障害者支援計画と連携すると共に、春日部市総合振興計画や春日部市地域福祉計画などの各種計画（高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など）との整合を図り、連携して推進されるものです。

なお、本計画では、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの具体的な数値目標と確保方策を定める障害福祉計画（児童福祉法に基づく障害児福祉計画を含む）を一体的に策定するものです。



2. 計画の期間

障害者計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 6 年間ですが、障害福祉計画に関わる部分については、令和 3 年度（2021 年度）度から令和 5 年度（2023 年度）までの 3 年間とします。

なお、計画の実行期間中に社会情勢の変化や制度の改正などがあった場合は、関係機関と協議しながら必要に応じて計画の見直しを行います。

Ⅱ. 計画の背景

1. 主な動向

障がい者施策に関する世界、国、県の主な動向を一覧表（表1）に整理しました。

世界、国の動向としては、平成18年（2006年）、国連総会にて「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択され、平成20年（2008年）に発効されました。

わが国は、平成19年（2007年）9月にこの条約に署名し、障害者基本法や障害者差別解消法などを整備したうえで、平成26年（2014年）2月に効力が発生しました。

このほか、国においては、障害があっても地域で安心して暮らせる社会の構築などを目指して、平成18年（2006年）10月から「障害者自立支援法」が全面的に施行されました。

その後、「障がい者制度改革推進本部」が平成21年（2009年）12月に設置され、平成23年（2011年）には障害者基本法の改正と障害者虐待防止法の制定がありました。

続いて、平成24年（2012年）6月の障害者総合支援法の成立により、障がい者の範囲に、「発達障害」と「難病」の2つが明確化されました。

さらに、平成25年（2013年）9月には「障害者基本計画」が閣議決定されました。

また、埼玉県は、平成6年（1994年）3月に「障害者対策に関する埼玉県長期計画一ふれあい彩の国プラン21」を策定し、福祉、保健、医療、雇用、教育、住宅、まちづくりなどの分野において施策を展開してきました。

平成10年（1998年）3月には同計画の重点施策実施計画として「彩の国障害者プラン～バリアフリー社会をめざして～」、平成15年（2003年）3月に「彩の国障害者プラン21～共に学び共にくらす社会をめざして～」、平成19年（2007年）3月に「埼玉県障害者支援計画」を策定しました。以降、3年毎に障害者支援計画を策定し、障害福祉サービス等の新たな目標値を定めて、障がいのある人に関する施策が総合的に推進されています。

表1 障がい者施策に関する主な動向（平成25年度（2013年度）まで）

世界の動向	国の動向	県の動向
<p>S46 「精神薄弱者の権利宣言」採択</p> <p>S50「障害者の権利宣言」採択</p> <p>S56「国際障害者年」</p> <p>S58～H4 「国連障害者の十年」</p> <p>H5～ H14 「アジア太平洋障害者の十年」</p> <p>H14 更に 10年 延長 (～ H24)</p> <p>H18 「障害者権利条約*」決議案が採択</p> <p>H26 「障害者権利条約」への批准</p>	<p>S45「障害者基本法*」の公布</p> <p>H12 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の公布</p> <p>H15 「支援費制度」の施行</p> <p>H18 「障害者自立支援法」の施行</p> <p>H23「障害者基本法」の一部改正</p> <p>H25「障害者総合支援法」の施行</p> <p>H25「障害者差別解消法*」の公布</p>	<p>H6 「障害者対策に関する埼玉県長期計画一ふれあい彩の国プラン21*」を策定</p> <p>H15 「彩の国障害者プラン21*」を策定</p> <p>H19 「埼玉県障害者支援計画」を策定。以降、3年毎に策定</p>

*は、資料編「◇. 用語解説」に説明が載っている用語を表しています。

II. 計画の背景

また、近年の障がい者施策に関する法制度の改正と主な内容は以下の通りです。

図 近年の障がい者施策に関する法制度の改正と主な内容



2. 本市でのこれまでの取り組み

本市では、平成14年（2002年）3月に障がい者施策の基本計画となる「春日部市障害者計画」を策定しました。

その後は平成20年（2008年）3月と平成26年（2014年）3月に新たな「春日部市障害者計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

また、障がい者施策の実施計画である「障害福祉計画」については、平成18年（2006年）度に策定された「第1期春日部市障害福祉計画」をはじめとして3年ごとに策定しており、平成30年（2018年）に最新の「第5期春日部市障害福祉計画」を策定しました。

3. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

持続可能な開発目標「SDGs（エスディー・ジーズ）」とは、平成27年（2015年）9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成されています。

SDGsでは、経済・社会・環境の三側面に総合的に対応しながら、現世代のことも、将来世代のことも考え、目標達成に向けて行動を起こしていくことが求められています。

そのような中、本市は令和元年9月に春日部市SDGs推進本部を立ち上げ、春日部市SDGs推進方針を定めました。

くわえて、本市は令和2年7月に内閣府より「SDGs未来都市」として選定されており、幅広い世代に対してSDGs達成へ向けた取り組みの認知や普及啓発を通じて、持続可能なまちづくりへと発展させていく役割を担っています。



II. 計画の背景

表 SDGsの17の目標について

	アイコンでの表記	持続可能な開発目標の説明文
1	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	質の高い教育をみんなに	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
6	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気象変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：公益財団法人地球環境戦略研究機関 IGES 作成による仮訳をベースに編集

第2章 障がい者施策の現状と課題

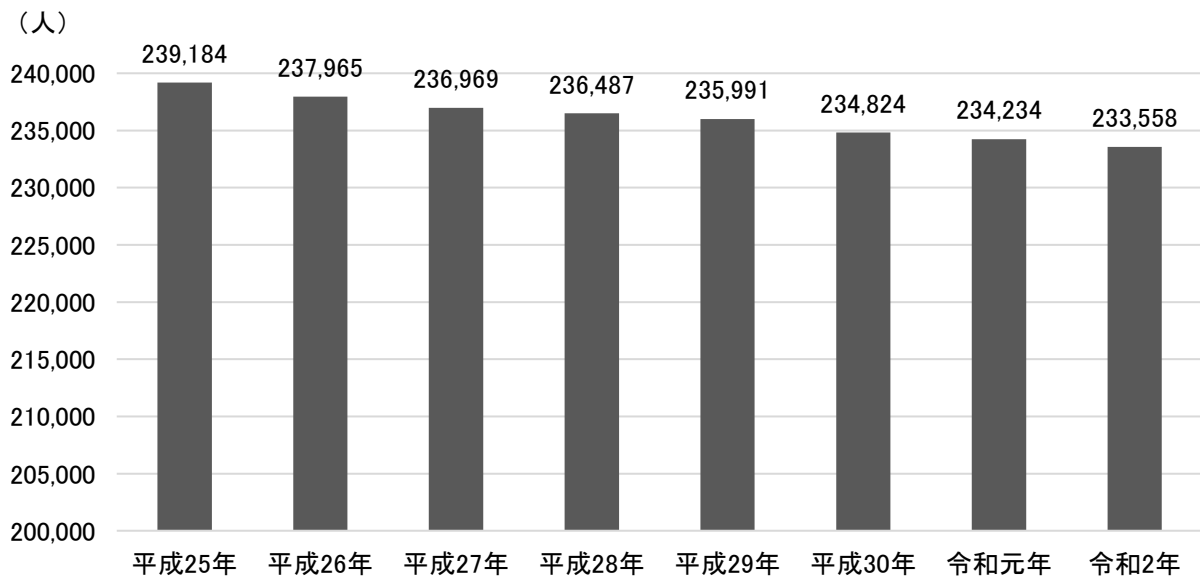
I. 障がいのある人の状況

1. 人口の推移

本市の総人口は、平成25年（2013年）の239,184人から令和2年（2020年）は233,558人となっています。

直近数年の傾向として、人口は減少傾向にあります。

図 人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

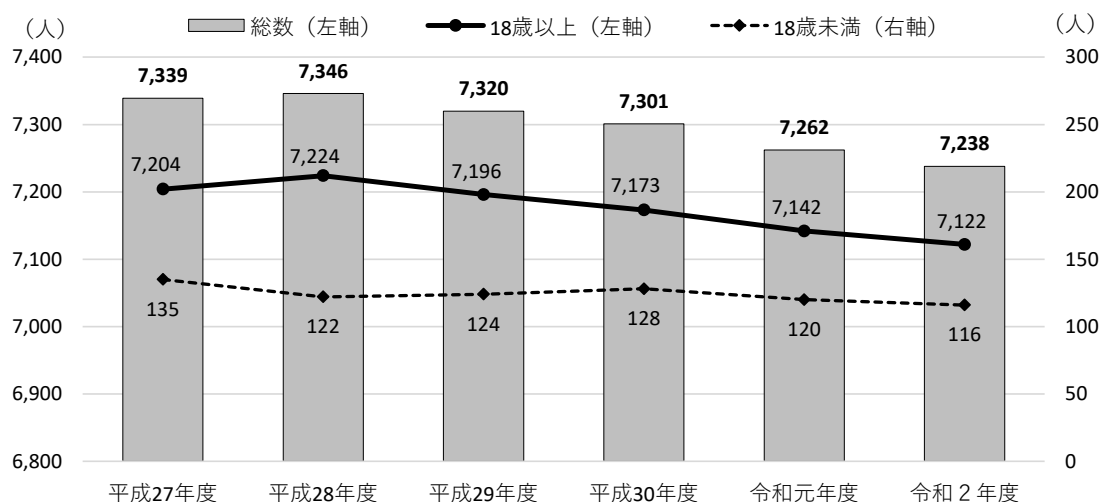
I. 障がいのある人の状況

2. 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の交付を受けている人は、平成28年度（2016年度）には7,346人であったのが、令和2年度（2020年度）には7,238人と減少しています。この傾向は18歳以上と同じである一方、18歳未満については、横ばい、微増傾向にあります。

また、手帳の等級をみると、「1級」が最も多く、次いで「4級」の順となっています。

図 身体障害者手帳所持者数の推移



	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成27年度	7,339人	2,620人 35.7%	1,056人 14.4%	1,314人 17.9%	1,639人 22.3%	371人 5.1%	339人 4.6%
平成28年度	7,346人	2,674人 36.4%	1,033人 14.1%	1,272人 17.3%	1,639人 22.3%	380人 5.2%	348人 4.7%
平成29年度	7,320人	2,715人 37.1%	1,020人 13.9%	1,210人 16.5%	1,640人 22.4%	385人 5.3%	350人 4.8%
平成30年度	7,301人	2,702人 37.0%	1,000人 13.7%	1,197人 16.4%	1,655人 22.7%	389人 5.3%	358人 4.9%
令和元年度	7,262人	2,723人 37.6%	988人 13.6%	1,170人 16.1%	1,637人 22.5%	385人 5.3%	359人 4.9%
令和2年度	7,238人	2,688人 37.2%	977人 13.5%	1,166人 16.1%	1,657人 22.9%	386人 5.3%	364人 5.0%

(各年度4月1日現在)

※国の基準で、身体障害者手帳の等級について障害の種類別に重度の側から1級・2級・3級・4級・5級・6級の等級が定められています。

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総計	7,238人	2,688人	977人	1,166人	1,657人	386人	364人
視覚	499人	163人	152人	30人	37人	89人	28人
聴覚・平衡機能	552人	29人	139人	75人	124人	0人	185人
音声・言語・そしゃく機能	117人	10人	5人	68人	34人	-	-
肢体不自由	3,566人	737人	642人	733人	1,006人	297人	151人
内部障がい	2,504人	1,749人	39人	260人	456人	-	-

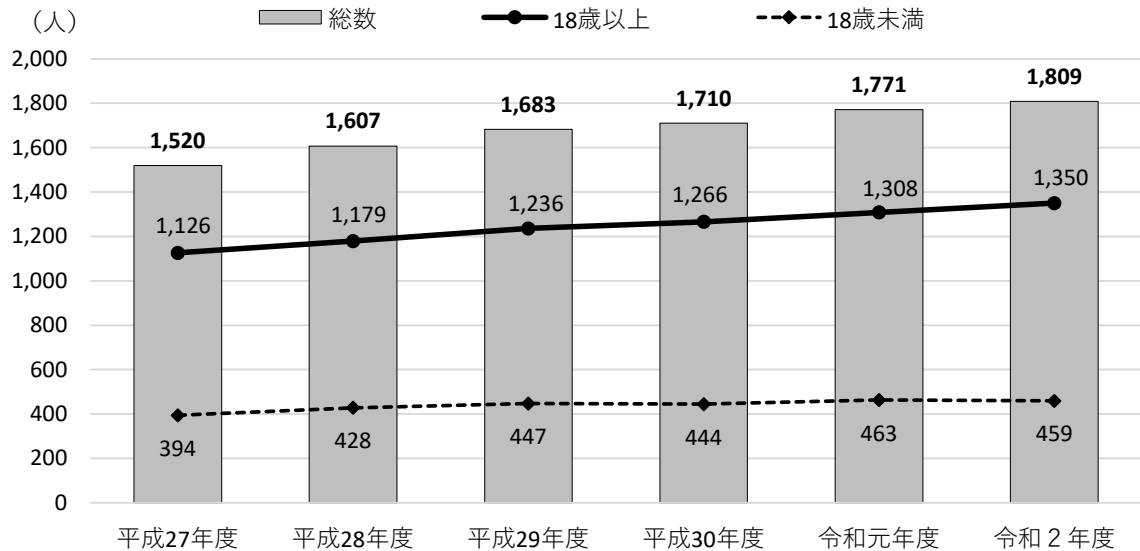
資料：障がい者支援課（令和2年度4月1日現在）

3. 知的障がいのある人の状況

療育手帳の交付を受けている人は、令和2年度（2020年度）は1,809人となっており、平成27年度（2015年度）と比較すると289人増加しています。

また、手帳の等級では、「C」が最も多く、次いで「B」が多くなっています。

図 療育手帳所持者数の推移



(人・%)

	総数	①	A	B	C
平成27年度	1,520人	327人 21.5%	347人 22.8%	448人 29.5%	398人 26.2%
平成28年度	1,607人	340人 21.2%	352人 21.9%	470人 29.2%	445人 27.7%
平成29年度	1,683人	354人 21.0%	363人 21.6%	480人 28.5%	486人 28.9%
平成30年度	1,710人	358人 20.9%	371人 21.7%	474人 27.7%	507人 29.7%
令和元年度	1,771人	358人 20.2%	383人 21.6%	483人 27.3%	547人 30.9%
令和2年度	1,809人	360人 19.9%	387人 21.4%	493人 27.3%	569人 31.4%

※埼玉県基準で、療育手帳の等級について重度の側から①、A、B、Cの等級が定められています。

資料：障がい者支援課（各年度4月1日現在）

I. 障がいのある人の状況

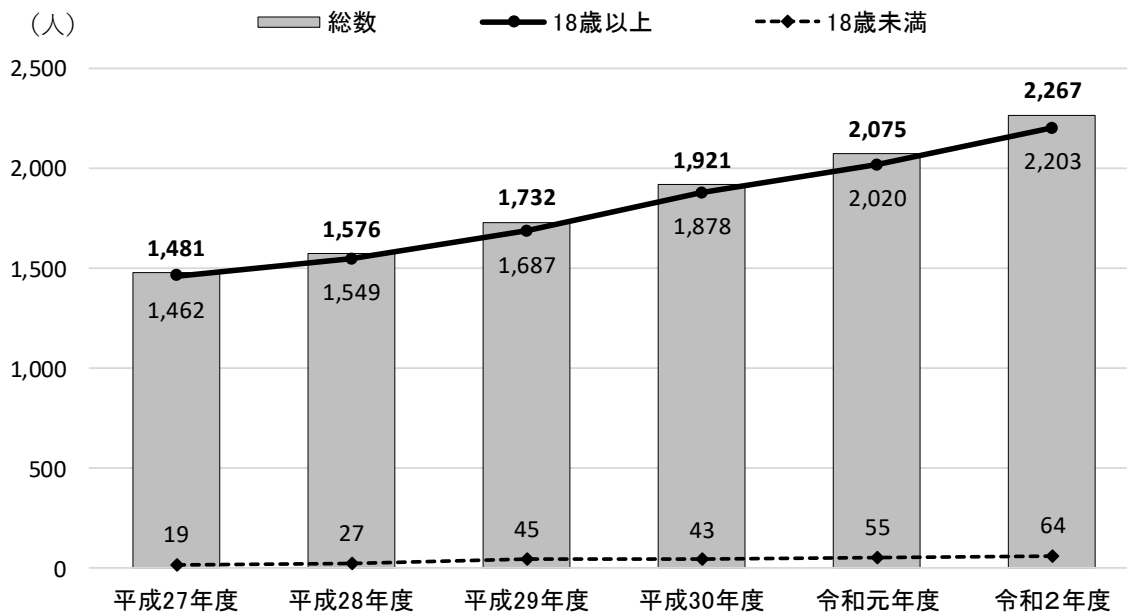
4. 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、令和2年度(2020年度)は2,267人となっており、平成27年度(2015年度)と比較すると786人増加しています。

また、手帳の等級では、2級が最も多くなっています。

なお、自立支援医療(精神通院)支給認定を受けている人は、令和2年度(2020年度)は3,854人となっており、平成27年度と比較すると、885人増加しています。

図 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

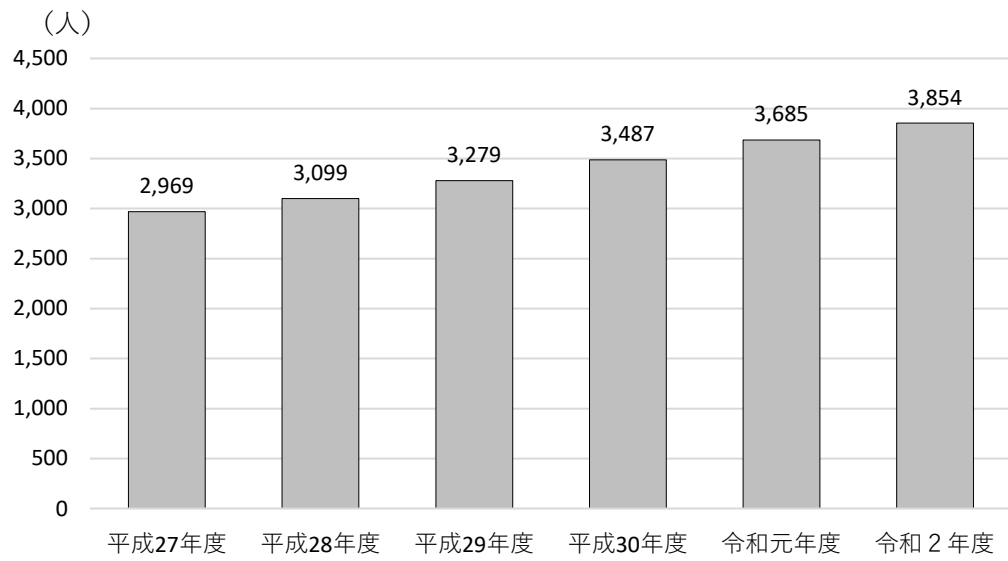


(人・%)

	総数	1級	2級	3級
平成27年度	1,481人	168人 11.3%	921人 62.2%	392人 26.5%
平成28年度	1,576人	154人 9.8%	997人 63.2%	425人 27.0%
平成29年度	1,732人	160人 9.2%	1,110人 64.1%	462人 26.7%
平成30年度	1,921人	188人 9.8%	1,238人 64.4%	495人 25.8%
令和元年度	2,075人	209人 10.1%	1,322人 63.7%	544人 26.2%
令和2年度	2,267人	243人 10.7%	1,423人 62.8%	601人 26.5%

※国の基準で、精神障害者保健福祉手帳の等級について重度の側から1級・2級・3級の等級が定められています。

図 自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移



資料：障がい者支援課（各年度4月1日現在）

I. 障がいのある人の状況

■ 発達障がいと高次脳機能障がいのある人の状況

発達障がいと高次脳機能障がいのある人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用することができます。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。

○ 発達障害

平成 17 年（2005 年）4 月に施行された発達障害者支援法では、「発達障害」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

さらに、平成 23 年（2011 年）に改正された障害者基本法の中で、障害者の定義の中に「発達障害」が加わりました。

発達障がいのある人の実態については、個別の手帳が現在はないこともあり、人数等の面で現状では十分に把握できていません。今後、関係機関と連携しながら、実態の把握に努めます。

○ 高次脳機能障害

交通事故や脳出血などにより脳に損傷を受けたために、言語障害、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、日常生活または社会生活を送ることに困難を有する状態をいいます。

身体障害者手帳や、精神障害者保健福祉手帳を取得されている人が多くなっていますが、実態については、十分に把握できていないのが実情です。

また、市民向けアンケート結果において、障害に関する認知度は他の障害と比べると低く、今後、相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、早期発見および早期対応のため、実態の把握に努めます。

5. 難病患者の状況

難病患者のうち、「指定難病医療給付」については、令和元年度（2019年度）では、1,460人が対象となっています。

また、「小児慢性特定疾患医療給付」を受けている人は、218人となっています。

指定難病医療給付状況

(令和2年3月末日現在)

通し番号	告示番号	病名	人数	通し番号	告示番号	病名	人数
1	1	球脊髄性筋萎縮症	2人	35	52	混合性結合組織病	24人
2	2	筋萎縮性側索硬化症	19人	36	53	シェーグレン症候群	14人
3	5	進行性核上性麻痺	22人	37	54	成人スチル病	7人
4	6	パーキンソン病	197人	38	55	再発性多発軟骨炎	1人
5	7	大脳皮質基底核変性症	11人	39	56	ベーチェット病	25人
6	8	ハンチントン病	7人	40	57	特発性拡張型心筋症	13人
7	10	シャルコー・マリー・トゥース病	1人	41	58	肥大型心筋症	6人
8	11	重症筋無力症	40人	42	60	再生不良性貧血	15人
9	13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	35人	43	61	自己免疫性溶血性貧血	3人
10	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	5人	44	63	特発性血小板減少性紫斑病	24人
11	15	封入体筋炎	2人	45	65	原発性免疫不全症候群	3人
12	16	クローウ・深瀬症候群	1人	46	66	IgA腎症	11人
13	17	多系統萎縮症	27人	47	67	多発性嚢胞腎	22人
14	18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	53人	48	68	黄色靱帯骨化症	7人
15	19	ライソゾーム病	4人	49	69	後縦靱帯骨化症	32人
16	21	ミトコンドリア病	1人	50	70	広範脊柱管狭窄症	7人
17	22	もやもや病	19人	51	71	特発性大腿骨頭壊死症	15人
18	23	プリオン病	1人	52	72	下垂体性ADH分泌異常症	4人
19	26	HTLV-1関連脊髄症	1人	53	74	下垂体性PRL分泌亢進症	2人
20	28	全身性アミロイドーシス	3人	54	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	9人
21	34	神経線維腫症	3人	55	78	下垂体前葉機能低下症	29人
22	35	天疱瘡	5人	56	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1人
23	37	膿疱性乾癬(汎発型)	2人	57	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1人
24	39	中毒性表皮壊死症	1人	58	84	サルコイドーシス	15人
25	40	高安静脈炎	11人	59	85	特発性間質性肺炎	35人
26	41	巨細胞性動脈炎	6人	60	86	肺動脈性肺高血圧症	5人
27	42	結節性多発動脈炎	3人	61	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	1人
28	43	顕微鏡的多発血管炎	10人	62	88	慢性血栓性肺高血圧症	3人
29	44	多発血管炎性肉芽腫症	7人	63	89	リンパ脈管筋腫症	1人
30	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	7人	64	90	網膜色素変性症	35人
31	46	悪性関節リウマチ	5人	65	91	バッド・キアリ症候群	1人
32	49	全身性エリテマトーデス	117人	66	93	原発性胆汁性胆管炎	23人
33	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	32人	67	95	自己免疫性肝炎	8人
34	51	全身性強皮症	37人	68	96	クローン病	75人

I. 障がいのある人の状況

通し番号	告示番号	病名	人数	通し番号	告示番号	病名	人数
69	97	潰瘍性大腸炎	230人	82	215	ファロー四徴症	1人
70	98	好酸球性消化管疾患	1人	83	220	急速進行性糸球体腎炎	3人
71	107	若年性特発性関節炎	1人	84	222	一次性ネフローゼ症候群	8人
72	113	筋ジストロフィー	6人	85	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1人
73	127	前頭側頭葉変性症	1人	86	227	オスラー病	1人
74	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1人	87	271	強直性脊椎炎	1人
75	144	レノックス・ガストー症候群	1人	88	283	後天性赤芽球癆	3人
76	158	結節性硬化症	1人	89	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1人
77	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	4人	90	296	胆道閉鎖症	1人
78	167	マルファン症候群	2人	91	300	I g G 4 関連疾患	1人
79	172	低ホスファターゼ症	1人	92	306	好酸球性副鼻腔炎	10人
80	184	アントレー・ビクスラー症候群	1人	93	329	無虹彩症	1人
81	209	完全大血管転位症	2人	94	331	特発性多中心性キャッスルマン病	2人
合計							1,460人

資料：春日部保健所

※告示番号は、病名についている固有の番号です。給付件数がない疾患の番号は省略しています。

小児慢性特定疾患医療給付状況（令和2年3月末日現在）

番号	病名	人数
1	悪性新生物	29人
2	慢性腎疾患	13人
3	慢性呼吸器疾患	8人
4	慢性心疾患	40人
5	内分泌疾患	40人
6	膠原病	13人
7	糖尿病	13人
8	先天性代謝異常	9人
9	血液疾患	9人
10	免疫疾患	0人
11	神経・筋疾患	22人
12	慢性消化器疾患	15人
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	3人
14	皮膚疾患	2人
15	骨系統疾患	2人
16	脈管系疾患	0人
合計		218人

資料：春日部保健所

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付状況（令和2年3月末日現在）

区分	人数
受給者数	14人

資料：春日部保健所

II. 施策の実施状況

第3期春日部市障害者計画の施策進行管理については、毎年実施しており、事業の進捗状況を5段階で評価しています。

進行管理にあたっては、160の個別施策ごとに進捗状況の評価を行いました。

その結果、「A 順調」が101施策(63.1%)、「B 概ね順調」が49施策(30.6%)であるのに対して、「C やや遅れている」が8施策(5.0%)、「E 未実施」が2施策(1.3%)となっています。

表 第3期春日部市障害者計画施策進行管理集計表(令和元年度)

(事業・%)

個別施策	A 順調		B 概ね 順調		C やや 遅れて いる		D 遅れて いる		E 未実施		計	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
全体(160施策)	101	63.1	49	30.6	8	5.0	0	0.0	2	1.3	160	100.0
1 障がいのある人の「地域社会における共生」を支えるまちづくりの充実	23	63.9	12	33.3	1	2.8	0	0.0	0	0.0	36	100.0
(1)生活の支援	16	66.7	8	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24	100.0
(2)居住の場の確保	4	80.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0
(3)施設福祉サービスの充実	3	42.9	3	42.9	1	14.3	0	0.0	0	0.0	7	100.0
2 障がいのある人にとって、社会的障壁のない社会づくり	37	64.9	17	29.8	3	5.3	0	0.0	0	0.0	57	100.0
(1)心のバリアフリー化	17	73.9	6	26.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	100.0
(2)情報のバリアフリー化	6	75.0	2	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	100.0
(3)まちのバリアフリー化	8	50.0	6	37.5	2	12.5	0	0.0	0	0.0	16	100.0
(4)災害時への対応	3	60.0	2	40.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0
(5)支え合いの仕組みづくり	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
(6)権利擁護等の推進	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
3 障害の状況に応じた就労支援の実施や社会参加の促進	6	42.9	8	57.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14	100.0
(1)就労に関する相談・情報提供体制の充実	1	20.0	4	80.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0
(2)一般就労の促進、一般職場の参加支援	4	66.7	2	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0
(3)多様な形態での雇用の推進	1	33.3	2	66.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
4 障がいのある人が安心して受けられる医療・リハビリテーションの充実	17	81.0	0	0.0	2	9.5	0	0.0	2	9.5	21	100.0
(1)早期発見・療育の充実	3	75.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0
(2)発達障がい児への支援	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
(3)リハビリテーションの充実	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	2	100.0
(4)医療の充実	3	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
(5)通院支援の充実	2	66.7	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	3	100.0
(6)相談体制の充実	7	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	100.0
5 障がいのある人もない人も共に学び、個性を伸ばすことができる教育の推進	13	59.1	7	31.8	2	9.1	0	0.0	0	0.0	22	100.0
(1)就学前教育の充実	4	66.7	1	16.7	1	16.7	0	0.0	0	0.0	6	100.0
(2)学校教育の充実	5	83.3	1	16.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0
(3)社会教育の充実	0	0.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0
(4)生涯学習の振興	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0
(5)教育における相談の充実	2	66.7	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	100.0
(6)施設のバリアフリー化	2	50.0	1	25.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0
6 障がいのある人の文化・スポーツなどの活動の推進	5	50.0	5	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0
(1)活動の支援	3	50.0	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0
(2)市のイベント・講習会などにおける障がいのある人の参加	2	50.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0

Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

1. アンケートについて

(1) 調査の概要

調査目的	第4期春日部市障害者計画の策定にあたり、障がい者の皆様のお考えを計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。			
調査対象	春日部市内に居住する障がい者と一般市民 A 身体障がい者 B 身体障がい児 C 知的障がい者 D 知的障がい児 E 精神障がい者・児 F 難病患者 G 一般市民			
調査方法	郵送配布・回収により実施			
調査期間	令和2年1月～2月			
回収状況		送付数	回収数	回収率
	A 身体障がい者	1,800人	1,020人	56.7%
	B 身体障がい児	108人	31人	28.7%
	C 知的障がい者	365人	129人	35.3%
	D 知的障がい児	306人	90人	29.4%
	E 精神障がい者・児	590人	299人	50.7%
	F 難病患者	31人	17人	54.8%
	G 一般市民	800人	298人	37.3%
	計	4,000人	1,884人	47.1%

(2) アンケートのまとめ

① 障がいのある人の生活について

- ・住まいの形態は、「持ち家」で、「家族・親戚」が最も多くなっています。
- ・主な介助者の方は、「家族など同居」している方が最も多く、手助けを必要とする援助は、「布団を干すこと」「通院」が多くなっています。
- ・外出の頻度は、「ほぼ毎日」が多く、外出の目的は、「通院」「通園・通学」が多くなっています。

② 悩みや不安について

- ・生計に関する不安については、身体障がい者が「年金や生活保護などの経済保障制度に関する心配がある」、身体障がい児、知的障がい児が「親や保護者がいなくなると、生活のめどがたたない」、知的障がい者が「お金の管理に自信がない」、精神障がい者が「お金が少ない」となっています。
- ・生活の中での悩み事は、身体障がい者、精神障がい者が「経済的なこと」、身体障がい児、知的障がい者、難病が「将来の介助（支援）のこと」、知的障がい児が「教育・学習のこと」が最も多くなっています。
- ・困ったときの相談先については、「家族・親戚」が最も多くなっています。

③ 就労について

- 就労形態は、身体障がい者が「企業などで正社員、正職員として働いている（契約社員含む）」、知的障がい者が「福祉施設や作業所などに通所している」、精神障がい者、難病患者が「企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている」が最も多くなっています。
- 収入は、身体障がい者、知的障がい者が「10～15万円未満」（知的障がい者は「5～10万円未満」も同率1位）、精神障がい者が「5～10万円未満」が最も多くなっています。
- 就労意向については、身体障がい者、知的障がい者が「わからない、働かなくてよい」、精神障がい者が「働きたい」、難病患者が「働きたくない」が最も多くなっています。就労のために必要な支援は、「自分にあう仕事を探してくれるところ」が多くなっています。

④ 通園・通所・通学について

- 通園・通所・通学状況は、「通学している」が多く、通園・通所後の進路は、「特別支援学級に通いたい」が多くなっています。また、就学先に対する評価は、「まあ良かった」が多くなっています。
- 通園・通所・通学において改善してほしいことは、「周囲の生徒・子どもたちの理解のこと」が最も多くなっています。

⑤ 災害対策について

- 災害時の避難については、身体障がい者、精神障がい者は「避難できると思うが、自信がない」、それ以外は「避難できない」が最も多くなっています。
- 災害時に不安に思うことについて、身体障がい者は「必要な医療を受けられないことや、薬が手に入らないこと」、精神障がい者は「避難所で他の人と生活すること」、それ以外は「避難所まで行けないこと」が最も多くなっています。

⑥ 地域との関係・差別の問題について

- 地域行事へ参加するために大切なことは、「障がいのある人が参加しやすい機会をつくる」が多くなっています。
- 地域で受けた差別については、身体障がい者、難病患者は「ない」、身体障がい児は「ある」、それ以外は「少しある」が最も多く、差別を感じた場面は、「学校・仕事場」、「外出先（お店や交通機関など）」が多くなっています。

⑦ 成年後見制度について

- 成年後見制度の認知度は、今後の利用意向は多いが、精神障がい者以外は、「知っている」が少ないのが特徴です。

Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

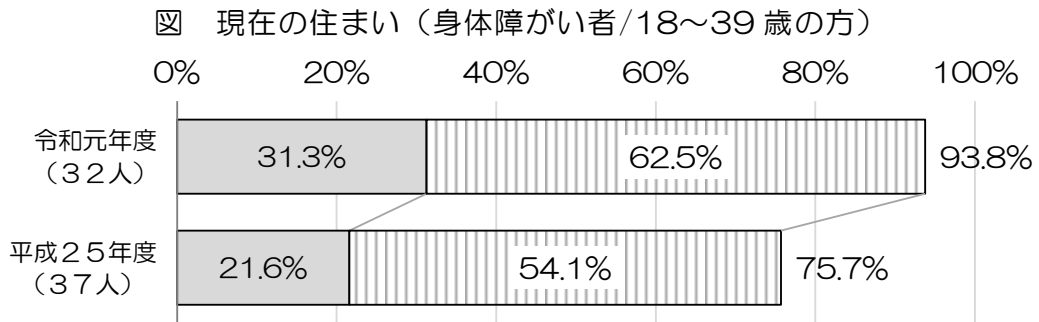
⑧ 今後、力を入れてほしい施策について

- 今後、力を入れてほしい施策は、「障がいのある人を診療してくれる専門的な医療機関の確保」「市民に対する障がいのある人への差別の禁止と理解・啓発の促進」となっています。

(3) アンケート結果からみた特徴

特徴その1 福祉施設や病院から地域での生活へと移行が進んでいます。

- 福祉施設や病院から地域での生活への移行について、平成25年度（2013年度）に実施した前回調査のデータと比較すると、身体障がい者において、18～39歳で「持ち家」や「賃貸のアパート」に居住している方の比率は、全体の約94%と増加しています。



□賃貸のアパート・マンション、公営住宅など □持ち家

- 知的障がい者では、割合は低いですが、グループホームや生活ホームで生活する人も少しずつ増加しています。また40～64歳の方では、病院の比率が減少し、賃貸のアパート・マンション等、居住系の割合が増加しています。

図 グループホームや生活ホームで生活する人の割合（知的障がい者/全体）

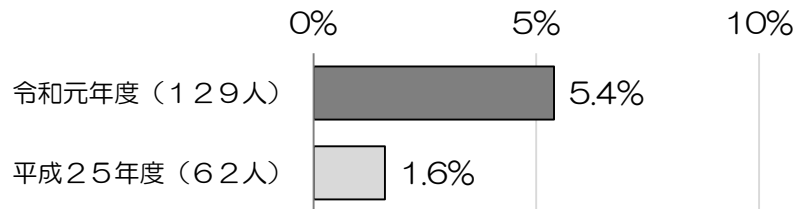
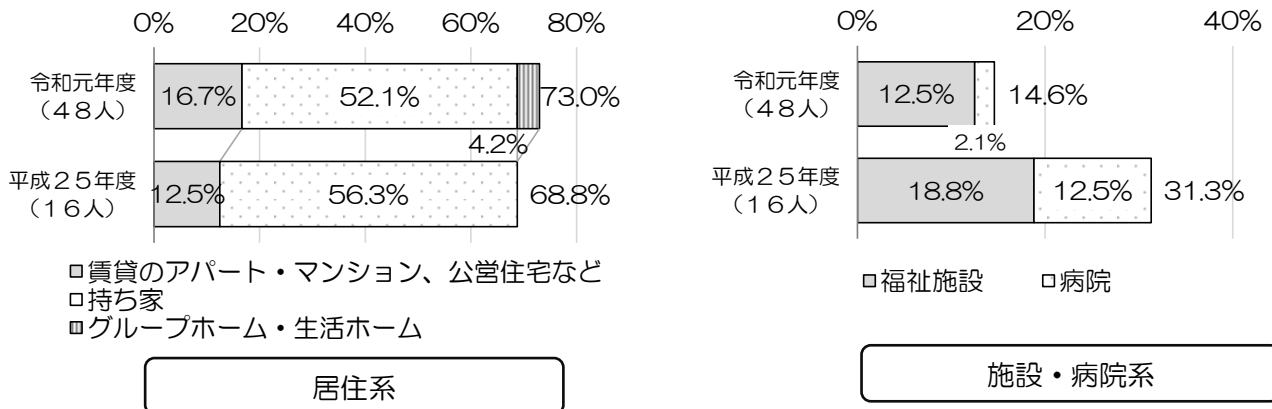


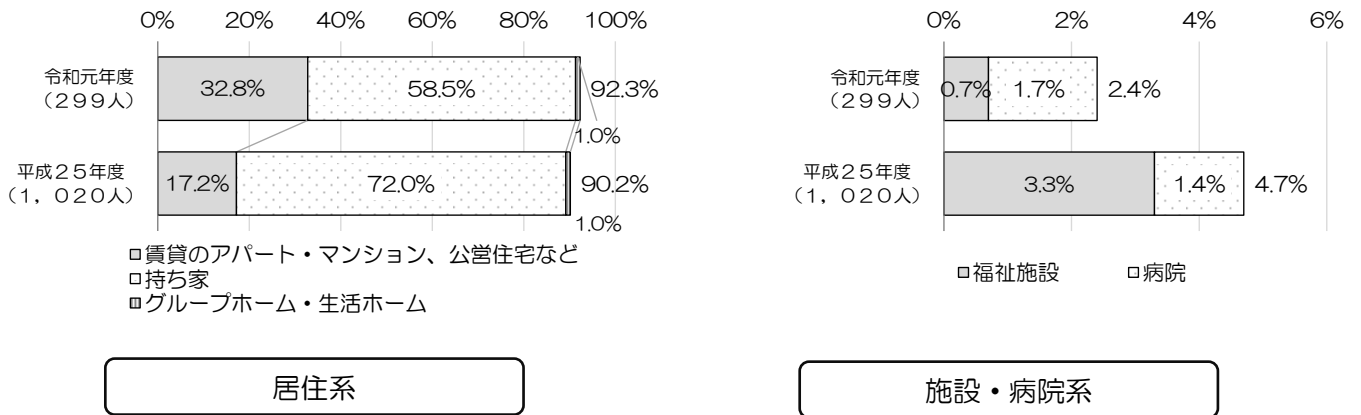
図 現在の住まい（知的障がい者/40～64歳）



Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

- 精神障がい者では、福祉施設への入所者の割合が減少するとともに、いずれの年齢の方も、持ち家の方の割合が減少して、賃貸のアパート、マンション等が増加しています。

図 現在の住まい（精神障がい者/全体）



特徴その2 就労状況や収入は前回調査と比較して少しずつ改善していますが、知的障がい者は収入の少ない方が他の障害と比較して多いのが特徴です。

- 身体障がい者の就労している人の割合は、前回調査より 5.2 ポイント増加しています。就労形態は、「企業などで正社員、正職員として働いている（契約社員も含む）」が最も多くなっています。

図 就労している人の割合（身体障がい者/18～64歳）

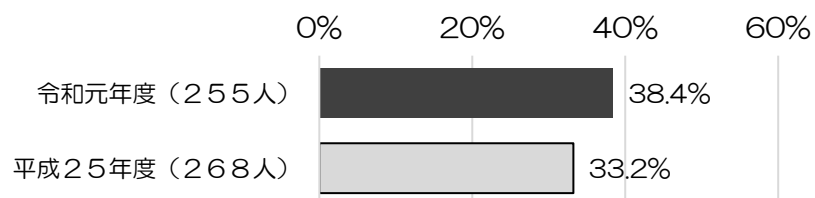
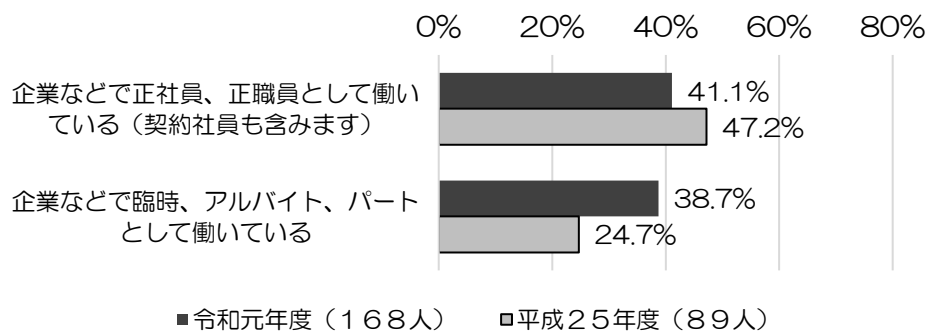


図 就労形態（身体障がい者/全体、主な項目）



- 知的障がい者の就労している人の割合は、前回調査より 12.9 ポイント減少しています。就労形態は、「福祉施設や作業所などに通所している」が最も多くなっています。ただし、前回調査と比較すると、その割合は減少しており、「企業などで正社員、正職員として働いている（契約社員も含む）」が大幅に増加するなど、一般就労が進んだことがうかがわれます。

図 就労している人の割合（知的障がい者/18～64 歳）

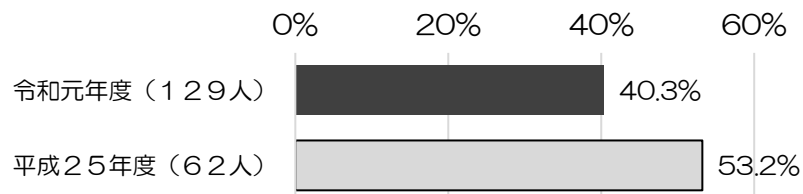
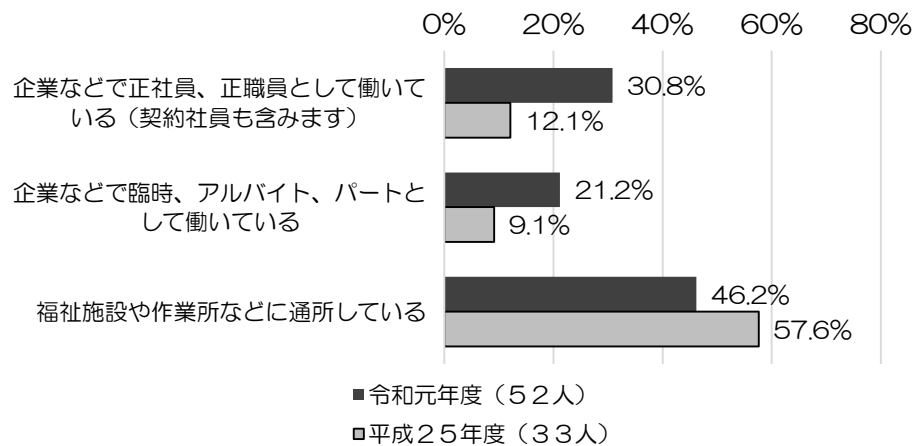
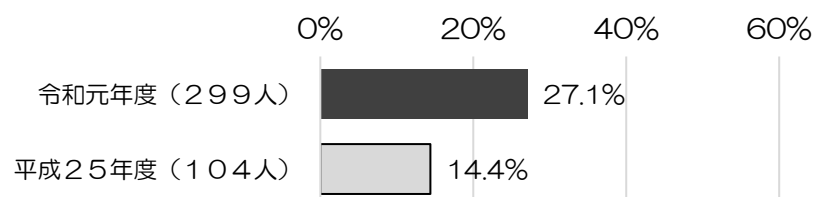


図 就労形態（知的障がい者/全体、主な項目）



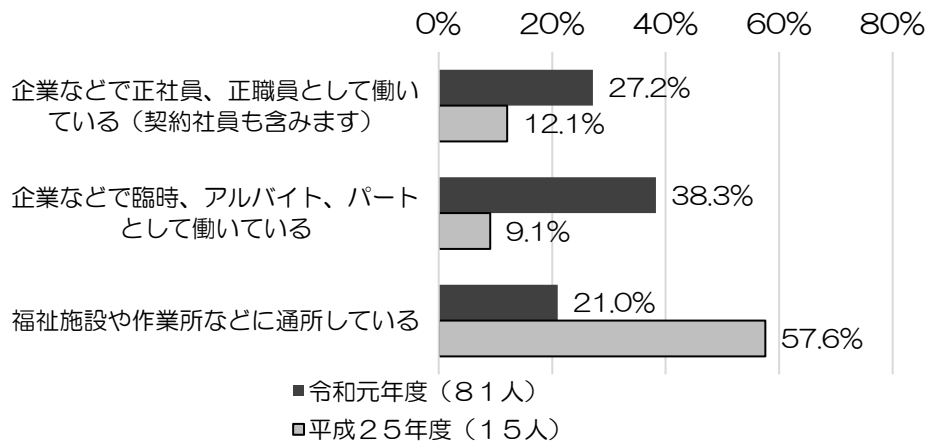
- 精神障がい者の就労している人の割合は、前回調査より 12.7 ポイント増加しています。就労形態は、「企業などで臨時、アルバイト、パートとして働いている」が最も多くなっています。なお、前回調査と比較すると、「企業などで正社員、正職員として働いている（契約社員も含む）」は約 15 ポイント増加するなど、正社員での雇用が増えていることが読みとれます。

図 就労している人の割合（精神障がい者/18～64 歳）



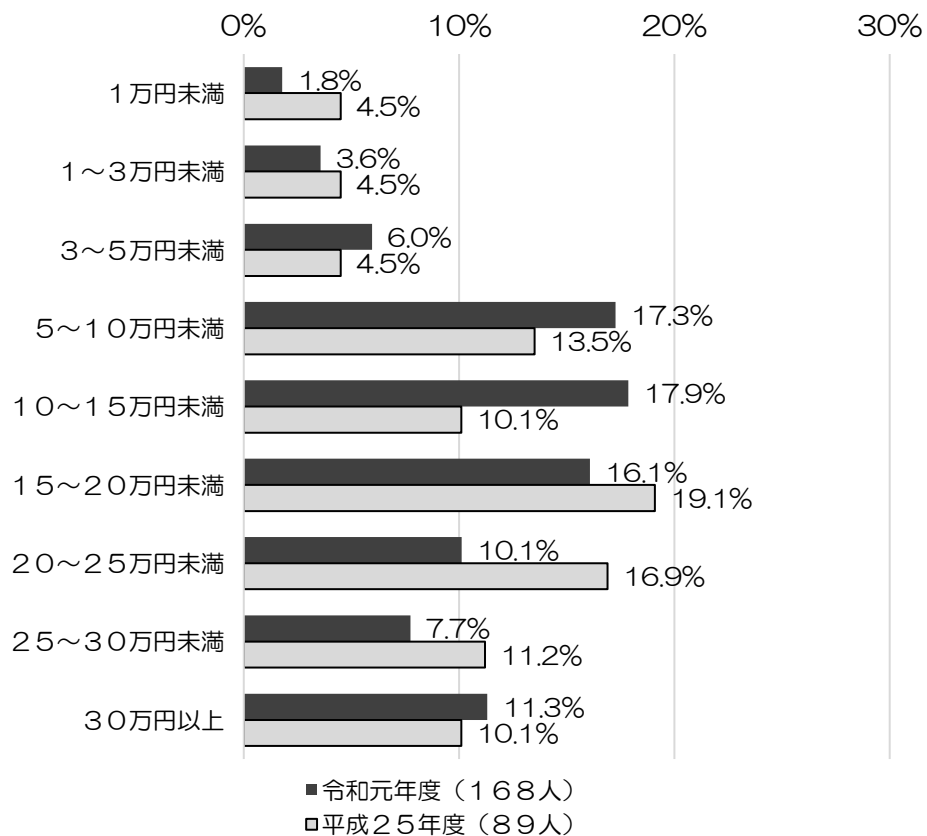
Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

図 就労形態（精神障がい者/全体、主な項目）



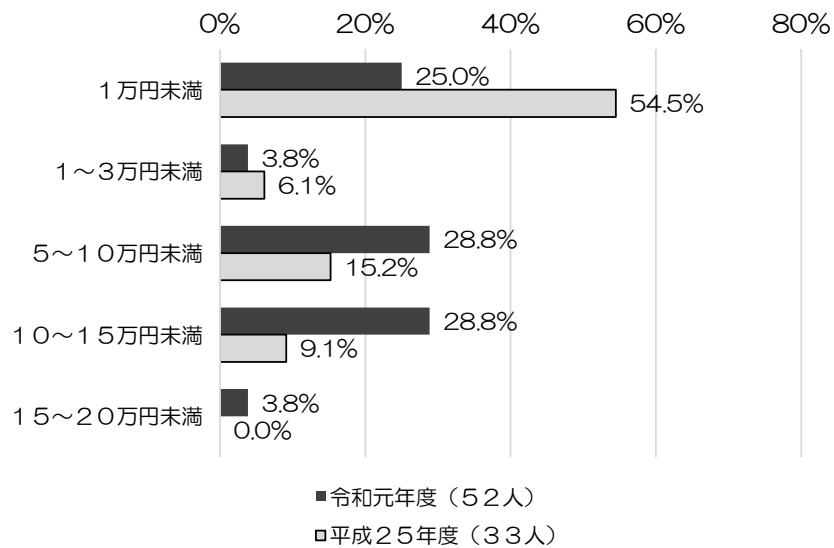
- ・収入面については、身体障がい者については、5～20万円の層が過半数を占める中、30万円以上が少し増加しています。

図 収入について（身体障がい者/全体、主な項目）



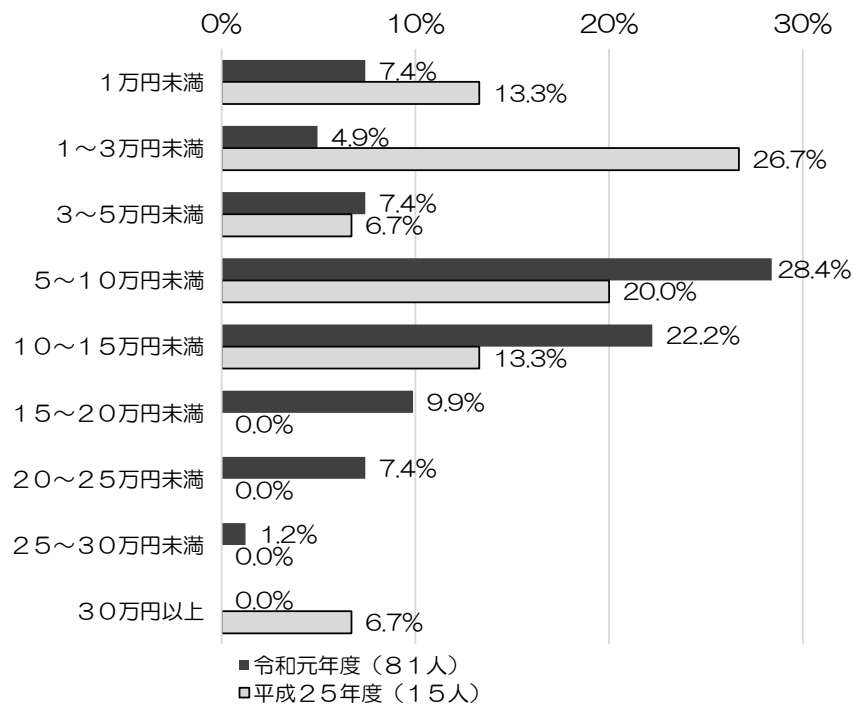
- 知的障がい者は前回調査では1万円未満が最も多くなっていましたが、今回の調査では1万円未満と、5～15万円が多くなっており、収入が二極化している状況です。

図 収入について（知的障がい者/全体、主な項目）



- 精神障がい者の収入は、前回調査では1～3万円が最も多くなっていましたが、今回の調査では5～15万円の間には過半数の方が分布するなど、全体として向上しています。

図 収入について（精神障がい者/全体、主な項目）

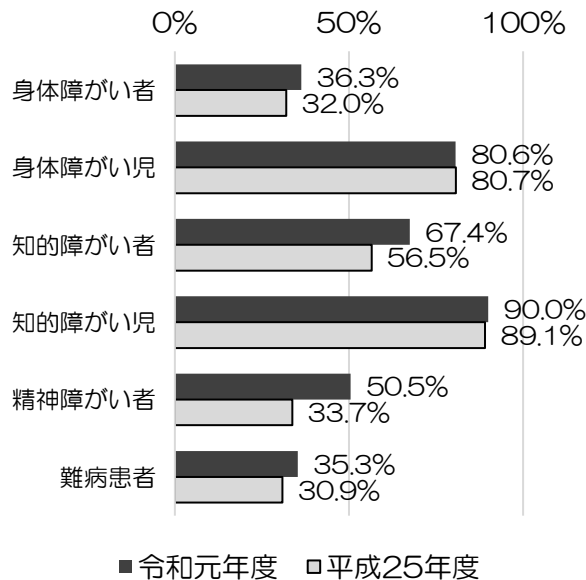


Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

特徴その3 障がい者の外出は、より活発となっていますが、外出した際の問題点がより明確になるなど、新たな課題も生じています。

- 外出の頻度は、特に知的障がい、精神障がいのある人で「ほぼ毎日」が増加しています。

図 外出の頻度で「ほぼ毎日」の割合について



- 一方、外出するときに困ることについてみると、全体では「疲れやすい」「一人では外出できない」が多くなっていますが、身体障がい児では「利用する建物の設備（トイレ）が不便」が約42%と最も多くなるなど、継続的な課題への対応が課題として見えてきます。

図 外出する際にこまったこと（全体）

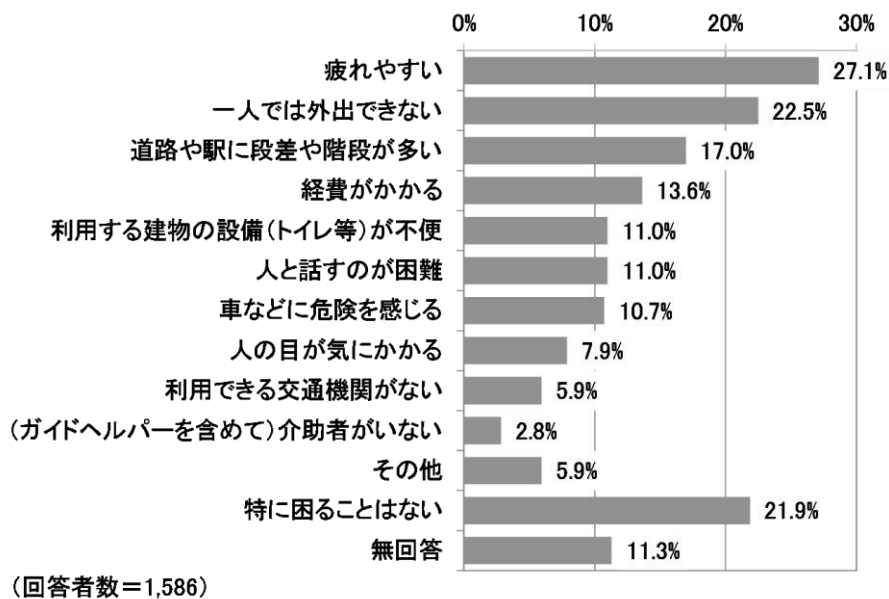
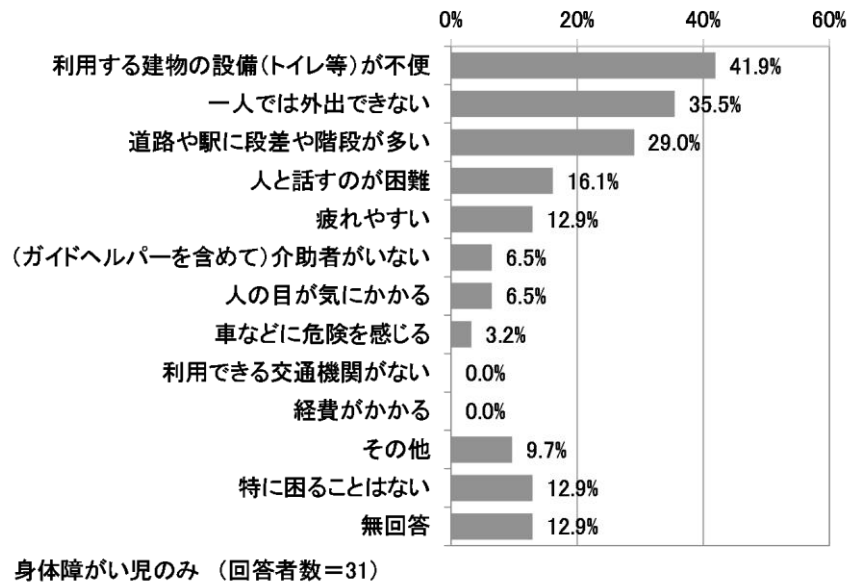


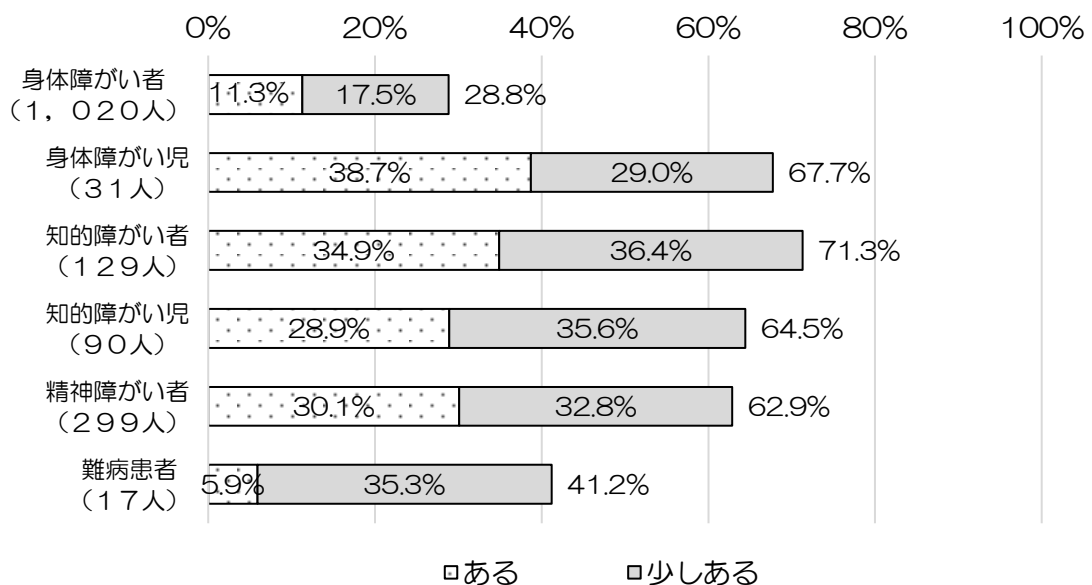
図 外出する際にこまったこと（身体障がい児のみ）



特徴その4 障がい者への理解について、身体障がい児をはじめとして、知的、精神の方は厳しい評価となっています。

- ・差別を感じるかという設問については、全体で『ある』（「ある」と「少しある」の合計）が約 40%となっています。『ある』が 60%以上の区分は、身体障がい児、知的障がい者・児、精神障がい者となっています。

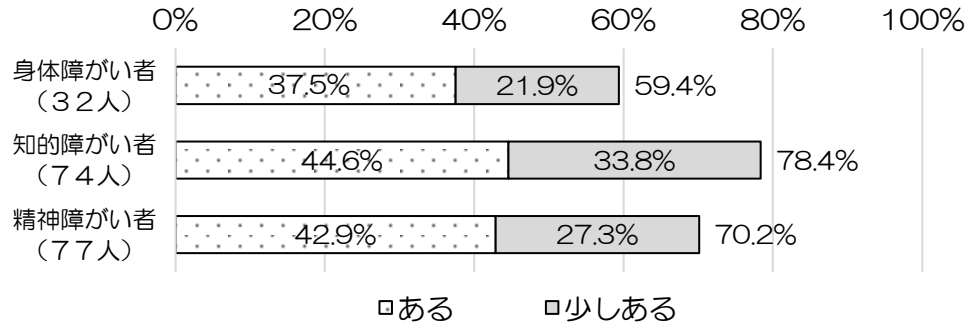
図 差別が「ある」「少しある」と回答した人の割合（全体）



Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

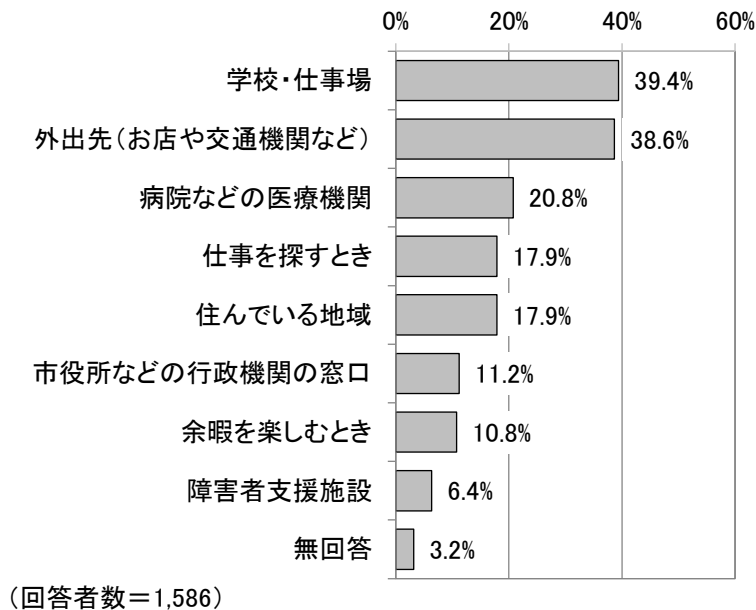
- 18～39歳の結果をみると、身体障がい者は『ある』が約60%、知的障がい者は約80%、精神障がい者は約70%と差別を感じるという傾向があります。

図 差別が「ある」「少しある」と回答した人の割合（18～39歳）



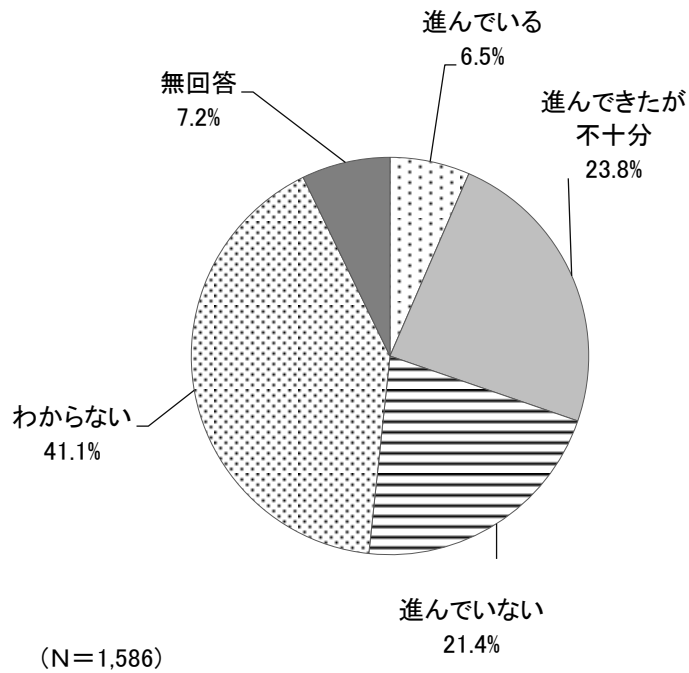
- 差別を感じる場面としては、「学校・仕事場」「外出先（お店や交通機関など）」が多くなっています。

図 差別を感じる場面（全体）



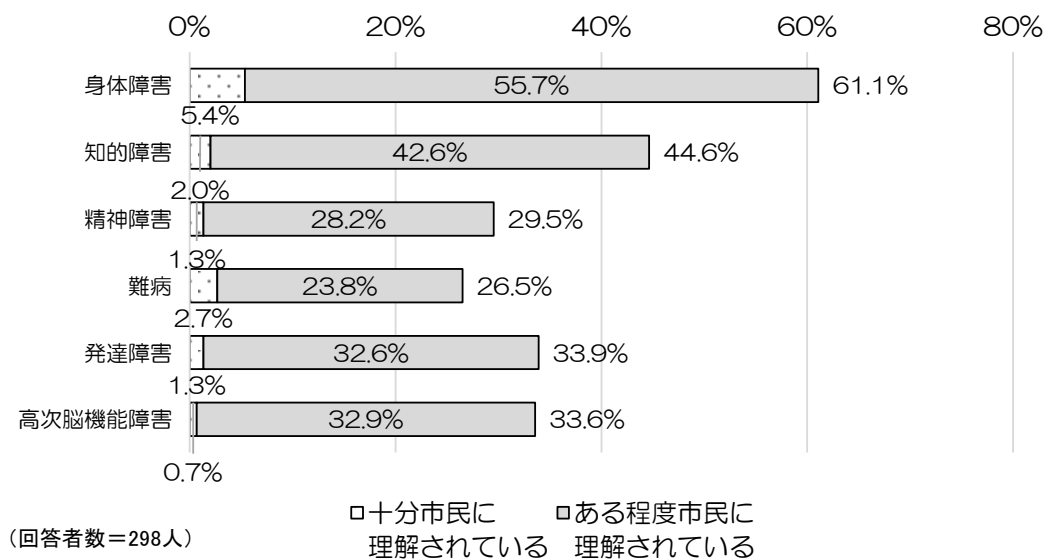
- 市民の障がい（者）に対する理解度については、「わからない」が最も多く、次いで「進んできたが不十分」の順となっています。

図 市民の障がいに対する理解（全体）



- 一方、一般市民からみた障がい者への理解度を障害種別でみると、「十分理解」と「ある程度理解」の比率は、“身体障害”が約60%と最も高く、次いで“知的障害”が約45%、“精神障害”が約30%と大きな差が見られます。

図 一般市民からみた障がいに対する理解（全体）



Ⅲ. アンケート、ヒアリング結果の概要

2. ヒアリングについて

令和2年(2020年)7月に、障がい者団体や事業者など、全28団体・事業者にヒアリングシートを送付し、24団体・事業所から回答をいただきました。

また、その中でヒアリングを希望する団体・事業者については、令和2年(2020年)7月10日、7月15日、7月17日の3日間、15の市内の障がい者団体・事業所等からヒアリングを行いました。

以下はその結果の概要(一部抜粋)です。

① 現在の事業や活動の中で困っていることや課題

- ・組織の高齢化が進むとともに、会員数の減少と、保護者の高齢化が進んでいる。
- ・個人情報保護法により、新たな会員となりそうな人の情報が入ってこない。
- ・コロナウィルスの関係で活動ができない。

② 市内に不足している障害福祉サービスで、あれば良いと思うサービス

- ・重度の障がいのある人が利用できるグループホーム等の生活の場や、総合福祉施設の整備や既存のサービスを充実してほしい。
- ・短期入所施設、入所施設を確保してほしいという意見多数。
- ・移動支援サービス等でも事業所への通所・通勤に使えるようにしてほしい。
- ・全身性障害者介護人派遣事業を拡大してほしい。
- ・サービスを必要としている障がいのある人のところまで出向いて働きかけを行うアウトリーチをより積極的に行ってほしい。

③ 障がいのある人に関する医療での課題

- ・障がいのある人を受け入れ、安心してかかることのできる病院や歯科医院等が少なく、医療センターが使いにくい。
- ・障がいのある人が安心して救急利用をできるようにすることが必要。
- ・体調不良などの緊急時に手話通訳が手配できるようにしてほしい。

④ 障がいのある人に関する就労や教育での課題

- ・特別支援学校の児童数が増加したため、教室や教員が不足している。
- ・就労移行支援事業について、障害の特性等を理解した上で、適切な支援方法をしていくことが必要。あわせて、事業者間等での情報共有も必要。
- ・春日部市障害者就労支援センターの機能強化が必要。

⑤ 災害対策や感染症対策等の課題

- ・障害の種別に応じた物資の確保と、障害の種別に応じた連絡方法、避難指示等の工夫と、避難先での障がいのある人への理解。
- ・障害についてわかる人を避難所に配置してくれると心強い。
- ・感染症対策の定期的な研修や適切な情報提供など、障害の特性を考慮した対策が必要。

⑥ 障害者計画や障害福祉計画に関するご意見等や、市の障がい者施策の課題

- 前回の障害者計画の中で位置づけを行ったが、実行できていないことも多いのではないか。また、計画策定後の定期的な進捗状況の報告を行い、できなかったことはその理由を検証することが必要。
- 家族の理解力や体力の低下による問題や、利用者の高齢化に伴い、介護保険サービスを受ける際に利用料負担が厳しく受けられない人も出てくるのではないかな。
- 市内の事業所に適切な監査や指導等を行ってほしい。

⑦ 地域で障がいのある人の社会参加や地域での活動についての課題

- 社会参加のためには、公共交通機関の充実と、多目的トイレやスロープ等の整備と、夜間も使えることが必要。
- 就労できずボランティアで社会参加したい方の相談を受けるが、活動先の理解が得られないことが多い。
- オレンジカフェ*等、高齢者に関しての集いの場はあるが、障がい者を対象にした集いの場が少なく感じる。
- 他市で作成しているリソースブック*のような発達障害向け冊子が必要。

⑧ 地域で障がいのある人の権利擁護や、障がいを理由とする差別などで困ったこと

- 受診拒否、バスの乗車拒否、入店拒否など、現在でも多くの場面で差別がある。
- 知的障がい者や精神障がい者に関しては、まだかなりの偏見を感じるため、障がい児学級の無い学校では、交流教育をより積極的に取り組んでほしい。また、発達障がい児・者への偏見や差別も多い。
- 地域の方々との相互理解が難しい。また、医者言葉づかいに問題があることがある。
- 成年後見、実際どこに相談したらよいのかわからない。障がい者の保護者にも成年後見制度の内容までは認識されていない。
- 子どもが施設に入所しているが、親亡き後の財産管理や契約手続などが心配である。成年後見制度を行政が進めてほしい。

課題の選定にあたっては、アンケート調査やヒアリング調査、社会情勢の変化および現状のデータからの分析等を踏まえ、あわせて7つの課題を抽出しました。

1. 地域社会における共生の仕組みづくり

障がいのある人が、地域の中で障がいのない人と、お互いを尊重しながらともに生活することができるよう、より多様な方策を構築する必要があります。

あわせて、障がいのある人を今まで支えてきた介護者の高齢化等により、障がいのある人の活動が制限されることがないよう、各種団体や事業者等が連携しながら支援をする仕組みづくりが必要です。

■本課題の背景

(1) 国・県の動向から

- ・*障害者基本法第3条で「あらゆる分野の活動への参加機会の確保」や、「地域社会における共生」が位置づけられている。

(2) 現計画の進捗状況から

- ・地域での活動に際して、公共施設の一部にまだバリアフリー化していない施設が残っている。

(3) ヒアリングから

- ・公共施設のバリアフリー化は進んでいるが、市役所の地下とか、一部の公民館ではまだ未対応。

(4) アンケートから

- ・障がい者への理解について、障がいのある人からは「進んできたが不十分」「進んでいない」が約45%と、理解が不十分・進んでいないという意見が多い。

2. 障害福祉サービスの充実

住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障がいのある人がいつでも必要な支援を受けることができるような、障害福祉サービスの充実が必要です。

しかしながら、障害福祉サービスの充実に向けて、事業の拡張意向はあっても、人手の確保が困難なため、サービスの増加には限界が生じています。

そのため、人材育成の研修等を支援するなど、障害福祉サービスの充実を図ることが必要です。

■本課題の背景

(1) 障害福祉サービス提供事業所全体の動向

- 人手不足により必要な障害福祉サービスが提供できなかつたり、事業の拡張ができない。

(2) 現計画の進捗状況から

- 市立医療センター等でのリハビリテーションの充実や、専門職の確保が未実施。

(3) ヒアリングから

- 重度の障がいのある人が利用できるグループホーム等の生活の場や、総合福祉施設の整備や既存のサービスを充実してほしい。
- 短期入所施設、入所施設の確保。

(4) アンケートから

- 特に身体障がいの方や、精神障がいの方では、賃貸のアパート、マンション等に居住する方が増えている。

3. 障がいのある人の就労支援

障がいのある人が地域で生活をしていくためには、その人の就労意向に応じた多様な就労場所が確保されていることが必要です。

そのため、公的機関においては法定雇用率以上の雇用を引き続き進めるとともに、民間事業者等における障がいのある人の就労を支援するため、きめ細かな情報提供等、関係機関におけるネットワークの構築が必要です。

■本課題の背景

(1) ヒアリングから

- 就労移行支援事業について、障がいの特性等を理解した上で、適切な支援方法が必要。あわせて、事業者間等での情報共有も必要。
- 春日部市障害者就労支援センターの機能強化が必要。

(2) アンケートから

- 就労状況や収入は前回調査と比較して少しずつ改善。
- 知的障がい者は収入の少ない方が他の障害と比較して多い。

IV. 課題

4. 障がいのある人の権利擁護・差別解消

障がいのある人の権利擁護や差別の解消は、いわゆる障害者差別解消法が平成 28 年（2016 年）から施行されるなど、制度的な面での取り組みは進められてきました。しかしながら、アンケート調査結果をみると、特に若い世代の方から、障がいのある人への理解について厳しい意見が多く寄せられています。また、ヒアリングの中でも、実際には権利が守られていない場面や、周囲の理解が得られない等の指摘がありました。

そのため、障がいのある人とない人との相互理解を進めていくことや成年後見制度を進めていくことが必要です。

■本課題の背景

（1）国・県の動向

- 障害者差別解消法が平成 28 年 4 月から施行。

（2）ヒアリングから

- 受診拒否、バスの乗車拒否、入店拒否など、現在でも多くの場面で差別がある。
- 知的障がい者や精神障がい者に関しては、まだかなりの偏見を感じるため、障がい児学級の無い学校では、交流教育をより積極的に取り組んでほしい。
- 発達障がい児・者への偏見や差別も多い。
- 地域の方々との相互理解が難しい。また、医者言葉づかいに問題があることがある。

（3）アンケートから

- 差別を受けたことがあるかについては、身体障がい児は「ある」、知的障がい者、精神障がい者は「少しある」が最も多い。
- 差別を感じた場面は、「学校・職場」、「外出先（お店や交通機関など）」が多い。

5. 障がいのある人の外出支援や、文化、芸術、スポーツ活動等への参加の支援

アンケート調査結果をみると、多くの方から障がいのある人の外出等には支援が必要であるという意見がありました。一方、ヒアリングでは、地域での活動に参加したいが、地域の理解が得られないことや、移動手段等についての指摘がありました。

また、春日部市社会教育委員会議の提言（「共生社会の実現に向けた社会教育のあり方について」。令和2年3月24日）において、障がいのある人々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、障がいのある人の自立や社会参加につながる事業、市民の障害に対する理解が深まるような社会教育事業の充実が求められております。

そのため、障がいのある人となない人との相互理解を進めるとともに、障がいのある人が自立した社会生活を営むための学習機会の充実や移動手段等について支援していくことが必要です。

■本課題の背景

(1) 国・県の動向

- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が平成30年（2018年）6月から施行。

(2) ヒアリングから

- 社会参加のためには、公共交通機関の充実と、多目的トイレやスロープ等の整備と、夜間も使えることが必要。
- 就労できずボランティアで社会参加したい方の相談を受けるが、活動先の理解が得られないことが多い。

6. 包括的な支援体制の構築

ヒアリングの中で、障がい者施策と高齢者施策や引きこもりの問題など、複雑化・複合化しているニーズに対して包括的な支援体制の構築を求める意見がありました。

そのため、関係機関と連携しながら各施策に関連性をもたせていくことが必要です。

■本課題の背景

(1) 国・県の動向

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日公布）の中で、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制の構築が求められている。

IV. 課題

7. 災害や感染症への対策の充実

近年、大規模な災害や感染症などが発生しており、障がいのある人の生活環境に脅威を与えています。ヒアリングの中でも、災害対策や感染症対策について力を入れることが必要との意見がありました。

そのため、障がいのある人が災害時に安全に避難できるよう、地域とも連携しながら支援体制の充実を図るとともに、避難後も必要な支援を受けることができるよう、また、感染症対策については、感染症に対する正しい情報提供とネットワークの構築が必要です。

■本課題の背景

(1) ヒアリングから

- 障害の種別に応じた、物資の確保。
- 障害の種別に応じた連絡方法、避難指示等の工夫と、避難先での障がいのある人への理解。
- 障害についてわかる人を避難所に配置。
- 感染症対策の定期的な研修や適切な情報提供など、障害の特性を考慮した対策が必要。

(2) アンケートから

- 災害時に身体障がい児、知的障がい者・児は「避難できない」が多い。
- 災害時に不安に思うことは、「必要な医療を受けられないことや、薬が手に入らないこと」「避難所で他の人と生活をする事」、「避難所まで行けないこと」が多い。

第3章 計画の基本的な考え方

I. 基本理念

春日部市の障害者計画の基本理念を、次のように定めます。

**障がいのある人もない人も、
地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして
～ 地域社会における共生の推進 ～**

本計画では、地域社会における共生の推進を引き続き推進するため、前計画（第3期春日部市障害者計画）で定めた理念を引き継ぎ、「障がいのある人もない人も、地域の中で共に安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念とします。

本市が平成13年度（2001年度）にはじめて障害者計画を策定した際に、障がいのある皆様からは、次のような言葉をいただきました。

「社会の中で「共生」していくことを前提とした支援を考える」
「障がいのある人の意思を尊重すると共に、区別、特別扱いを止める」
「障がいのある人がいつでも社会参加できる」
「多様な障害の特性を理解する」
「障がいのある人が地域の学校に通い、地域で共につどい学べる社会をつくる」
「障がいのある人もない人も、互いの障害の種類や内容を理解して、共に暮らす」
「障がいのある人もない人も、共に生きることの課題も踏まえたうえで、共に生きていく」

本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、多くの関係者の皆様からのご意見を伺いながら各種施策を進めています。これからも市民の皆様との対話を重ね、市民と行政とがお互いの役割を分担しながら、少しずつでも前に進んでいくことをめざします。

Ⅱ. 基本方針

基本理念に基づき、基本方針を次のように定めます。

1. すべての市民が安心できる障がい者施策の推進

現代社会では、病気や事故のほかにも精神的なストレスによる障害など、障害のあらわれる原因が多様化しています。

障がいのある人にやさしい社会づくりの実現を図り、あわせて、すべての市民が安心して過ごせる社会の構築につなげるため、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らすことができる障がい者施策を推進します。

2. 障がいのある人の意思を尊重し、その人らしく暮らせる地域づくり

障がいのあるすべての人（※）に対して、社会参加や就労支援をはじめ障害の状況に応じた支援を行うことにより、障がいのある人一人ひとりの自己決定が尊重される地域社会づくりをめざします。

あわせて、障がいのある人自らが情報発信したり、自ら多様な役割を担うことができるよう多様な形での支援を行います。

また、障がいのある人の保護者など、支援者の方の負担軽減に努めます。

3. 市民と行政が共に支え合う、市民との協働の推進

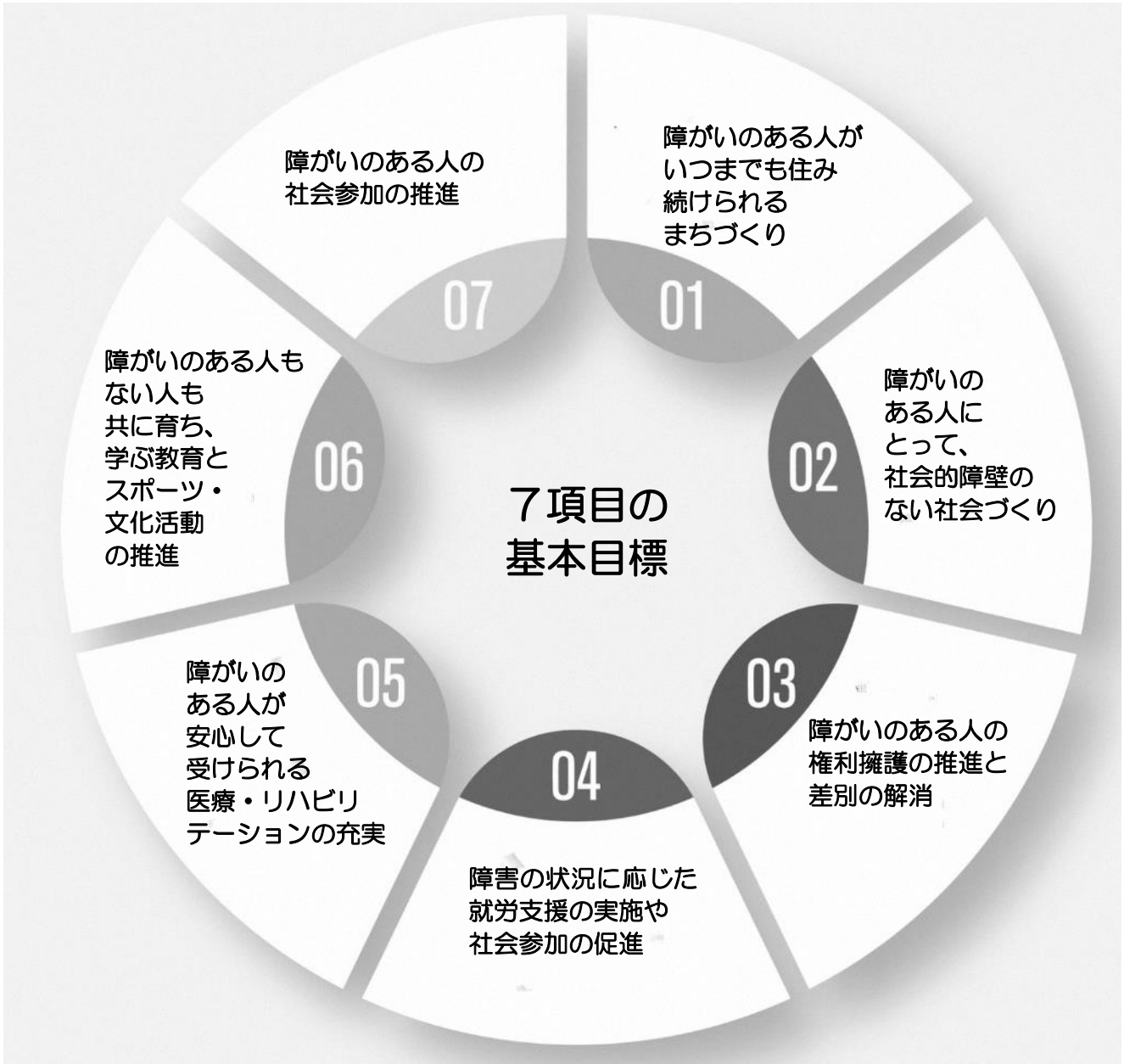
市民一人ひとりの知識や経験を生かしながら、市民と行政との協働により、障がいの有無にかかわらず、すべての人が共に支え合い、安心して暮らせる社会づくりをめざします。

※障がいのあるすべての人とは・・・

障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいおよび高次脳機能障がいのある人ならびに難病患者です。

Ⅲ. 基本目標

基本理念および基本方針に基づき、基本目標を次のように定めます。
 また、次ページには、施策体系図、その次のページからは施策一覧図を掲載しています。



IV. 施策の体系

施策体系図

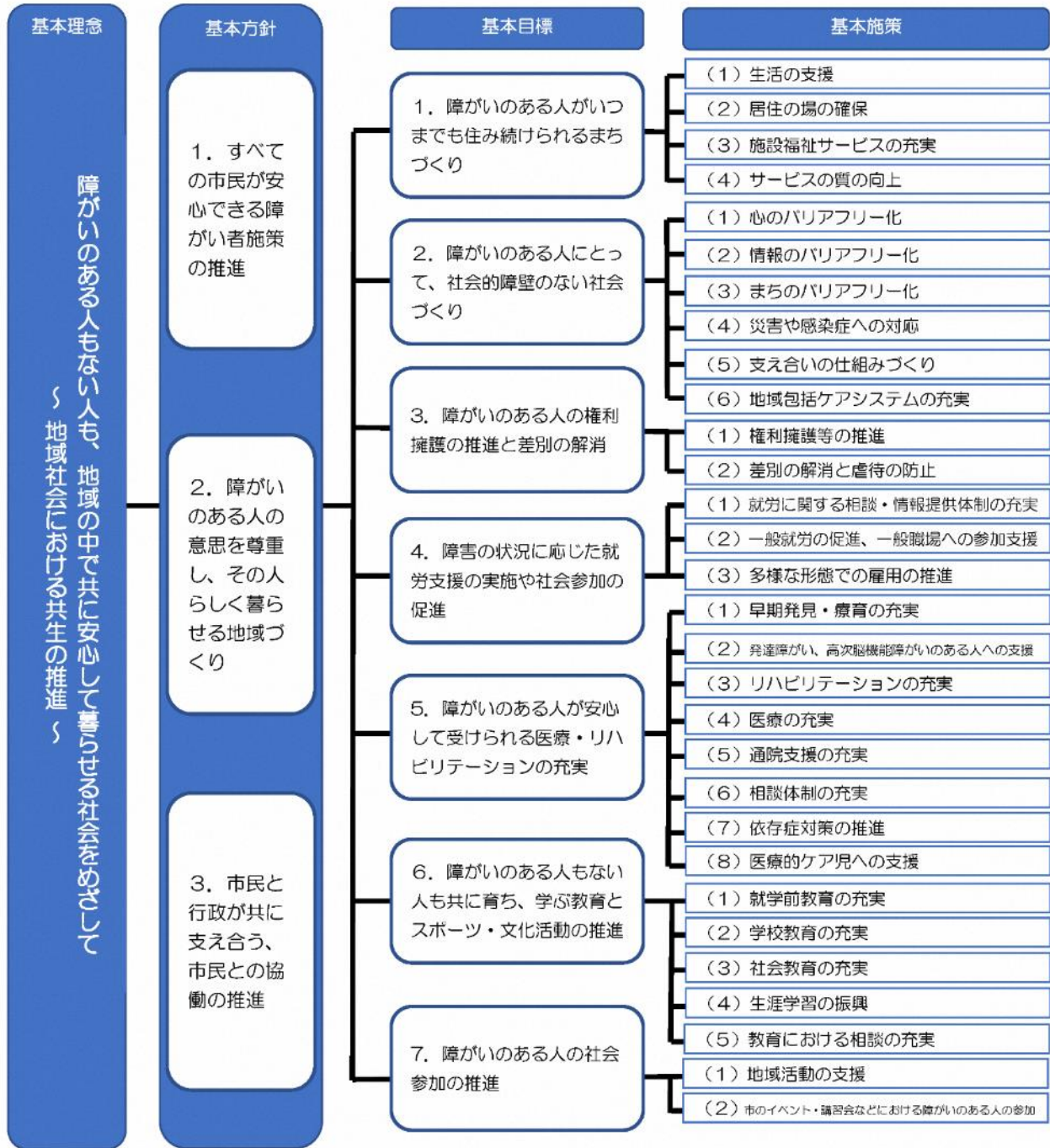
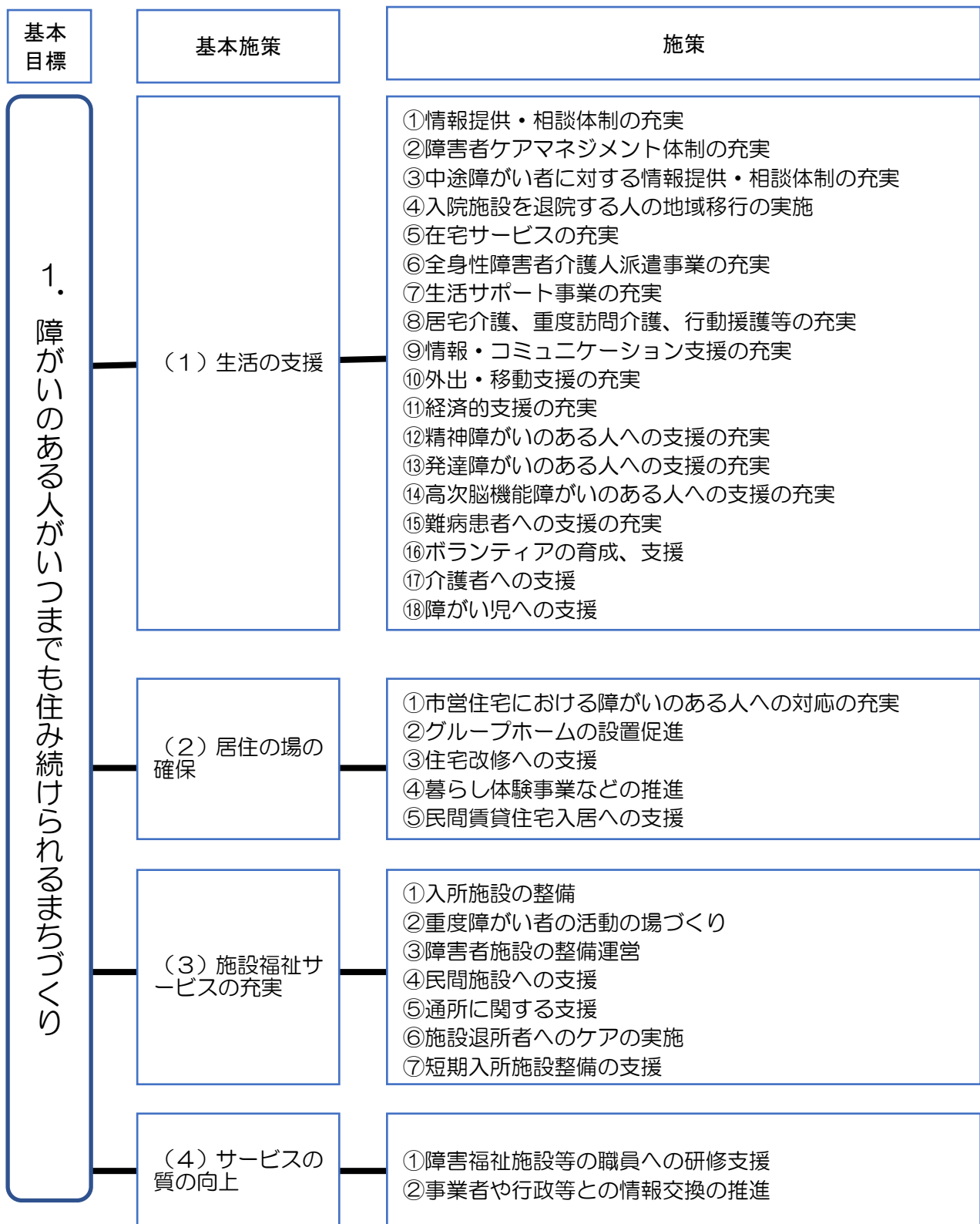
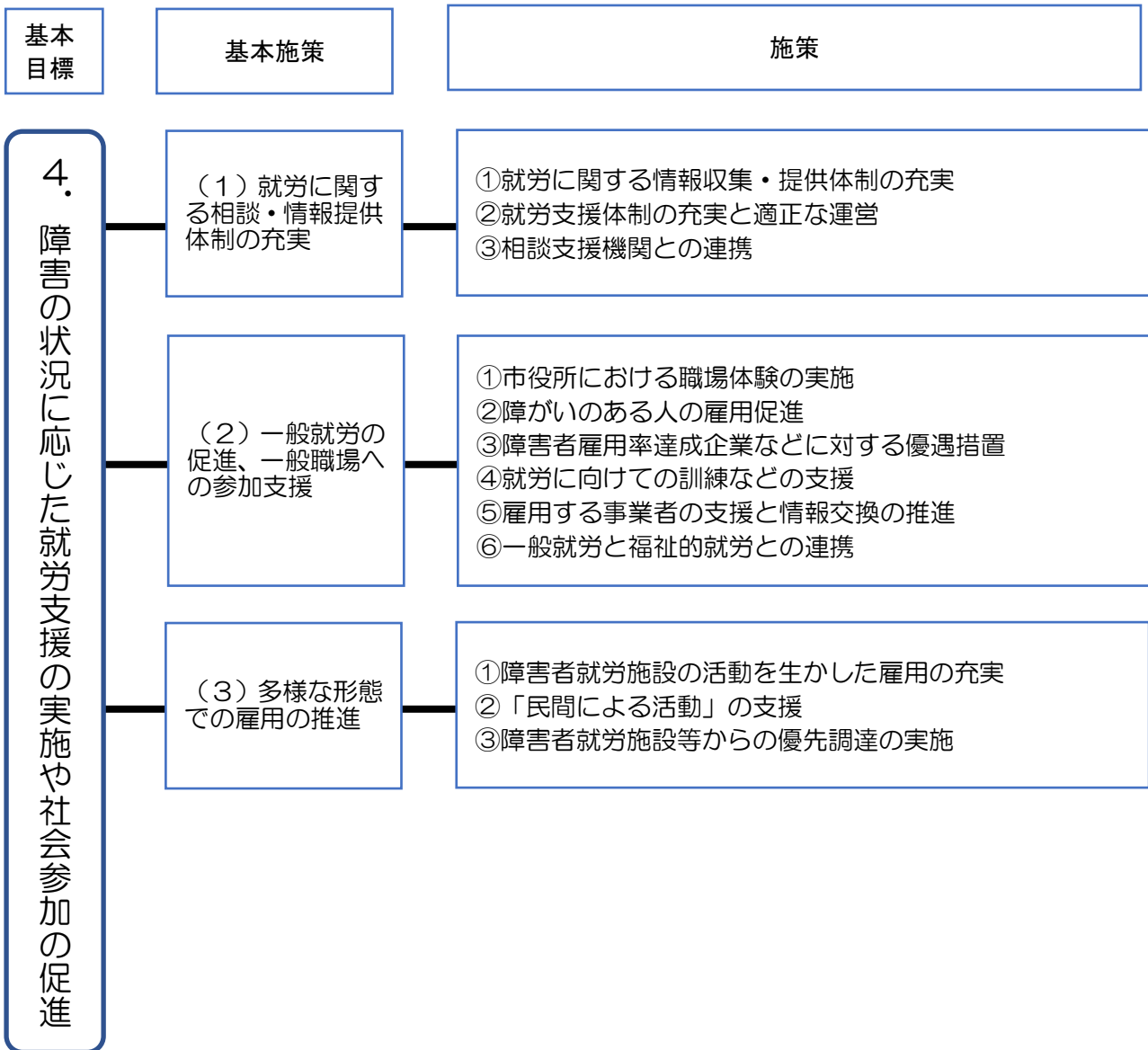
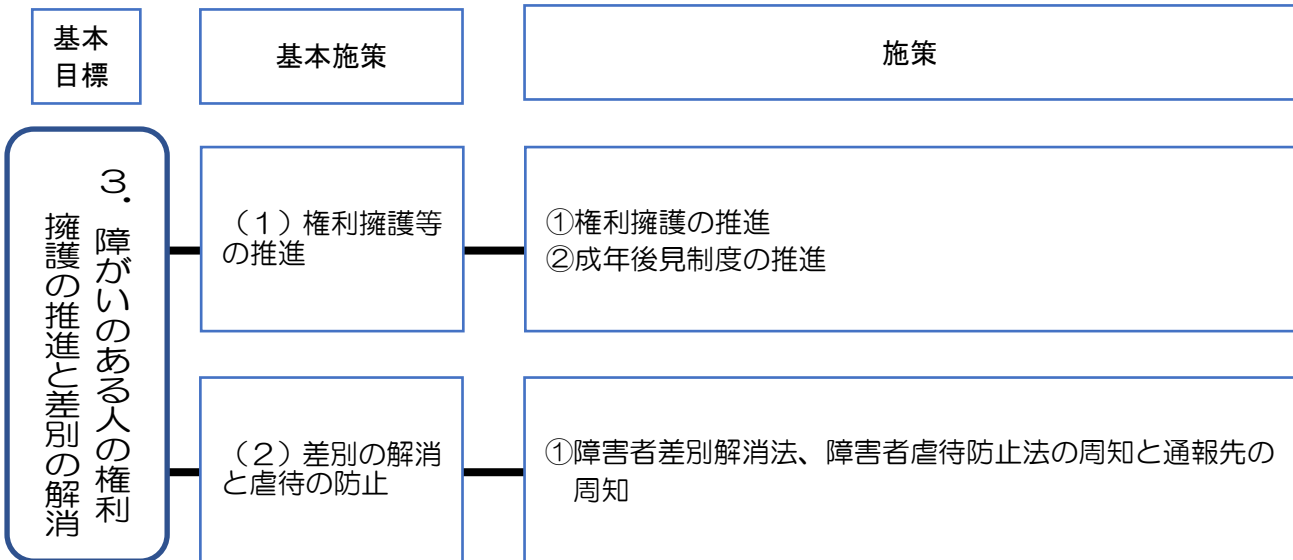


図 施策一覧図

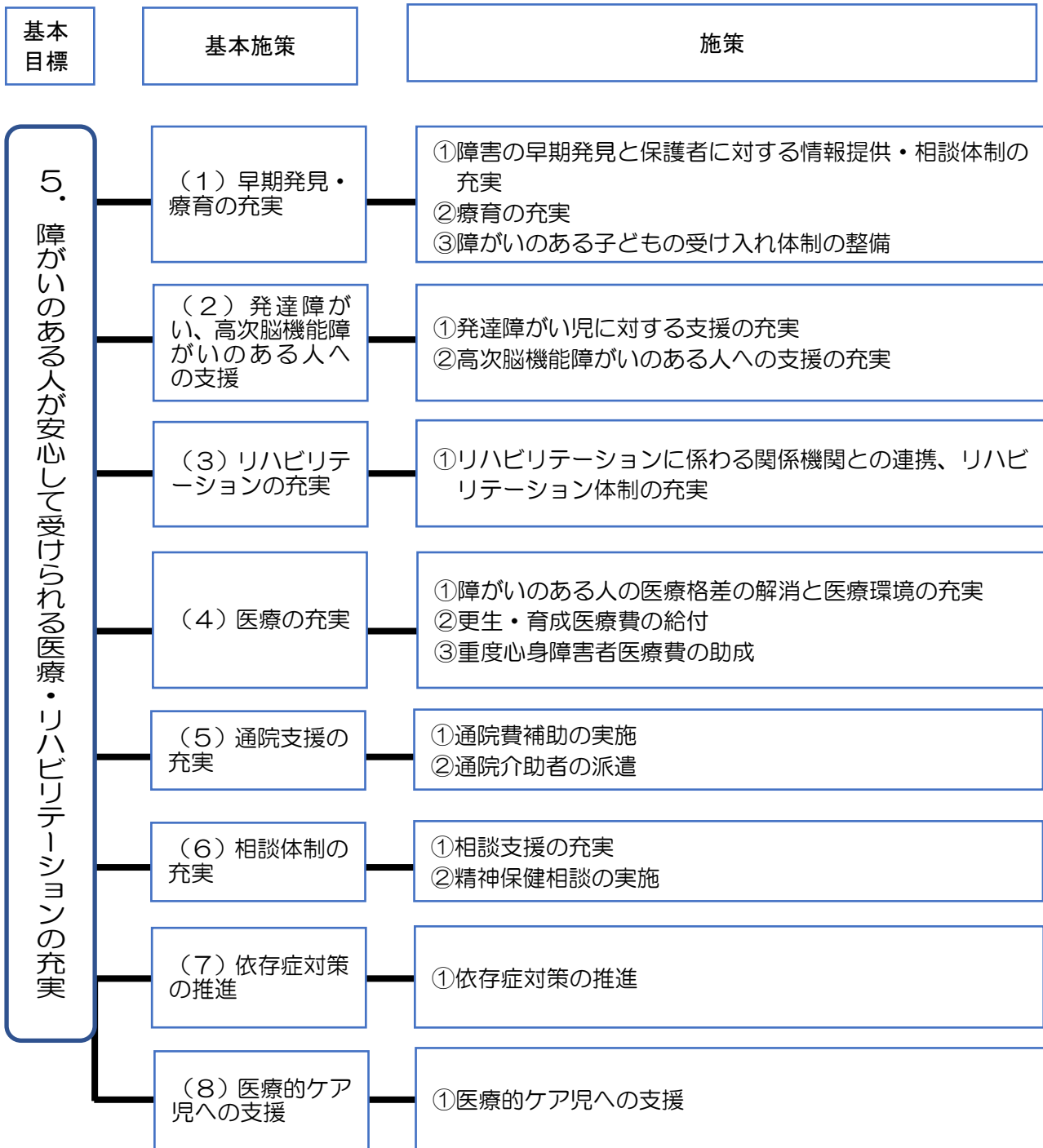


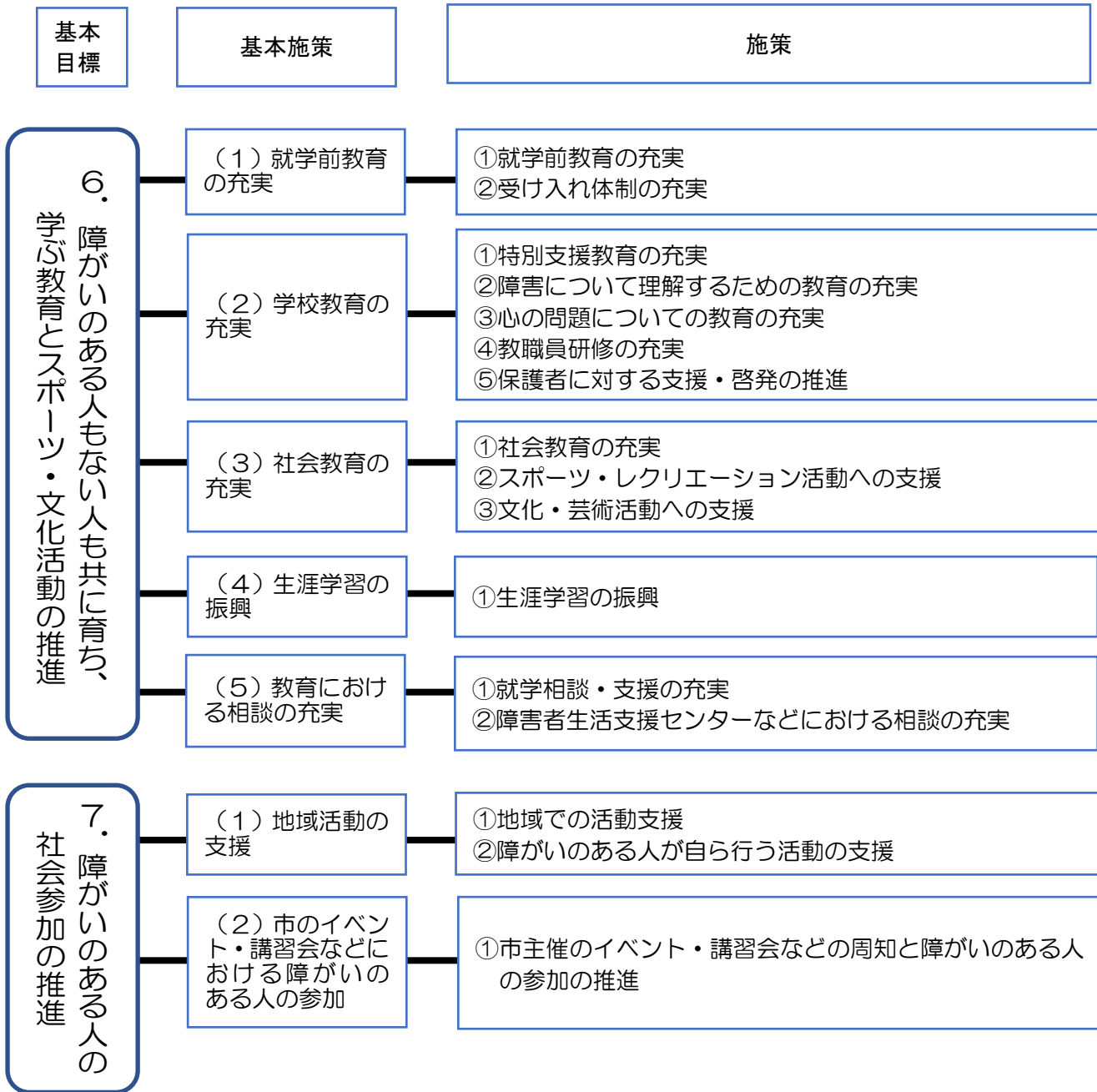
IV. 施策の体系

基本目標	基本施策	施策
2. 障がいのある人にとって、社会的障壁のない社会づくり	(1) 心のバリアフリー化	①共に学ぶ教育の推進 ②地域での交流の場づくり ③共に学び、共に遊ぶ場の創出 ④市民全体に対する意識啓発の充実 ⑤居住地交流の推進（就学前） ⑥居住地交流の推進（就学後） ⑦障害について理解するための教育の実施 ⑧講習会の開催（手話、点字） ⑨市内福祉団体の活動の周知
	(2) 情報のバリアフリー化	①わかりやすい情報の提供 ②窓口情報の充実 ③広報のバリアフリー化 ④市ホームページのバリアフリー化 ⑤手話研修の実施と要約筆記の推進 ⑥各種サービスへの情報入手に対する支援の充実 ⑦図書館における情報提供の実施 ⑧内部障がいのある人の表示について ⑨災害や感染症等の情報提供の推進
	(3) まちのバリアフリー化	①公共施設のバリアフリー化 ②学校のバリアフリー化 ③道路などのバリアフリー化 ④鉄道施設のバリアフリー化 ⑤バスのバリアフリー化 ⑥市営住宅のバリアフリー化 ⑦民間施設のバリアフリー化
	(4) 災害や感染症への対応	①災害時要援護者名簿の整備 ②災害時における救援体制の整備 ③災害時における一次避難所の充実 ④災害時における二次避難所の確保と充実 ⑤災害時における医療品や必要物資等の確保 ⑥感染症対策の推進
	(5) 支え合いの仕組みづくり	①地域サロンの検討 ②ボランティアの育成と活動の支援
	(6) 地域包括ケアシステムの充実	①複合的な課題への対応



IV. 施策の体系





第 4 章 施策

基本目標 1. 障がいのある人がいつまでも住み続けられるまちづくり



基本施策 (1) 生活の支援

①情報提供・相談体制の充実

障がいのある人や家族の多様な相談に適切に応じられるよう、窓口相談の充実に努めます。

また、相談支援事業所をはじめとする相談支援機関との連携を強化して、地域での生活に必要な体制作りを行うとともに、相談支援事業所の周知を図ります。

さらに、近年は 8050 問題*のように、障がい以外の要素を含む複合的な課題を有する課題が増加しているため、関係機関との連携強化に努めます。

②障害者ケアマネジメント体制の充実

障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、相談体制の強化に努めます。

また、相談支援事業所を中心に、サービス等利用計画に基づき、必要な福祉サービスを総合的に利用できる体制を充実します。

③中途障がい者に対する情報提供・相談体制の充実

相談支援事業所や医療、教育、就労など、さまざまな分野の支援機関と連携を図りながら、中途障がい者に対して、障害福祉サービスや訓練支援を行うとともに、その障害特性に応じた情報提供や相談の充実に努めます。

④入院施設を退院する人の地域移行の実施

入院施設を退院して在宅に移行する人が、円滑に地域移行ができるよう、相談支援事業所等と連携しながら必要な情報を提供します。

⑥在宅サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の生活状況などを把握するとともに、障がい者本人の意思を尊重しながら、実情にあった在宅サービスの充実を図ります。

また、市内すべての地域で質の高いサービスが提供できるよう、地域資源偏在の解消に努めます。

⑥全身性障害者介護人派遣事業の充実

外出する際に支援を必要とする全身性障がいのある人に介護人を派遣することにより、全身性障がいのある人の生活圏の拡大・充実を図ります。

⑦生活サポート事業の充実

在宅での生活を支援し、施設へ入所しなくても地域で生活できるようにするため、生活サポート事業について民間の登録団体の拡充に努めます。

⑧居宅介護、重度訪問介護、行動援護等の充実

居宅での自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活に関する相談援助、生活全般にわたる援助を行います。

⑨情報・コミュニケーション支援の充実

障がいのある人の意思疎通や情報取得を図るため、IT講習の実施や手話通訳者、要約筆記者の派遣、点字版広報紙や声の広報の作成などを行います。

また、障がいのある人や、その介護（支援）者の高齢化も進んでいるため、わかりやすい情報の提供に努めます。

⑩外出・移動支援の充実

タクシー利用料金・燃料費の助成、レンタカー業者への委託によるリフトカーの貸し出し事業、市コミュニティバス（春バス）などの移動支援を引き続き実施します。

また、外出頻度に応じた制度の見直しを行うとともに、制度の内容と対象者について分かりやすく周知します。

⑪経済的支援の充実

障がいのある人の生活設計に関する相談に努めます。

また、医療費の助成や各種手当、各種割引制度などを活用することにより、障がいのある人に対し経済的支援を行います。

基本目標 1. 障がいのある人がいつまでも住み続けられるまちづくり

⑫精神障がいのある人への支援の充実

障がいのある人が、地域で安心して暮らせるための住居として、グループホームやホームヘルプサービスの利用を促進します。

また、精神障がいのある人の日中活動支援の拡充を図り、個々のニーズにあわせたサービスの提供を行います。

さらに、交流や相談の場としての相談支援事業の推進や地域活動支援センターの充実に努めます。

⑬発達障がいのある人への支援の充実

発達障がいのある人への支援は、関係機関と連携しながら適切な情報提供やニーズに合わせた必要な支援を行うとともに、市民への周知を図ります。

⑭高次脳機能障がいのある人への支援の充実

高次脳機能障がいのある人への支援については、関係機関と連携し、適切な情報提供や必要な支援を行うとともに、市民への周知を図ります。

⑮難病患者への支援の充実

難病患者が、地域で安心して生活したり、通院することができるよう、保健機関、医療機関などと連携を図りながら、障害福祉サービスの利用を促進し、生活を支援します。

⑯ボランティアの育成、支援

障がいのある人の多様なニーズに対し行政だけでは対応できない部分について、情報誌の発行や各種イベントを開催することで、ボランティアに対する情報提供や参加意識の醸成を図ります。

また、障がいのある人が安心してスポーツができるよう、専門のボランティアの確保に努めます。

⑰介護者への支援

介護者向けに各種情報の提供を行います。また、介護者の高齢化に伴う課題等に対して、様々な施策を検討します。

⑱障がい児への支援

障がいのある子どもに対する相談体制の充実に努めるとともに、各種サービスのあり方を関係機関と連携しながら検討します。

基本施策 (2) 居住の場の確保

①市営住宅における障がいのある人への対応の充実

市営住宅の改修や借り上げなどの際に、一般世帯向けに加えて、障がいのある人に対応した居住空間の整備を検討します。

②グループホームの設置促進

障がいのある人が地域の中で生活できるよう、グループホームなどについて、民間事業者の誘致等も含め、地域のバランスを考慮した設置を促進します。

③住宅改修への支援

重度心身障害者居宅改善整備費補助事業などにより、住宅改修の支援を行います。

④暮らし体験事業などの推進

障がいのある人がグループホームなどでの暮らしを体験することにより、障がいのある人の地域生活への円滑な移行の推進を図ります。

あわせて、地域の中で障がいのある人が一時的に居住できる場の確保を検討します。

⑤民間賃貸住宅入居への支援

県のおんしん賃貸住宅等登録制度等を活用しながら、障がいのある人の民間賃貸住宅での入居等を支援します。

基本施策 (3) 施設福祉サービスの充実

①入所施設の整備

障がいのある人の入所施設などについては、民間事業者を支援するとともに、グループホームなどとも整合を図ります。また、既存の施設の活用などについても検討していきます。

②重度障がい者の活動の場づくり

活動の場が少ない重度障がいのある人について、通所支援施設での受け入れを行うことで、地域で自立した生活の一助とし、社会への参加を進める拠点としての活動ができるよう支援していきます。

③障害者施設の整備運営

市が設置している施設については、社会動向や地域の動向を勘案しながら、ニーズにあった施設運営のあり方を引き続き検討します。

また、施設運営をさらに充実するよう努めます。

④民間施設への支援

民間施設については、自立支援協議会や関係機関と連携しながら、運営にかかる相談や情報提供など各種支援を行います。

⑤通所に関する支援

障がいのある人が安心して通所できるよう、生活サポート事業などにより通所を支援します。

⑥施設退所者へのケアの実施

就労事業所などを途中で退所した人や、就職して退所した人などに対して、在籍していた事業所などと連携をとりながらケアを行います。

⑦短期入所施設整備の支援

民間事業者による短期入所ができる施設整備を推進します。

基本施策 (4) サービスの質の向上

①障害福祉施設等の職員への研修支援

障害福祉施設等の職員の能力向上のため、職員の研修の支援を行います。また、障害福祉のサービスの質の向上を図るため、第三者評価の受審を支援します。

②事業者や行政等との情報交換の推進

事業者や行政等が、各種情報を交換できる場の設置に努めます。

基本目標2. 障がいのある人にとって、社会的障壁のない社会づくり



基本施策 (1) 心のバリアフリー化

①共に学ぶ教育の推進

障がいのある子どもとない子どもが、自らの意思を尊重しながら、分け隔てなく共に学び育つことができるように、多様な支援方法を検討します。また、障がいのある子どもがいない学校においても、障がいのある子どもとの交流の機会を確保します。

特別な支援が必要な場合でも、分け隔てられることのないよう、家庭や地域と協力していきます。

②地域での交流の場づくり

障がいのある人とない人の交流を図るための活動を支援することで、地域行事等における交流の機会づくりを促進します。

③共に遊び、学ぶ場の創出

障がいのある子どもとない子どもが、保育所、幼稚園、学校などで共に遊び・学ぶ機会の充実に努めます。また、既存の公共施設などを活用し、共に遊び・学ぶ場の創出に努めます。

④市民全体に対する意識啓発の充実

心のバリアフリー、障害に対する情報提供や理解の促進および思いやりと助け合いのまちづくりを推進するため、市の広報紙による情報提供、各種イベントなどを活用した啓発、いきいきクラブ連合会やふれあい大学、公民館などでの講座などを通じ、市民全体に対して情報提供と意識啓発を行います。

広報紙については毎年継続で特集を組むなど、障がいのある人への理解の促進および障がい者関連情報の提供を行います。

基本目標2. 障がいのある人にとって、社会的障壁のない社会づくり

⑤居住地交流の推進（就学前）

障がいのある子どもが自分の住んでいる地域の保育所・幼稚園に通い、地域の子もたちと交流する居住地交流を推進します。また、公立保育所で開催される「地域交流会」、児童センターおよび子育て支援センターで開催される事業などを活用して、障がいのある子どもとない子どもが交流できる機会の充実を図ります。

⑥居住地交流の推進（就学後）

特別支援学校に通う児童・生徒が地域社会の中で、その一員として豊かに生きることができるよう、自分の住んでいる地域の児童・生徒との交流を推進します。

また、特別支援学校の児童・生徒と居住地の学校とが交流し、共に学んだり、活動をしたりするなどの交流を行うことで、地域で生活ができる体制づくりを行います。

⑦障害について理解するための教育の実施

小・中・義務教育学校における総合的な学習の時間などを活用して障害に対する差別や偏見をなくし、障害の種類やその内容、障がいのある人の生活、社会で受けている不利益などについて理解を深める教育を行います。

⑧講習会の開催（手話、点字）

市内に在住、在勤、在学している人を対象に、手話講習会、点字講習会を開催し、視覚障がい、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを支援します。

⑨市内福祉団体の活動の周知

市内福祉団体の活動や、「ふれあい広場」をはじめとしたイベントを活用しながら、市民に市内の福祉団体の活動を知ってもらい、福祉に関する理解を深めてもらうよう努めます。

基本施策 (2) 情報のバリアフリー化

①わかりやすい情報の提供

障がいのある人本人や、高齢になられた介護者でも理解できるよう、わかりやすい情報の提供に努めます。

また、「障がい者の福祉ガイド」や、障害福祉サービス「事業所ガイドブック」の普及を関係機関と連携しながら進めます。

②窓口情報の充実

障がいのある人に必要な情報が提供できるよう、支援機器の活用も含め、引き続き市の窓口情報の充実を図ります。

③広報のバリアフリー化

市の広報紙については、引き続き朗読ボランティアと連携しながら声の広報を実施するとともに、点字ボランティアと連携しながら点字版などの作成を行い、視覚障がいのある人への貸し出しを行います。

また、広報紙の作成に当たっては、見た目を分かりやすく、読み手に負担を掛けないユニバーサルデザインに配慮した紙面づくりを行います。

④市ホームページのバリアフリー化

障がいのある人が必要な情報を容易に探すことができるよう、引き続きホームページの見やすさ、使いやすさの工夫に努めます。

⑤手話研修の実施と要約筆記の推進

市の窓口到手話のできる職員を配置できるように努め、聴覚障がいのある人への支援を行えるよう、職員を対象に手話研修を実施し、受付のバリアフリー化を推進します。

また、要約筆記についても関係機関と連携しながら、事業を推進します。

⑥各種サービスへの情報入手に対する支援の充実

市内の施設をより利用しやすくするため、施設の開所にあたり、事業所に対して需要のある地域に関する情報提供を推進します。

また、情報提供が可能な施設に対し、効果的な情報発信を支援します。

⑦図書館における情報提供の実施

点字資料、大活字本、デイジー図書などの図書館資料の提供及び拡大読書器、ルーペ、筆談ボード、車いすなどの補助具の整備を引き続き実施します。

また、音声読み上げや文字拡大・反転などの機能を有する電子書籍を積極的に導入し、障がいのある人が独力で読書を楽しむ機会を拡充します。

さらに、配本サービス、対面朗読サービスなどを継続するとともに、点訳や朗読などの図書館ボランティア活動を支援します。

⑧内部障がいのある人の表示について

内部障害を示す「ハートプラスマーク」について、広報等を活用しながら周知に努めます。

⑨災害や感染症等の情報提供の推進

災害や感染症などの発生時には、障がいのある人の特性に応じさまざまな媒体を活用して情報提供に努めます。

基本施策 (3) まちのバリアフリー化

①公共施設のバリアフリー化

市庁舎については、建替えにあたりバリアフリー化の要求水準や要する設備などを整備していきます。公民館、市民文化会館その他の公共施設において、引き続きバリアフリー化を推進します。

②学校のバリアフリー化

市の学校において、障がい者用トイレやエレベーターの設置検討、スロープの設置など、校内のバリアフリー化を推進します。

③道路などのバリアフリー化

バリアフリー新法や県の条例に基づき、歩道の整備、歩道と道路の段差の解消、歩道の拡幅などを推進します。

また、信号機の設置や交通規制などを関係機関に要望します。

④鉄道施設のバリアフリー化

鉄道会社と協議しながら、関係機関に対し鉄道施設のバリアフリー化を促進します。

⑤バスのバリアフリー化

バス事業者と協議を重ねながら、ノンステップバスの導入を促進するとともに、事業者に対し、乗務員への車いすの取り扱い手法の周知に努めます。

⑥市営住宅のバリアフリー化

高齢者・障がいのある人向け住宅の整備とバリアフリー化を引き続き実施します。

⑦民間施設のバリアフリー化

特定生活関連施設について高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が利用しやすい建物となるよう、バリアフリー新法*や県の条例に基づき、指導や助言を行います。

また、民間共同住宅を建てる際には、バリアフリー新法や県の条例に基づき建設するよう指導を行います。

基本施策 (4) 災害や感染症への対応

①災害時要援護者名簿の整備

障がいのある人など、災害時に手助けを必要とする人の名簿（要援護者名簿）を整備・充実します。

②災害時における救援体制の整備

地域の自治会や自主防災組織および福祉団体などの協力により、災害時要援護者の安否確認や救出・救護を行い、避難場所へ誘導する体制を整備します。あわせて、防災訓練などへの支援を継続して実施します。

③災害時における一次避難所の充実

障がいのある人なども滞在する避難所について、避難所運営に必要な資機材等を配備し、受け入れ体制の充実を図ります。

④災害時における二次避難所の確保と充実

一次避難所において共同生活が困難な障がいのある人などのために、障がいの特性に配慮した二次避難所（福祉避難所）の確保と運営体制の充実を図ります。

⑤災害時における医療品や必要物資等の確保

簡易トイレや必要な医療品など、障がいのある人向けの必要な医療品や物資の備蓄を関係機関と連携しながら推進します。また、医薬品については、関係機関と連携を図りながら、供給体制の充実に努めます。

⑥感染症対策の推進

感染症対策については、その感染症の特性に応じた対策を国・県と連携を図りながら推進するとともに、必要な情報提供や支援等を行います。

基本施策 (5) 支え合いの仕組みづくり

①地域サロンの検討

既存施設を活用して、だれもがいつでも訪れ、相談や情報交換ができるような場の整備を検討します。

②ボランティアの育成と活動の支援

関係機関と連携しながら、さまざまな情報の収集・提供、ボランティアの育成・支援などを行うことにより、NPOやボランティアが行う障がいのある人のための活動を支援し、ボランティア活動の活性化と相互の連携に努めます。

基本施策 (6) 地域包括ケアシステムの充実

①複合的な課題への対応

障害とそれ以外の問題等、複合的な課題に対応できるよう、関係機関と連携しながら地域包括ケアシステムの充実を図ります。

基本目標3. 障がいのある人の権利擁護の推進と差別の解消



基本施策 (1) 権利擁護等の推進

①権利擁護の推進

障がいのある人が虐待などの人権侵害や経済的な不利益を受けることなく生活できるよう、あらゆる機会を通して各種啓発活動を行います。

また、親亡き後に関して、障がいのある人が地域で不自由に感じることなく生活を継続できるように、選択と自己決定の充実を図ります。

②成年後見制度の推進

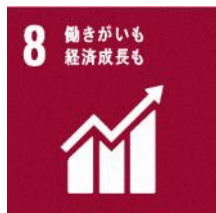
判断能力が不十分な障がいのある人が地域で安心して生活していくために、成年後見制度利用支援事業を利用できるよう支援します。

基本施策 (2) 差別の解消と虐待の防止

①障害者差別解消法、障害者虐待防止法の周知と通報先の周知

差別の解消および虐待の防止については、障害者差別解消法^{*}および障害者虐待防止法に基づき、適正な対応に努めるとともに、様々な機会を通して相談先や通報先などについて周知・徹底を図ります。

基本目標4. 障害の状況に応じた就労支援の実施や社会参加の促進



基本施策 (1) 就労に関する相談・情報提供体制の充実

①就労に関する情報収集・提供体制の充実

障がいのある人向けの就労情報について、ハローワークなどの関係機関と協力し、情報収集に努めると共に、だれでも容易に利用できる提供体制の充実に努めます。

あわせて、障がいのある人を雇用する企業・事業者間での情報交換、情報提供体制の強化・充実に努めます。

②就労支援体制の充実と適正な運営

障がいのある人の実情を的確に把握し、就職に向けての相談や支援を行うとともに、就職後の定着支援やケアを行います。あわせて、事業者に対する助言や支援などを行います。

また、国や県との連携を図ると共に、ハローワークなどの相談機関や関係機関とも連携しながら、就労支援体制の充実に努めます。

③相談支援機関との連携

市内にある、障害者相談支援事業所、保健所、特別支援学校、民生委員・児童委員などと定期的な支援会議や、自立支援協議会において専門部会を開催するなど、相談体制の充実に努めます。

基本施策 (2) 一般就労の促進、一般職場への参加支援

①市役所における職場体験の実施

市役所における障がいのある人の職場体験の実施に向け、受け入れ体制の整備充実を図ります。職場体験を通じて、社会参加のノウハウを蓄積するだけでなく、職員も障がいのある人の就労支援についての認識を深めることにより、雇用・就労や社会参加を進めるための相談や支援などに役立てるものとしします。

②障がいのある人の雇用促進

市役所においては、法定雇用率の達成を堅持するだけでなく、雇用率を超える障がいのある人の受け入れに努めます。

また、障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者雇用の推進に関する取組みを実施します。

③障害者雇用率達成企業などに対する優遇措置

市における入札において、総合評価方式の加点項目にする等、障がい者雇用の達成企業に対する優遇措置を引き続き行います。

④就労に向けての訓練などの支援

障がいのある人の就労や、職場復帰および職務能力の向上などが円滑にできるよう、訓練などを支援します。

⑤雇用する事業者の支援と情報交換の推進

障がいのある人を雇用する事業者に対し、障害者就労支援センター事業を活用しながら、雇用中の相談・情報提供の充実を図るなど、民間事業者による障がいのある人の雇用を促進・支援します。また、事業者に対して必要な情報提供や、情報交換の場の設置を検討します。

⑥一般就労と福祉的就労との連携

現在、一般就労で勤務している障がいのある人が、加齢などにより福祉的就労への移行が必要となった時には、スムーズに移行できるよう、一般就労と福祉的就労との連携を図ります。

基本施策 (3) 多様な形態での雇用の推進

①障害者就労施設の活動を生かした雇用の充実

障害者就労施設で行われる多様な生産活動や販売活動について、情報提供などの支援を行うことで、多様な形態での雇用の推進します。

②「民間による活動」の支援

企業や障害者就労施設など民間による活動に対して情報提供・相談などの支援を行うことで、行政と民間の協働による受け皿づくりの整備に努めます。

③障害者就労施設等からの優先調達の実施

障害者優先調達推進法^{*}に基づき、障害者就労施設等から物品調達や役務を優先的に行うよう努めます。

基本目標5. 障がいのある人が安心して受けられる医療・リハビリテーションの充実



基本施策 (1) 早期発見・療育の充実

①障害の早期発見と保護者に対する情報提供・相談体制の充実

乳幼児に対し、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査を行い、障害の早期発見に努めるとともに、保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

②療育の充実

就学前の乳幼児、子どもに対してことばの教室など療育の充実を図ります。また、適正な療育につなげるため、引き続き関係課、関係機関との連携を図ります。

③障がいのある子どもの受け入れ体制の整備

障がいのある子どもの受け入れ体制を整備し、重度の障がいのある子どもの地域での受け入れについても検討します。

基本施策 (2) 発達障がい、高次脳機能障がいのある人への支援

①発達障がい児に対する支援の充実

発達障がいのある子どもに対するサポートを充実するため、子どもの支援を医療機関、学校、その他の関係機関と連携しながら発達障がいのある子どもおよびその保護者に対するサポート体制を充実します。

あわせて、発達障がいのある子どもの理解促進を図るため、情報の提供を行うとともに、講座の開催等を支援します。

②高次脳機能障がいのある人への支援の充実

高次脳機能障がいのある人については、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。

また、市民に対して広報やホームページ等を活用して周知や情報提供に努めます。

基本施策 (3) リハビリテーションの充実

①リハビリテーションに係わる関係機関との連携、リハビリテーション体制の充実

障がいのある人に対して有効なリハビリテーションが行われるよう、民間事業者などと連携しながら専門職の確保を推進するとともに、リハビリテーション体制の充実を図ります。

基本施策 (4) 医療の充実

①障がいのある人の医療格差の解消と医療環境の充実

障がいのある人の医療格差の解消を図るため、障がいのある人に対応できる医療機関に対し協力を呼びかけます。

また、障がいのある人が地域で安心して医療が受けられるよう、市立医療センターを拠点とした医療機関相互の連絡体制を整備し、病状に応じた医療体制の構築を図ります。

②更生・育成医療費の給付

身体障がいを除去、軽減するための医療が必要な方に対し、治療に必要な医療費の一部について給付を行います。

③重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者医療費を助成することにより、障がいのある人の経済的支援を行います。

基本施策 (5) 通院支援の充実

①通院費補助の実施

タクシー利用券、燃料費助成券などにより、通院費の補助を行います。

また、タクシー利用券および燃料費助成券の交付にあたっては、等級だけでなく経済的状況などについても検討していきます。

②通院介助者の派遣

全身性障害者介護人派遣事業、手話通訳者派遣事業、生活サポート事業などにより、通院の際の介助者を派遣します。

基本施策 （6）相談体制の充実

①相談支援の充実

障がいのある人の相談事業については、健康相談などを通して行います。

また、発達障がいのある人に関して、言語聴覚士や理学療法士などの専門職による相談体制の充実に努めます。

②精神保健相談の実施

相談支援事業所と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

また、うつ病などからの自殺予防についても情報提供などを行います。

基本施策 （7）依存症対策の推進

①依存症対策の推進

依存症対策については、市民への普及啓発を図ります。

基本施策 （8）医療的ケア児への支援

①医療的ケア児への支援

医療的な支援が必要な児童に対して適切な支援を行うため、医療的ケア児のニーズの把握に努めます。あわせて医療的ケア児への支援を検討します。

基本目標6. 障がいのある人もない人も共に育ち、学ぶ教育とスポーツ・文化活動の推進



基本施策 (1) 就学前教育の充実

①就学前教育の充実

春日部市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所における障がいのある子どもの受け入れ体制（施設、人員、研修など）の充実を図るとともに、諸施設において障がいのある子どもを受け入れやすい環境づくりを推進します。

また、幼稚園における受け入れについて連携を図り、特別支援教育の充実と振興に努めます。

②受け入れ体制の充実

ふじ学園においては、就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活で自立できるよう、専門職員を配置し、家庭との連携を図りながら生活訓練を実施します。

また、民間施設と連携しながら、重度の障がいのある子どもの受け入れについても検討します。

基本施策 (2) 学校教育の充実

①特別支援教育の充実

障がいのある子どもに対する適切な教育を実践するために、家庭や地域と協力し、引き続き通常学級支援助手や特別支援学級助手の配置を進めるなど、特別支援教育の充実を図ります。

また、特別支援教育巡回相談や春日部特別支援学校のセンター的機能を生かし、教員などに対して、障がいのある子どもへの理解を促進します。

②障害について理解するための教育の充実

障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合える社会をめざし、発達障害も含めて障害の種類や内容、障がいのある人の生活、社会で受けている不利益などについての教育の充実に努めます。

③心の問題についての教育の充実

障害に関するいじめや不登校などについて、子どもたちの理解を深めるため、適切な教育を行うよう努めます。

また、障がいのある人自身の心のケアができるような機会や場の提供について支援します。

④教職員研修の充実

障がいのある子どもとない子どもが、分け隔てなく共に学び育つことができるよう、教育に携わる教職員に対して、障がいや難病、発達障がいのある子ども、医療的ケア児などについての理解、および共に学び育つための指導についての研修の充実を図ります。

⑤保護者に対する支援・啓発の推進

障がいのある子どもとない子どもが、共に学べるよう、地域の学校の保護者と特別支援学校の保護者との交流を図り、意識啓発を行います。

また、保護者の経済的負担を軽減するため「特別支援教育就学奨励費」を支給します。

基本施策 （3）社会教育の充実

①社会教育の充実

障害の有無にかかわらず、参加・活動することができる学習機会の提供に努めます。あわせて、障がいのない人に対して障害の理解を深める学習機会を提供します。

②スポーツ・レクリエーション活動への支援

障がいのある人が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、各種施策の充実を図るとともに、各種イベントへ参加するための支援を行います。

③文化・芸術活動への支援

障がいのある人が、その人が希望する文化・芸術活動に参加できるよう、情報の提供を行うとともに、活動するための環境整備づくりを関係者とも連携しながら実施します。

基本施策 （4）生涯学習の振興

①生涯学習の振興

障がいのある人がいつでも、どこでも主体的に活動したり、参加したりすることができるよう生涯学習の振興を図ります。

基本施策 (5) 教育における相談の充実

①就学相談・支援の充実

障がいのある子どもが地域の学校で共に育ち、共に学ぶうえでの不安や悩みについて、本人や保護者と十分な相談を行った上で、地域の学校に通い続けられるような就学支援および相談体制の充実を図ります。

また、特別支援学級や特別支援学校を希望する親子に対しては、医師など専門知識のある就学支援委員の助言のもと、相談体制の充実に努めます。

②障害者生活支援センターなどにおける相談の充実

障害者相談支援事業所などにおける市立学校の特別支援学級との連携をはじめとした教育に関する相談支援体制の充実に努めます。

基本目標7. 障がいのある人の社会参加の推進

**基本施策 (1) 地域活動の支援****①地域での活動支援**

障がいのある人が、地域の中で安心して活動できるよう、ニーズに合わせた支援および情報提供を行います。

②障がいのある人が自ら行う活動の支援

障がいのある人が自己決定、自己実現を図るため、障がいのある人自らが行うさまざまな活動（ピアサポート事業など）について支援を行います。

基本施策 (2) 市のイベント・講習会などにおける障がいのある人の参加**①市主催のイベント・講習会などの周知と障がいのある人の参加の推進**

市主催のイベントや講習会などを催す際には、障がいのある人が安心して参加できるよう環境づくりに努めます。

また、障がいのある人に対して参加を呼びかけるほか、車いすや手話通訳、要約筆記などの準備をパンフレットに明記するなど、障がいのある人の積極的な参加を促進します。

第5章 障害福祉計画

I. 計画策定の目的と計画の位置づけ

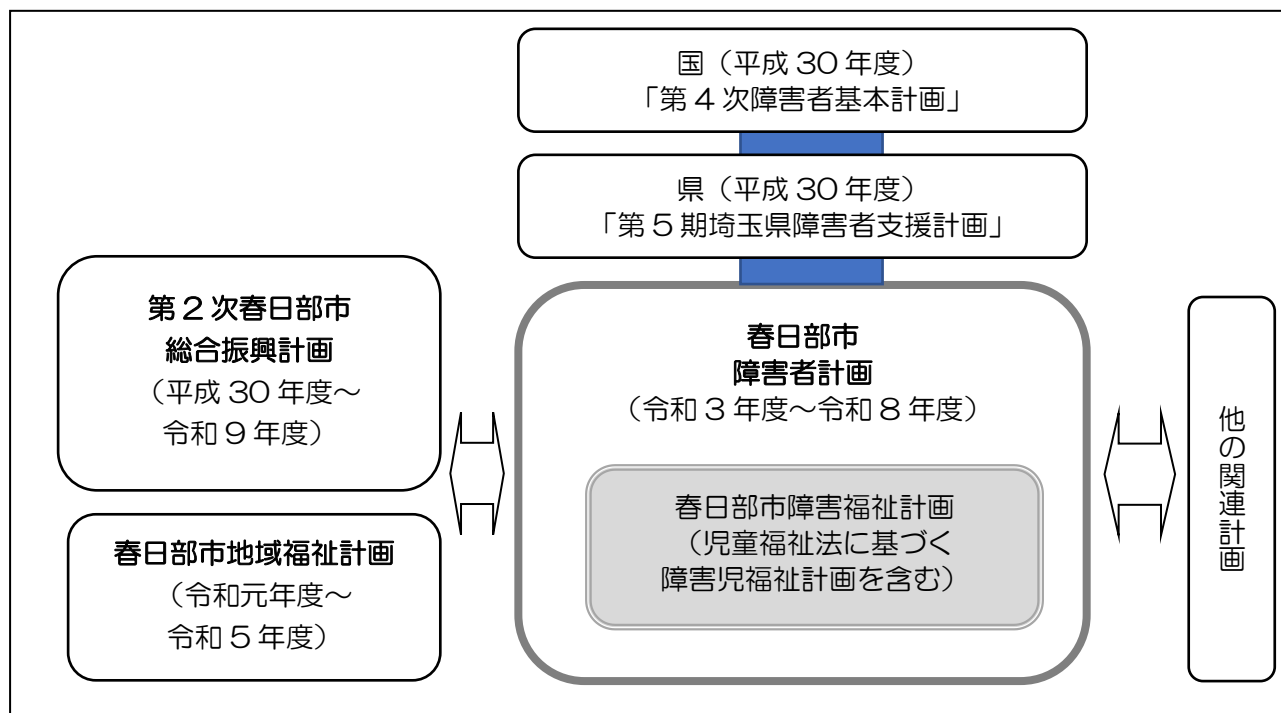
1. 計画策定の目的と計画の位置づけ

本市では、平成18年度（2006年度）に「障害者自立支援法」の施行に伴い、障害福祉サービスなどの体系が再編されたことから、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「第1期春日部市障害福祉計画」を策定し、以降3年ごとに計画を見直して、障害者福祉の充実に向けた取り組みを行っています。

障害者福祉に求められるニーズは、今後さらに多様化し、新たな課題への対応が求められることから、それに係るサービス量についても絶えず見直しを行いながら、着実に障害者福祉施策を進めていかなければなりません。

このようなことから、第5期計画の進捗状況などの分析、評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理するとともに、上位計画である「障害者計画」との整合を図りながら、令和5年度（2023年度）を目標とした「第6期春日部市障害福祉計画」を策定するものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画を包含する計画として定めます。



2. 計画の期間

春日部市障害福祉計画の計画期間は3年を1期とします。

第6期春日部市障害福祉計画は、令和3年度（2021年度）度から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

Ⅱ. 障害福祉計画の目標値

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、施設入所者及び退院が可能な精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行などを進めるため、障害者総合支援法第87条第1項に規定する基本指針にて示されているとおり、令和5年度（2023年度）を目標年度とした以下の数値目標を設定します。

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和5年度（2023年度）末における地域生活に移行する人の数値目標の設定にあたっては、令和元年度末時点の障害者支援施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するものと見込みます。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	193 人	令和2年3月31日時点での施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	12 人 6 %	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、入院中の精神障害者に関する目標値を定めることとしています。

なお、目標値は県が設定することとなっています

【国の指針】

- 令和5年度（2023年度）末時点の退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とし、長期在院者数（65歳以上及び65歳未満）の減少値を設定する。
- 令和5年度（2023年度）における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

II. 障害福祉計画の目標値

項目	数値	考え方
入院患者数	県が設定します	長期入院患者(1年以上入院患者)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人数
令和5年度末時点の65歳以上長期在院者数の減少値	県が設定します	
令和5年度末時点の65歳未満長期在院者数の減少値	県が設定します	
令和5年度における入院後3か月時点の退院率	69%以上	
令和5年度における入院後6か月時点の退院率	86%以上	
令和5年度における入院後1年時点の退院率	92%以上	

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等は令和5年度(2023年度)末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

【地域生活支援拠点等の整備に向けた取組】

障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を担う地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を行います。

また、検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度の地域生活支援拠点数	1か所	令和5年度末までに整備する地域生活支援拠点の数と機能の検証及び検討の実施回数
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	1回	

(参考) 地域生活支援の拠点等に求められる機能は以下の通りです。

- 相談(地域移行、親元からの自立等)
- 体験の機会・場(一人暮らし、グループホーム等)
- 緊急時の受入れ・対応(ショートステイの利便性・対応力向上等)
- 専門的人材の確保・養成
- 地域の体制づくり(サービス拠点、コーディネーターの配置等)

4. 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等及び就労定着支援事業等を通じて、令和5年度（2023年度）中に一般就労へ移行及びその定着する人の目標値を設定することとしており、一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本としています。

項目	数値	考え方
令和元年度の 一般就労移行者数	36人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数	48人 1.27倍以上	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

注)一般就労した者とは、一般企業等に就職した者(就労継続支援(A型)および福祉工場の利用者となった者を除く。)、在宅就労した者および自ら起業した者をいう。

あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業および就労継続支援B型事業のそれぞれに係る一般就労移行者数の目標値を定めます。

うち就労移行支援事業は令和元年度実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.23倍以上を目指すこととします。

項目	数値	考え方
令和元年度就労移行支援事業の 一般就労移行者数	33人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】就労移行支援事業の 一般就労移行者数	43人 1.3倍	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
令和元年度就労継続支援A型の 一般就労移行者数	3人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】就労継続支援A型の 一般就労移行者数	4人 1.26倍	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
令和元年度就労継続支援B型の 一般就労移行者数	1人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】就労継続支援B型の 一般就労移行者数	2人 1.23倍	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

また、令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。

項目	数値	考え方
令和元年度の就労定着支援事業利用者数	32人 (全体の9割)	令和元年度において一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の 就労定着支援事業の利用者数	34人 (全体の7割)	令和5年度末において一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用する者の数

II. 障害福祉計画の目標値

さらに就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

項目	数値	考え方
令和5年度末の就労定着率が8割以上の事業所数	1か所	令和5年度末の就労移行率が8割以上の事業所数

注) 令和元年度末現在、市内の就労定着支援事業所は1か所です。

5. 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、令和5年度（2023年度）末までに、各市町村で児童発達支援センターを1か所以上設置して保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、各市町村で1か所以上重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保をすることとしています。

また、令和5年度（2023年度）末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置をするとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

① 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

現在市内には、児童発達支援センターが2か所あります。

項目	数値	考え方
児童発達支援センター数	2か所以上	令和5年度末の児童発達支援センター機能を有する施設数
保育所等訪問支援	2か所以上	令和5年度末の保育所等訪問支援機能を有する施設数

② 重症心身障害児を支援する事業所の確保

現在市内には、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が1か所あります。令和5年度（2023年度）末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を市内に1か所確保します。

項目	数値	考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所以上	令和5年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所以上	

③ 医療的ケア児のための協議の場の設置およびコーディネーターの配置

医療的ケア児の支援についての協議の場として、自立支援協議会等、既存の枠組みの活用について検討します。

項目	数値
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数	1か所

医療的ケアが必要な障がいのある児童に対する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援を円滑に受けられるよう調整するコーディネーターの設置を促進します。

【配置の見込み】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
人数	1人	2人	3人	

6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度（2023年度）末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

また、これらの取組を実施するに当たっては基幹相談支援センター又は属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援事業がその機能を担うこととしています。

項目	数値
基幹相談支援センター等の体制整備	1か所

項目	成果目標
総合的・専門的な相談支援	実施
相談支援事業者への専門的な指導・助言	実施
相談支援事業者の人材育成の支援	実施
相談機関との連携強化の取組	実施

障害だけでなく、そのほかの複合的な課題にも対応が可能で、かつ、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を検討します。

II. 障害福祉計画の目標値

【活動指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
相談支援事業者への指導助言	1回	1回	1回	
相談支援事業者の人材育成の支援	1回	1回	1回	
相談機関との連携強化の取組	1回	1回	1回	

■成年後見制度の利用を促進します。

平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

市はこれに基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めることとされました。

このため、本市の障害福祉計画を成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画を包含する計画として策定し、障害等により判断能力の十分でない障がいのある人の権利擁護の推進を図ります。

○成年後見制度

成年後見制度とは、判断能力の十分でない人を保護し、支援するための制度です。

判断能力の十分でない人に代わって、財産の管理や身上監護、相続などの法律行為などを行ったり、本人が行った契約を取り消す権限を成年後見人に与えるものです。

判断能力に応じて、後見、保佐、補助に分かれており、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任し、代理人として法律行為を行い、本人を支援します。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針では、県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとしています。

また、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有及び指導監査結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築することを基本としています。本市では、県が実施する研修への参加や指導監査に協力してまいります。

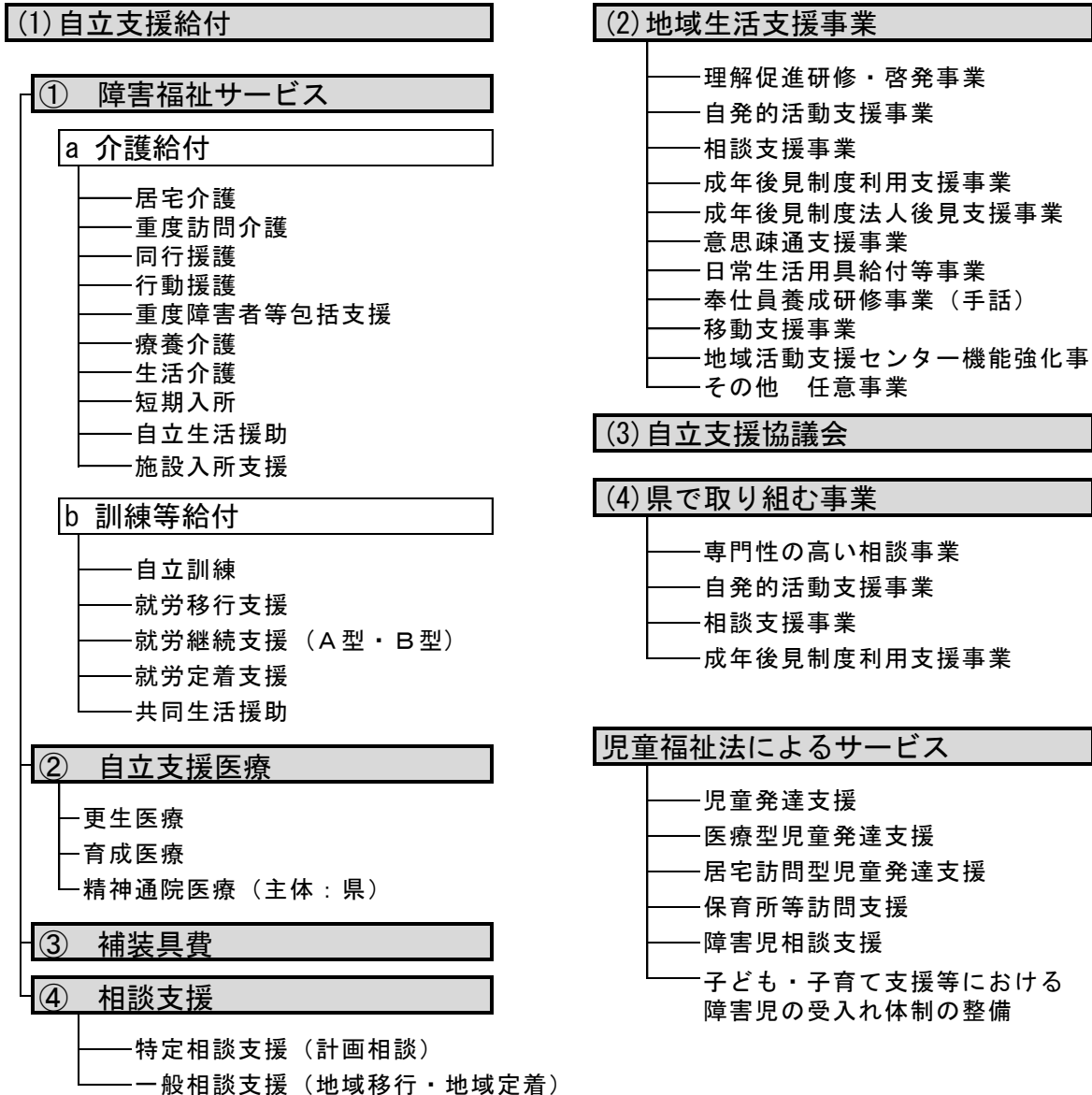
【活動指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
県が実施する研修への参加人数	1人	1人	1人	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	有	有	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回	

Ⅲ. 障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づくサービスの体系は、全国一律の「自立支援給付」と実施する各自治体が任意で選択する独自サービスである「地域生活支援事業」の二つになります。

また、児童関係のサービスは、児童福祉法に基づいて提供されています。



1. 自立支援給付の概要

障害福祉サービスとは、障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、個々の障害の程度や社会活動、介護者、居住等の状況などを踏まえて、個別に支給するサービスです。

なお、自立支援給付は、

- ・「介護給付」…日常生活に必要な支援
- ・「訓練等給付」…自立した生活に必要な知識や技術を身につける支援
- ・「自立支援医療」…障害に係る医療費の支援
- ・「補装具費の支給」…必要と認められる補装具の購入費または修理費の支給に分類されます。

a 介護給付

介護給付	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系	療養介護
		生活介護
		短期入所（ショートステイ）
	居住系	自立生活援助
		施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケアなど）

b 訓練等給付

訓練等給付	日中活動系	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援（A型・B型）
		就労定着支援
	居住系	共同生活援助（グループホーム）

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

障害福祉サービスの内容、今後のサービス提供見込み等は次のようになっています。サービス提供見込み量については、一か月あたりの利用量を示しています。

なお、見込み量の設定にあたっては、第5期計画の期間中における利用実績の推移と伸び率を勘案し、市内における事業所数等の変化も踏まえて設定しています。

1. 訪問系サービス

【現状と課題】

訪問系サービスの利用実績は、第5期計画の見込み量よりわずかに上回っています。

(令和元年度(2019年度)では、計画では11,437時間、実績では11,586時間)

日常生活を営むのに支障がある障がいのある人が在宅生活を維持できるよう、サービス提供体制の充実に努めています。

今後、障がいのある人の地域での生活を支え、あるいは地域生活への移行を促進するため、障害特性や障がいのある人一人ひとりの状態に配慮したサービスの質的な向上が必要です。

【今後の方向性】

利用実績の推移をみると居宅介護および重度訪問介護は増加傾向が続いています。

その他のサービスも新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度(2020年度)に一時的な利用の減や増が見られるものの、今後はサービス量が増加していくことが考えられますので実績を考慮したうえで、これまでと同様の伸び率を仮定し、令和5年度(2023年度)は、合計で9,298時間を見込みました。

引き続き、日常生活を営むのに支障のある障がいのある人や、入所施設から地域生活移行を希望する障がいのある人が在宅生活を維持できるようサービスの量的な拡大とともに、特に知的障がいのある人や精神障がい、重度の障がいのある人に配慮したサービスの質的向上を確保します。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

【サービスの内容】

居宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	6,511 時間	6,080 時間	6,317 時間	
実利用者数(月)	259 人	254 人	264 人	
市内事業所数	40 か所	43 か所	46 か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	6,408 時間	6,456 時間	6,528 時間	
実利用者数(月)	267 人	269 人	272 人	

② 重度訪問介護

【サービスの内容】

重度の肢体不自由者または重度の知的障害、あるいは精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います（18歳以上の方が対象）。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	2,511 時間	2,611 時間	2,611 時間	
実利用者数(月)	8 人	8 人	8 人	
市内事業所数	40 か所	43 か所	46 か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	2,663 時間	2,716 時間	2,770 時間	
実利用者数(月)	8 人	8 人	8 人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

③ 同行援護

【サービスの内容】

視覚障害により移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動時の援護等を行います。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	474 時間	503 時間	353 時間	
実利用者数(月)	36 人	39 人	34 人	
市内事業所数	12 か所	14 か所	14 か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	520 時間	533 時間	546 時間	
実利用者数(月)	40 人	41 人	42 人	

④ 行動援護

【サービスの内容】

知的障害または精神障害により行動が著しく困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	2,318 時間	2,392 時間	2,557 時間	
実利用者数(月)	72 人	72 人	61 人	
市内事業所数	4 か所	5 か所	7 か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	2,468 時間	2,547 時間	2,628 時間	
実利用者数(月)	72 人	72 人	72 人	

⑤ 重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

常に介護を必要とする方の中で、意思疎通を図ることが著しく困難でその介護の必要な程度が著しく高い方に居宅介護や日中活動など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

なお、本サービスは全国でも提供している事業者が非常に少なく、本県内でも2か所（2か所とも東松山市）のため、見込み量は設定しません。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	〇時間	〇時間	〇時間	
実利用者数(月)	〇人	〇人	〇人	
市内事業所数	〇か所	〇か所	〇か所	

注：令和2年度は見込み数

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

2. 日中活動系サービス

① 療養介護

【サービスの内容】

主として、昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話を行うサービスです。

病院における機能訓練、療養上の管理、看護、介護などが必要な障がいのある人などであって、常時介護を要する人を対象としています。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量と同数となっています。（令和元年度（2019年度）は、計画、実績とも25人）。

本事業は医療機関など条件の整った機関での事業ですが、サービスの利用者数については横ばいの状態となっています。

医療的なケアや常時看護を必要とする方には重要な事業ですので、必要なサービス提供体制に努める必要があります。

【今後の方向性】

今後、対象者の増を見込み、令和5年度（2023年度）では27人を見込みました。本サービスの見込み量の確保にあたっては、関係機関と連携しながら促進します。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	24人	25人	25人	
市内事業所数	0か所	0か所	0か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	26人	26人	27人	

② 生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする人に、日中施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会などを提供します。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。(令和元年度(2019年度)は、見込みでは8,720人日分、実績では9,301人日分)

サービスの需要はこの3年間では増加傾向となっています。

特に重度障がい者では、利用者の状態やニーズに合わせた支援調整が難しいことやサービスの質の向上、人材育成等が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、サービスの需要の拡大や、サービス提供事業者の増加見込みを考慮して、令和5年度(2023年度)は10,383人日分と見込みました。

常に介護を必要とする障害のある人に、日中の介護を行うと共に、創作的活動、生産活動の機会、重度障がい者の支援調整などサービス事業者へ働きかけます。

また、自立支援協議会の専門部会を活用し、情報共有、人材育成、関係者との連携等の充実を推進していきます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	9,128人日分	9,301人日分	9,611人日分	
実利用者数(月)	448人	468人	468人	
市内事業所数	13か所	13か所	14か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	9,862人日分	10,119人日分	10,383人日分	
実利用者数(月)	478人	489人	500人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

③ 短期入所（ショートステイ）

【サービスの内容】

居宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。

（令和元年度（2019年度）では、計画では399人日、実績では315人日）

サービスの需要は、この3年間では新型コロナウイルス感染症の影響を除けば微増となっています。

県外・市外の施設を利用しており、市内では3か所に事業所が整備されました。

障がいのある人の地域生活を支える事業として関係機関やサービス事業者との連携が必要です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は347人日分と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、関係機関や居住系サービス事業者の協力を求めながら、サービスの確保に努めます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	305人日分	315人日分	194人日分	
実利用者数(月)	43人	46人	22人	
市内事業所数	0か所	1か所	3か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	325人日分	336人日分	347人日分	
実利用者数(月)	49人	53人	56人	

④ 自立訓練（機能訓練）

【サービスの内容】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練（身体的リハビリテーションなど）を行います。

利用者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、または難病を患っている人で次の要件に該当する人 a. 入所施設・病院を退所または退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 b. 特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
利用制限	原則1年6か月以内
夜間の生活の場合	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。

（令和元年度は、計画では12人日分、実績では9人日分）

サービスの需要はこの3年間では減少傾向となっています。

現時点でも市内に当該サービスを実施する事業者がないため、サービス提供事業者の情報収集に努め、提供体制の充実を図ります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は20人日分と見込みました。

今後、サービス提供事業者の情報を把握し、サービス利用者への情報提供や助言などを行います。また、サービス利用者のニーズ把握を進め見込み量の確保に努めます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	22人日分	9人日分	8人日分	
実利用者数(月)	2人	2人	2人	
市内事業所数	0か所	0か所	0か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	20人日分	20人日分	20人日分	
実利用者数(月)	2人	2人	2人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

⑤ 自立訓練（生活訓練）

【サービスの内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき食事や家事などの日常生活能力向上のための訓練を行います。

利用者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な知的障がいまたは精神障がいのある人で次の要件に該当する人 a.入所施設・病院を退所または退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 b.特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上などの支援が必要な人
利用制限	原則2年以内（入所の場合は、最長3年）
夜間の生活の場	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に、入所施設の利用可

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。

（令和元年度（2019年度）は、計画では76人日分、実績では84人日分）

サービスの需要はこの3年間では減少傾向となっています。

今後も急激な需要の増加はないと考えられますが、市内で当該サービスを実施する事業者が少ないため、サービス提供事業者の確保に努めます。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は120人日分と見込みました。

引き続き、サービス利用者のニーズ把握に努めながら、サービス提供事業者の確保について、事業者の意向を把握しながら継続的な情報提供や助言などを行います。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	180人日分	84人日分	77人日分	
実利用者数(月)	10人	6人	5人	
市内事業所数	0か所	0か所	1か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	90人日分	105人日分	120人日分	
実利用者数(月)	6人	7人	8人	

⑥ 就労移行支援

【サービスの内容】

一般企業への就労を希望する人に、一定期間の支援計画に基づき就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。

利用者	一般企業への就労、または在宅就労などを希望する障がいのある人であって、次の要件に該当する人 a. 一般企業への就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人 b. あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、またはきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人
利用制限	地域の社会資源の状況から通所が困難であるなど、一定の条件に該当する場合に入所施設の利用可（2年以内）

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では1,224人日分、実績では1,921人日分）サービスの需要はこの3年間では増加傾向となっています。

当該サービス提供事業者の増加にともない、サービスの需要はこの3年間で増加傾向となっています。

一般就労への意欲が高まっていると考えられますが、ヒアリングでは、就労移行支援事業所のサービス内容の質に問題があるとの指摘があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は2,666人日分と見込みました。

自立支援協議会の専門部会を活用しながら、サービスの質の向上、人材育成、相談機関や就労関係との連携やネットワークの構築など、市内の就労支援体制の充実を促進します。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	1,784人日分	1,921人日分	2,095人日分	
実利用者数(月)	105人	112人	112人	
市内事業所数	5か所	9か所	9か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	2,270人日分	2,460人日分	2,666人日分	
実利用者数(月)	116人	120人	124人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

⑦ 就労継続支援（A型）

【サービスの内容】

一般企業などで雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

利用者	雇用契約に基づき継続的に就労が可能と見込まれる障がいのある人であって、下記の要件に該当する人 a. 就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった人 b. 特別支援学校を卒業して、雇用に結びつかなかった人 c. 企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人
利用制限	制度上、制限の定めなし

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度（2019年度）は、見込みでは2,820人日分、実績では3,222人日分）サービスの需要はこの3年間では増加傾向となっています。

本サービスは実際の作業活動を通して、職能技能や体調管理能力、コミュニケーション能力などを身に付け、最終的に一般就労を目指すことを目的としており、人材確保、人材育成、関係機関との連携による就労支援体制の構築等が課題となります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は3,710人日分と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、就労支援事業に対する国・県の考え方等も踏まえ、市内でのサービス提供事業者の確保に努めます。

また、就労支援体制の構築、関係機関との連携、情報共有等を自立支援協議会の専門部会を活用して推進していきます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	2,932人日分	3,222人日分	3,217人日分	
実利用者数(月)	155人	171人	166人	
市内事業所数	4か所	4か所	4か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	3,374人日分	3,538人日分	3,710人日分	
実利用者数(月)	172人	179人	185人	

⑧ 就労継続支援（B型）

【サービスの内容】

一般企業などで雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

利用者	就労の機会を通じて、生産活動に係る知識および能力の向上が期待される障がいのある人であって、下記の要件に該当する人 a. 一般企業での就労経験のある人で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人 b. 就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった人 c. 上記 a、b 以外の人であって、50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者
利用制限	制度上、制限の定めなし

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を少し下回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では4,135人日分、実績では4,042人日分）サービスの需要はこの3年間では増加傾向にあります。

障がいのある人が生涯安心して働くことができる場として、今後も多くの需要が見込まれますので当該サービス提供事業者の確保が必要です。また、運営においては、就労支援体制、関係機関等の連携、生産活動の充実が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は4,737人日分と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努め、自立支援協議会の専門部会を活用し、生産活動及び工賃の向上、就労支援の情報共有、関係機関等の連携を図りながら推進していきます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	4,043人日分	4,042人日分	4,305人日分	
実利用者数(月)	242人	251人	264人	
市内事業所数	8か所	8か所	9か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	4,444人日分	4,588人日分	4,737人日分	
実利用者数(月)	276人	288人	301人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

⑨ 就労定着支援

【サービスの内容】

一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がいのある人の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

利用者	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障がいのある人
利用制限	3年間（1年ごとに支給決定期間を更新）

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を大幅に上回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では1人、実績では32人）サービスの需要は急増しています。

当該事業は、障がいのある人が安心して働くうえで重要であり、多くの需要があるため、当該事業を実施するサービスの提供事業所の確保が課題です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は97人日分と見込みました。

事業所と連携しながら、引き続き相談機関や就労関係機関の連携やネットワークを活用します。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
サービス利用(月)	11人日分	36人日分	51人日分	
実利用者数(月)	16人	32人	38人	
市内事業所数	1か所	1か所	1か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
サービス利用(月)	97人日分	97人日分	97人日分	
実利用者数(月)	65人	65人	65人	

3. 居住系サービス

① 施設入所支援

【サービスの内容】

施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつおよび食事などの介護、生活などに関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動と併せて夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量をやや下回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では195人、実績では191人）サービスの需要はほぼ横ばいです。

アンケートやヒアリングでは、「市内への入所施設の設置」が課題に挙げられました。

市ではこれまで、国の考え方や県から示された障害児（者）施設の整備方針等を確認してきましたが、原則として入所施設の新設を認めていない国の方針に変更がないことから、入所施設の整備には至っていません。

入所施設の整備には、国庫補助制度の活用が不可欠であることから、今後もその動向を注視していきます。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は194人と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、事業を進めるためのインフラ整備などの問題もありますが、市内に入所施設がないという現状を踏まえ、関係機関等と連携し、継続的に利用者のニーズや事業所の状況把握に努め、必要な支援を行います。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	190人	191人	188人	
市内事業所数	0か所	0か所	0か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	192人	193人	194人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

② 共同生活援助（グループホーム）

【サービスの内容】

地域での生活を希望する障がいのある人に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつおよび食事などの介護、調理、洗濯および掃除などの家事、生活などに関する相談および助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活の支援を行います。

a. 外部サービス利用型	<ul style="list-style-type: none">・障害支援区分にかかわらず利用が可能で、介護の提供については外部の居宅介護事業所等に委託します。・標準的な支援内容は、日常的に必要な相談・援助、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応、介護サービスの手配（アレンジメント）です。
b. 介護サービス包括型	<ul style="list-style-type: none">・障害支援区分にかかわらず利用が可能で、介護の提供については当該事業所の従業者が行います。・標準的な支援内容は、日常的に必要な相談・援助、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応の他に食事、入浴、排せつ等の介護があります。
c. サテライト型住居	<ul style="list-style-type: none">・共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から本体住居との密接な連携を前提として1人暮らしに近い形態の仕組みとなっています。
d. 日中サービス支援型	<ul style="list-style-type: none">・住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホームです。なお、地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とします。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では183人、実績では196人）サービスの需要は大幅に増加しています。

当該サービス提供事業者の増加にともない、サービスの需要は大幅に増加しています。今後、サービス事業者の増加や自立生活のニーズの高まりなどが考えられ、潜在的な需要を考慮すると増加していく見込みです。

夜間・休日・緊急時の体制づくり、人材確保、人材育成、防災対策などの充実や重度障がい者の支援体制等が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は252人と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、民間企業等との協議による提供基盤の整備にあたるほか、重度障がい者の支援調整や夜間、休日、緊急時の支援体制について関係機関と検討を進めていきます。

また、自立支援協議会の専門部会を活用し、障がいのある人に配慮したサービスの質の向上、人材育成、関係機関との情報共有など連携を図りながら推進していきます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	183人	196人	208人	
定員数(月)	115人	219人	219人	
市内事業所数	23か所	43か所	43か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	222人	236人	252人	
定員数(月)	229人	239人	249人	
市内事業所数(見込)	45か所	47か所	49か所	

精神障がい者の共同生活援助

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用見込み量を設定します。

【見込み量(再掲)】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	60人	64人	68人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

③ 自立生活援助

【サービスの内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関等との連絡調整などの支援を行います。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量と同一です。（令和元年度（2019年度）は、計画では1人、実績では1人）。令和元年度にはじめて利用が発生しています。

一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人が、地域で生活していくうえで重要な支援ですが、当該事業を実施するサービス提供事業所の確保が課題です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は1人と見込みました。

見込み量の確保については、自立生活援助事業所との連携により、体制の整備に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	0人	1人	2人	
市内事業所数	0か所	0か所	0か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	1人	1人	1人	

【精神障がい者の自立生活援助】

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用見込み量を設定します。

【見込み量（再掲）】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	1人	1人	1人	

4. 相談支援

【サービスの内容】

サービス利用の相談・情報の提供・あっせん・調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、障がいのある人の意向に沿ったサービス等利用計画を作成します。

サービス種別	内 容	対象者
計画相談支援	障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障がいのある人。
地域移行支援	地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域生活の準備のための外出に対する同行支援、入居支援等を行う。	障害者入所施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与する。	居宅において単身もしくは家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人。

① 計画相談支援

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量をやや上回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では704人、実績では945人）サービスの需要は大幅に増加しています。

当該サービス事業者の運営面において専従の相談支援員を設置することが難しく、現時点では、障害福祉サービス利用者が自ら計画（セルフプラン）を作成している状況もあります。

サービス等利用者計画の作成は、多くの需要があるため、障害特性に配慮した適切な支援計画を提供するためにサービス提供事業者の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は203人と見込みました

事業の提供体制については、サービス事業者の確保に努めます。

また、自立支援協議会の専門部会を活用しながら、指定特定相談支援事業所等と連携を図り、本サービスの見込み量の確保と質の高い適切なサービス等利用者計画の作成を推進していきます。

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	103人	113人	135人	
計画作成累積者数	858人	945人	947人	
市内事業所数	13か所	13か所	13か所	

注：令和2年度は見込み数

※ 利用者の見込み量は、計画作成とモニタリングを合算したものとなっています。
 なお、サービス等利用計画作成者数の累積については、障がいのある人等自身が作成した計画（セルフプラン）を除いた見込み量となっています。

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	155人	177人	203人	
計画作成累積者数	996人	1,048人	1,102人	

② 地域移行支援

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量をやや上回っています。(令和元年度(2019年度)は、計画では4人、実績では1人)令和元年度(2019年度)にはじめて利用が発生しています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度(2023年度)は3人と見込みました。

市では、当該サービス事業者と連携を図り、支援体制の充実を推進していきます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	0人	1人	1人	
市内事業所数	2か所	2か所	2か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	1人	2人	3人	

【精神障がい者の地域移行支援】

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用者数の見込み量を設定します。

【見込み量(再掲)】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	1人	2人	3人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

③ 地域定着支援

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では9人、実績では1人）

関係機関との連携や、利用者の状態やニーズに合わせた、サービスの質の向上が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は8人と見込みました。

市では、当該サービス事業者と連携を図り、支援体制の充実を推進していきます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	0人	1人	5人	
市内事業所数	2か所	2か所	2か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	6人	7人	8人	

【精神障がい者の地域定着支援】

国の基本指針に基づき、現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、精神障がい者の利用者数の見込み量を設定します。

【見込み量（再掲）】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	6人	7人	8人	

④ 総合的・専門的な相談支援の実施

国の基本指針に基づき、障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。

現行の身体障害、知的障害、精神障害を専門とする3か所の相談支援事業所と連携して支援体制の充実を図ります。

【見込み量】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

⑤ 地域の相談支援体制の強化

国の基本指針に基づき、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定します。

【見込み量】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
訪問等による指導・助言	1回	1回	1回	
人材育成の支援	1回	1回	1回	
連携強化の取組	1回	1回	1回	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

5. 発達障がい関連

① パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

国の基本指針では、現状のパARENTトレーニングやパARENTプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定することとされています。

本市では、発達障がい及びその疑いがある子どもの早期発見、早期支援を図るため、早期の発達相談や専門的な相談など、必要な支援を行い、発達障がい児を育てる保護者への支援として、保護者向けの勉強会やパARENTトレーニング、パARENTプログラム等の事業の実施を目指します。

【見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
受講者数	10人	10人	10人	

② パARENTメンターの人数

国の基本指針では、現状のパARENTメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、パARENTメンターの人数の見込みを設定することとしています。

本市では、自らも発達障がいのある子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けたパARENTメンターの養成を目指します。

【見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
養成人数	10人	10人	10人	

③ ピアサポート活動への参加人数

国の基本指針では、現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、参加人数の見込みを設定することとしています。

本市では、同じような立場の人が、障がいのある人や、その家族の方の悩みなどの聞き取りをすることで支援する活動の実施を目指します。

【見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
参加人数	10人	10人	10人	

6. 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

国の基本指針では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催回数と保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定するとともに、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定するものとしています。

本市では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場をつくることで、重層的な連携による支援体制を構築することを目指します。

【見込み量】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
開催回数	1回	1回	1回	
関係者の参加者数	10人	10人	10人	
目標設定及び 評価の実施回数	1回	1回	1回	

7. 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

国の基本指針では、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定することとされています。

本市では事業所や関係自治体等と共有する体制が無い場合、有用性についての検討を行ってまいります。

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

8. 児童福祉法に基づくサービス

障害児（18歳未満）に対するサービスです。サービスは通所支援、相談支援、および都道府県による入所支援に大別されます。

	サービス名
障害児通所支援	児童発達支援
	医療型児童発達支援
	居宅訪問型児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
障害児相談支援等	障害児相談支援
	子ども・子育て支援等における障害児の受入れ体制の整備

① 児童発達支援

未就学の、障がいのある児童（身体、知的、精神（発達障害および高次脳機能障害を含む））に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を少し上回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では1,396人日分、実績では1,522人日分）

また、医療的ケアが必要な児童がいることや、障害の早期発見、早期療育が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は2,248人日分と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人日分	1,295 人日分	1,522 人日分	1,612 人日分	
実利用者数(月)	100 人	141 人	136 人	
市内事業所数	11 か所	12 か所	12 か所	

注：令和2年度は見込み数

注：市内事業所数は、児童発達支援センター2 か所を含みます

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人日分	1,801 人日分	2,012 人日分	2,248 人日分	
実利用者数(月)	161 人	192 人	228 人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

② 医療型児童発達支援

理学療法等の機能訓練、若しくは医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に、児童発達支援および治療を提供します。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量に対して、実績はありませんでした。(令和元年度(2019年度)は、計画では24人日分、実績では0人日分)

市内に事業所がないため、市外の事業所の利用をしなければならないことが、課題となっています。

【今後の方向性】

潜在的な需要を考慮して、令和5年度(2023年度)は9人日分と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、今後も、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人日分	0人日分	0人日分	0人日分	
実利用者数(月)	0人	0人	0人	
市内事業所数	0か所	0か所	0か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人日分	3人日分	6人日分	9人日分	
実利用者数(月)	1人	2人	3人	

③ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあつて、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）を受けるために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の支援を行います。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では2人、実績では1人）

当該事業を実施するサービス提供事業所の確保が課題です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は3人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(月)	0人	1人	0人	
市内事業所数	0か所	1か所	1か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(月)	2人	2人	3人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

④ 放課後等デイサービス

通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するための支援をします。

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に、就学している障がいのある児童が対象となります。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では3,080人日分、実績では4,017人日分）

放課後や夏休み等における支援の充実や居場所の確保が求められています。

また、サービスの質の向上や人材育成、重度の障がい児受入体制等が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は4,681人日分と見込みました。

自立支援協議会の専門部会を活用し、重度の障がい児体制やサービスの質の向上、関係機関との情報共有、連携を図りながら推進していきます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人日分	3,706人日分	4,017人日分	4,066人日分	
実利用者数(月)	304人	343人	347人	
市内事業所数	22か所	22か所	26か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人日分	4,262人日分	4,467人日分	4,681人日分	
実利用者数(月)	371人	397人	425人	

⑤ 保育所等訪問支援

保育所など障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童本人に対して、集団生活に適応するための専門的な支援、訓練等を行うとともに、訪問先の施設の職員に対して、障がいのある児童の特性に応じた支援内容やかかわり方について助言等を行うことにより、集団生活の安定した運営を支援します。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では6人、実績では11人）

引き続き、保育所等に通う障がいのある児童に対し、集団生活への適応のための支援が必要です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は22人日分と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、関係機関や事業所と連携しながら、必要に応じたサービスの提供に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人日分	18人日分	12人日分	6人日分	
実利用者数(月)	12人	11人	7人	
市内事業所数	3か所	3か所	4か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人日分	15人日分	19人日分	22人日分	
実利用者数(月)	14人	17人	20人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

⑥ 障害児相談支援

障がいのある児童が、障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。障害児支援利用計画についての相談および作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある児童の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では13人、実績では14人）

当該サービス事業者の運営面において専従の相談支援員を設置することが難しく、現時点では、サービス利用申請者が自ら計画（セルフプラン）を作成している状況もあります。

障害児支援利用計画の作成は、多くの需要があるため、障害特性に配慮した適切な支援計画を提供するためにサービス提供事業者の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は58人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、事業所と連携しながら事業の周知に努めます。

また、自立支援協議会の専門部会を活用しながら、指定障害児相談支援事業所等と連携を図り、本サービスの見込み量の確保と質の高い適切な障害児支援利用計画の作成を推進していきます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	13人	14人	23人	
計画作成累積者数	106人	108人	119人	
市内事業所数	8か所	8か所	8か所	

注：令和2年度は見込み数

※ 利用者の見込み量は、計画作成とモニタリングを合算したものとなっています。

なお、障害児支援利用計画作成者数の累積については、サービス利用申請者自身が作成した計画（セルフプラン）を除いた見込み量となっています。

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	31人	43人	58人	
計画作成累積者数	126人	133人	142人	

⑦ 子ども・子育て支援等における障害児の受入れ体制の整備

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が、希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障害児の受入れ体制を整備するものです。

※ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

【現状と課題】

本市では現在のところ、子ども・子育て支援の利用を希望する障がいのある児童について、可能な限り受け入れをしています。障がいのある児童の特性に応じた支援をするため、受け入れる施設の職員の知識の向上が課題です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は保育施設（認定子ども園含む）で28人、放課後児童健全育成事業で45人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、障がいのある児童を受け入れる施設の職員や児童の保護者などの集団生活への不安や負担の軽減を図るため、子どもの発達支援巡回や保育所等訪問支援事業の周知と充実に努めます。

【実績値】

種別	年間受入れ人数の実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育施設(認定子ども園含む)	7人	25人	28人
放課後児童健全育成事業	43人	48人	40人

【見込み量】

種別	年間受入れ人数の見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和5年度
保育施設(認定子ども園含む)	28人	28人	28人
放課後児童健全育成事業	45人	45人	45人

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、日常生活と社会生活をサポートするサービスを地域の障がいのある人のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業です。

具体的には、障害者福祉に関わる相談や情報提供、サービスの利用支援をはじめ、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる意思疎通支援、移動支援などです。

また、地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない「必須事業」と各市町村の判断で地域特性などにより柔軟に実施できる「任意事業」から構成されています。

「必須事業」と「任意事業」は下表のとおりです。

必須事業	春日部市の任意事業
① 理解促進研修・啓発事業	⑧ 奉仕員養成研修事業（点訳）
② 自発的活動支援事業	⑪ 訪問入浴サービス事業
③ 相談支援事業	⑫ 更生訓練費支給事業
④ 成年後見制度利用支援事業	⑬ 知的障害者職親委託事業
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	⑭ 日中一時支援事業
⑥ 意思疎通支援事業	⑮ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業
⑦ 日常生活用具給付等事業	⑯ 肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業
⑧ 奉仕員養成研修事業（手話）	⑰ 子どもの発達支援巡回事業
⑨ 移動支援事業	
⑩ 地域活動支援センター機能強化事業	

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて市民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

【現状と課題】

実施形式には、障がいのある人等の理解を深めるための教室等の開催、市民が障害福祉サービス事業所等へ訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し障がいのある人等に対して必要な配慮・知識や理解を促す、有識者による講演会や障がいのある人等と実際に多くの市民が実際にふれあうイベント等の開催、障がい別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成などの広報活動等があります。

本市では、地域性や職員の人員体制を考慮し、現状では広報活動等のみを実施している状況です。

【今後の方向性】

特定の市民だけでなく、多くの市民が事業に関心を持つように努めるとともに、通年的に実施が可能な内容で考え、啓発を実施していきます。

【実施実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

【実施見込】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が、自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

【現状と課題】

実施形式には、障がいのある人等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する、障がいのある人等を含めた地域における災害対策活動を支援する、地域で障がいのある人等が孤立することがないように見守り活動を支援する、障がいのある人等が仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障がいのある人等に対する社会復帰活動を支援する、障がいのある人等に対するボランティアの養成や活動を支援するなどがあります。

事業の創設と必須化は平成 25 年度からでしたが、事業を委託または補助する団体等の情報が不足していたことなどから実施に至りませんでした。

【今後の方向性】

特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障がいのある人等やその家族、地域住民等が事業に関わる内容で実施できるよう努めるとともに、事業を委託または補助する団体等の他市内のボランティア団体等と連携し事業の周知を図っていきます。

【実施実績】

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	備考
実施の有無	未実施	未実施	未実施	

【実施見込】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

③ 相談支援事業

相談支援事業は障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、そのニーズを受け止め、情報提供や権利擁護のための援助をするなど、総合的な相談支援を行います。

【現状と課題】

本市の相談支援事業については、身体障害、知的障害、精神障害を専門とする3事業所に委託しています。

また、市内の相談機関（障がい者支援課、相談支援事業所、その他相談機関）による定期的な相談支援部会を開催し、情報共有や事例検討、事業者の交流会などの企画を実施してきました。

春日部市自立支援協議会と協議しながら、より効果的な相談支援体制の構築が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は、現在と同じく3か所と見込みました。相談実績は、令和元年度に増加していることを見込み、23,100件と設定しました。

相談支援体制では、関係機関と連携しネットワークを充実するほか、必要な社会資源を開発するために自立支援協議会などへ報告、検討していきます。

また、困難事例、人材育成など、相談支援体制の中核的な役割を担う基幹相談支援センターのあり方を協議、検討し、市内に設置することを推進していきます

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
委託事業所数	3か所	3か所	3か所	
相談実績(年間)	13,368件	16,100件	17,850件	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
委託事業所数	3か所	3か所	3か所	
相談実績(年間)	19,600件	21,350件	23,100件	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

■ 高次脳機能障がいのある人の相談件数

【相談実績】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
相談実績(年間)	8件	4件	8件	

注：令和2年度は見込み数

【相談見込】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
相談実績(年間)	8件	8件	8件	

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がい、または精神障がいのある人を保護（財産管理、身上監護）するために、家庭裁判所に成年後見開始の申立てを行い、家庭裁判所により選任された成年後見人などが、本人に代わり生活療養看護および財産の管理に関する特定の法律行為について、本人を保護することにより本人の望む日常生活を実現することを目的に、市長が成年後見などの開始の申立てをするものです。

対象者	a. 4親等以内の親族がない場合 b. 4親等以内の親族がいても音信不通または申立てを拒否している場合 c. 虐待などの理由により親族による申立てが適当でない場合
-----	---

【現状と課題】

成年後見制度に関する相談件数は増加傾向にありますが、本市では現在のところ実績はありません。

アンケート調査などでは制度そのものを知らないという回答が多数あることから、更なる周知、啓発が求められています。

【今後の方向性】

利用実績がない要因について、自立支援協議会の専門部会等でさらに検討します。そこでの方策をもとに、事業のさらなる周知に努めるとともに、成年後見事業の円滑な利用に向けて関係機関との連携を強化します。

【実施実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

【実施見込】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

【現状と課題】

実施形式には、①法人後見実施のための法人後見に要する運営体制、財源確保、障がいのある人等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容とした研修カリキュラムの法人後見研修を実施すること、②法人後見の活動を安定的に実施するため組織体制の構築として、法人後見の活用等のための地域の実態把握、法人後見推進のための検討会等を実施すること、③法人後見の適正な活動のための支援として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制を構築することなどがあります。

【今後の方向性】

事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて最も効果的な方法によるものとし社会福祉協議会やNPO法人等、適切な事業運営が確保できると認められる団体に事業を委託することを方針として実施を目指します。

【実施実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

【実施見込】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実施の有無	実施	実施	実施	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

⑥-1 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）

聴覚または音声機能、若しくは言語機能に障がいのある人の家庭生活ならびに社会生活におけるコミュニケーション（生活、医療、職業、教育など）を円滑にするため、手話通訳者を派遣する事業です。

対象者	市内に居住して身体障害者手帳の交付を受けていて聴覚障がいなどがある人
派遣の範囲	埼玉県内および東京都内（特別区の存する地域に限る） ただし、聴覚障がいのある人等の社会参加の促進に役立つ場合は、この限りではない

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を達成しています。（令和元年度（2019年度）は、計画では93件、実績でも93件）

サービス提供体制の見直しや手話通訳者の養成を計画的に行うことが課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は106件と見込みました。

今後、サービス提供体制の検証や制度の周知方法を検討するとともに、見込み量の確保にあたっては関係機関と協力し、手話講習会の開催などを通して、計画的な手話通訳者の養成に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
利用件数(月)	96件	93件	86件	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用件数(月)	98件	102件	106件	

⑥-2 意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）

聴覚または音声機能、若しくは言語機能、高次脳機能（聴覚、音声・言語機能に障がいのある人）の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、要約筆記者を派遣する事業です。

派遣の要件	a.生命維持および健康の増進に関する場合 b.財産・労働など権利義務に関する場合 c.官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校その他の公的機関との連絡調整を図る場合 d.社会参加を促進する学習活動などに関する場合 e.冠婚葬祭など地域生活および家庭生活に関する場合 f.その他市長が特に必要と認める場合
-------	---

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では4件、実績では2件）

今後、サービス提供体制の見直しや要約筆記者の養成を計画的に行うことが課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は7件と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、手話通訳者派遣事業同様、サービス提供体制の検証や制度の周知に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
利用件数(月)	1件	2件	2件	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用件数(月)	3件	5件	7件	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。

品目一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器等） ・自立生活支援用具（入浴補助用具、移動・移乗支援用具等） ・在宅療養等支援用具（透析液加温器、ネブライザー等） ・情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器、盲人用時計、人工喉頭等） ・排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ、収尿器） ・住宅改修費（障がいのある人の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）
------	---

【現状と課題】

利用実績は、排泄管理支援用具を除き、第5期計画の見込み量と同一です。（令和元年度（2019年度）は、排泄管理支援用具は、計画では437件、実績では384件）となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）で排泄管理支援用具は441件と見込みました。それ以外は、令和元年度の実績と同程度に見込みました。

【実績値】（1月あたり）

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
介護訓練支援用具	1件	1件	1件	
自立生活支援用具	2件	2件	2件	
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件	
情報意思疎通支援用具	3件	3件	3件	
排泄管理支援用具	368件	384件	405件	
住宅改修費	1件	1件	1件	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】（1月あたり）

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護訓練支援用具	1件	1件	1件	
自立生活支援用具	2件	2件	2件	
在宅療養等支援用具	2件	2件	2件	
情報意思疎通支援用具	3件	3件	3件	
排泄管理支援用具	417件	429件	441件	
住宅改修費	1件	1件	1件	

⑧ 奉仕員養成研修事業

手話奉仕員、点訳奉仕員などを養成する研修です。
本市では手話および点字の講習会を実施しています。

事業一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・手話講習会は入門、基礎、レベルアップ（各24回）、中級（30回）、通訳者養成（35回）の5コース ※いずれか2コースを状況により実施 ・点訳者養成講習会は1コース（全15回）
------	---

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度（2019年度）は、手話講習会で計画では25人、実績では17人、点訳者養成講習会が計画では20人、実績では5人）

入門コースから上級コースまで、順次各コースを終了した人が、次のコースの受講対象となります。

事業の継続については、関係団体との連携が必要になっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は手話講習会が45人、点訳者養成講習会が10人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、聴覚障がいや視覚障がいのある人の社会参加の一助となるよう、関係機関や関係団体との連携を強化し、事業の継続に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
手話講習会	36人	17人	中止	
点訳者養成講習会	6人	5人	中止	

注：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
手話講習会	25人	40人	40人	
点訳者養成講習会	10人	10人	10人	

注：令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため定員を15名程度とする予定

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

㊟ 移動支援事業

屋外での移動が困難な一定の障がいのある人に、余暇活動など社会参加や社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行う事業です。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、若しくは知的障害、発達障害を有すると更生相談所、医療機関などから認定された人
回数	原則1日8時間まで、かつ1月60時間まで

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を時間数、人数ともに上回っています。(令和元年度(2019年度)は、計画では2,453時間、160人、実績では2,861時間、162人)

サービスの需要は、この3年間では新型コロナウイルス感染症の影響を除けば微増となっています。

近年は精神障がいのある人の利用も増加傾向にあるので、市内の事業者の確保や事業の弾力的な運用について課題があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度(2023年度)は3,243時間、171人と見込みました。

本サービスの見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
総利用時間数(月)	2,744時間	2,861時間	2,518時間	
実利用者(月)	159人	162人	132人	
市内事業所数	77か所	81か所	83か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総利用時間数(月)	2,983時間	3,110時間	3,243時間	
実利用者(月)	165人	168人	171人	

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に対し、地域の実情に応じた、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業です。

I 型	a.専門職員（精神保健福祉士等）の配置 b.医療、福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整 c.地域住民ボランティア育成 d.障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを行う事業
II 型	地域において雇用・就労が困難な障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスなどを行う事業
III 型	地域の障がいのある人の援護対策として、通所による援護事業の実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られている地域の障害者団体などが実施する事業
サービス向上型	通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域の実情に応じた支援を行う事業

【現状と課題】

令和2年度（2020年度）現在、市内の事業所は、I型が1か所、II型が1か所、III型が3か所、サービス向上型が1か所設置されています。

利用実績との比較では、第5期計画の見込み量はI型を除くと下回っています。（令和元年度（2019年度）は、I型が計画では407人、実績では413人、II型が計画では35人、実績では22人、III型が計画では66人、実績では58人、サービス向上型は計画では17人、実績では12人）

本サービスの現状は、福祉関係機関や医療機関等と連携を図りながら、地域特性の課題に取り組み、障害福祉サービスでは対応できない対象者や福祉サービスのみでは補えないニーズに対して、交流の場、仲間づくり、日常生活相談等を行っています。地域の障がい者にとって心のよりどころとなる重要な事業となっています。

運営財源確保、人材の確保、人材育成等が課題となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）はすべての類型で合わせて現状の6か所を見込みました。

市では、障がいのある人のニーズや潜在的な需要等について事業者と情報共有し、必要なサービス提供の支援を行います。また、現状の課題解決に向けて検討を進め、安定的な事業運営が図れるように推進していきます。

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

【実績値】

区 分		サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
Ⅰ型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	364 人	413 人	420 人	
Ⅱ型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	22 人	22 人	20 人	
Ⅲ型	設置箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	
	登録者数	61 人	58 人	58 人	
サービス向上型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	12 人	12 人	12 人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分		今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
Ⅰ型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	420 人	430 人	440 人	
Ⅱ型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	20 人	21 人	22 人	
Ⅲ型	設置箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	
	登録者数	57 人	56 人	54 人	
サービス向上型	設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	登録者数	12 人	12 人	12 人	

※他市の利用施設 さいたま市 2 箇所
 越谷市 1 箇所

⑪ 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な在宅の重度障がいのある人などに対して、入浴サービスを提供する事業です。

対象者	a.身体障害者手帳1級、2級（肢体不自由）の交付を受けている人 b.療育手帳Ⓐ、Aの交付を受けている人 c.精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 d.特定疾患患者および関節リウマチ患者 ※ 他の制度で同様のサービスを受けられる人は除く
要件	a.医師により入浴が可能と認められた人 b.感染症疾患を有しない人 c.入浴時に家族などの立会いが可能である人
利用回数	原則週1回（7月から9月は週2回）以内

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込みどおりとなりました。（令和元年度（2019年度）は、計画では8人、実績でも8人）

現状では、施設サービスとして入浴できる場所がない人がいるため、当事業のように訪問型の入浴サービスの必要性があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は8人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、事業者の確保と利用者ニーズの把握に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数	7人	8人	5人	
契約事業所数	2か所	2か所	2か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数	6人	7人	8人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

⑫ 更生訓練費支給事業

自立訓練事業、若しくは就労移行支援事業を利用している人に対して更生訓練費を支給する事業です。

対象者	介護給付費等の支給決定を受けている障がいのある人のうち、自立訓練事業または就労移行支援事業を利用している人 ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない人に限る
-----	---

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では149人、実績では146人）

令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルスの影響により減となりましたが、サービス利用者は増加傾向となっています。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は182人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、対象者の把握と適正なサービスの提供に努めます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	130人	146人	124人	
利用事業所数	64か所	64か所	70か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	146人	163人	182人	

⑬ 知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人の更生援護を職親（知的障がいのある人を自己の下にあずかり、その更生に必要な指導訓練を行う人）に委託する事業です。

【現状と課題】

事業の周知は行っていますが、利用者がいない状況です。

【今後の方向性】

潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は1人と見込みました。
見込み量の確保にあたっては、事業の周知に努めます。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	0人	0人	0人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	1人	1人	1人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

⑭ 日中一時支援事業

障がいのある人を一時的にあずかることにより、見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練、家庭の就労支援ならびに日常的に介護をしている家族の一時的な休息を提供する事業です。

対象者	市内に住所を有する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、若しくは知的障害・発達障害があると更生相談所・医療機関などから認定された人
回数	原則、1か月の利用回数は、7日を上限

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では20人、実績では16人）

サービス利用者は横ばいとなっています。

本事業は、障がいのある人だけでなく、家族にとっても休息時間の確保などの観点で有効な事業です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は19人と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、サービス提供事業者の確保に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	14人	16人	16人	
登録事業所数	10か所	13か所	14か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	17人	18人	19人	

⑮ 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

i) 自動車運転免許取得助成

運転免許を取得する場合に補助金を交付する事業です。

対象者	a.市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 b.道路交通法第96条の規定による運転免許試験の受験資格を有する人 c.道路交通法第91条の規定により、都道府県公安委員会から運転することができる自動車の種類が限定され、または必要な条件を付されている人
-----	---

ii) 自動車改造助成

ハンドル、ブレーキ、アクセルなどの改造費用を補助します。

対象者	a.市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 b.就労などに伴って自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある人
-----	---

【現状と課題】

利用実績は、いずれもの事業も第5期計画の見込み量と同じでした。(令和元年度(2019年度)は、計画では2人、実績も2人)

【今後の方向性】

利用実績を基に令和5年度(2023年度)はいずれも2人と見込みました。見込み量の確保にあたっては、サービス内容の周知に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
自動車運転免許取得 助成実績人数 (年間利用者数)	1人	2人	2人	
自動車改造助成 実績人数 (年間利用者数)	1人	2人	4人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自動車運転免許取得 助成実績人数 (年間利用者数)	2人	2人	2人	
自動車改造助成 実績人数 (年間利用者数)	2人	2人	2人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

⑩ 肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業

肢体不自由児の機能回復訓練指導および医学的相談を行う事業です。

対象者	18歳未満の母子通園が可能な人
-----	-----------------

【現状と課題】

現状では、肢体不自由児機能回復訓練母子通園事業は休止中です。

【今後の方向性】

事業再開に向けた検討を進めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	休止中	休止中	休止中	

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	要調整	要調整	要調整	

⑰ 子どもの発達支援巡回事業

発達障害等に関する知識を有する専門員（臨床心理士等）が、市内の民間保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点を巡回し、保育士等に対して発達が気になる児童およびその保護者への支援方法についての助言や指導を行い、発達障害の早期発見・早期対応を支援する事業です。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では156回、実績では147回）

発達障害の早期発見・早期対応を支援するうえで重要な事業ですが、巡回を希望する施設が増えているのに対し、早期療育を実施する体制が十分でないことが課題です。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は188回と見込みました。

見込み量の確保にあたっては、民間保育所等に対する事業の周知に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
回数 (年間延べ支援回数)	140回	147回	160回	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
回数 (年間延べ支援回数)	180回	184回	188回	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

10. その他市の福祉事業

① 障害児・者生活サポート事業

心身障がいのある人に対して、一時預かり、派遣による介護、外出援助などのサービスを提供する事業です。

対象者	市内に住所を有する人で a. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人 b. 知的障害、発達障害を有すると更生相談所・医療機関などから認定された人 c. 難病等（特殊疾病を含む）と認定された人
-----	--

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では176人、実績では158人）

障がいのある児童については、世帯の生計中心者の課税状況により利用料補助があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は166人と見込みました。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	158人	158人	158人	
登録事業所数	20か所	20か所	21か所	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	160人	163人	166人	

② 全身性障害者介護人派遣事業

独立自活を目指す在宅の重度の全身性障がいのある人に対して、外出援助等を行う介護人を派遣することにより、全身性障がいのある人の生活圏の拡大および社会参加を図るための事業です。

対象者	市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の在宅の全身性障がいのある人で、その障害の程度が特別障害者手当の支給要件に該当する人及び脳性まひによる障害の程度が1級の人
利用時間	派遣対象者1人64時間まで（1月）

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量をわずかに下回っています。（令和元年度（2019年度）は、計画では735時間、実績では729時間）

日常生活が困難な全身性障がいのある人にとって、身近な人に介護を頼めることから、障害福祉サービス事業所のホームヘルパーよりも独立自活を目指すうえで利用しやすいので、今後も継続してほしい、利用者の対象範囲を拡大してほしいなどの意見がありました。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は940時間と見込みました。

本事業については、埼玉県からの補助を受けて実施しているため、サービス提供には一定の条件がありますが、全身性障がいのある人において利用しやすいサービスであり、今後も需要があると予想されるため、事業の継続と安全の確保に努めます。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
実利用者数(年間)	15人	16人	17人	
総利用時間数(月)	669時間	729時間	802時間	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実利用者数(年間)	18人	19人	20人	
総利用時間数(月)	846時間	893時間	940時間	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

③ 福祉タクシー券・自動車燃料助成事業

重度の障がいのある人の移動を支援するために、タクシー券または燃料券を交付する事業です。

対象者	a. 身体障害者手帳 1級、2級、3級の交付を受けている人 b. 療育手帳 ㊤、A、Bの交付を受けている人 c. 精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている人 d. 戦傷病者手帳 特別項症から第3項症の交付を受けている人
補助額	a. タクシー利用券1枚につき、一般タクシーの初乗運賃相当額を補助（1人年間30枚まで） b. 自動車燃料費助成券1枚につき、1,500円相当額分を補助（1人年間10枚まで・タクシー利用券と同等額）

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量をタクシー券は下回り、燃料券は上回っています。（令和元年度（2019年度）は、タクシー券は計画では34,529枚、実績では31,602枚、燃料券は計画では27,911枚、実績では28,076枚）

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度（2023年度）は、タクシー券41,800枚、燃料券38,000枚と見込みました。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
タクシー券	32,581枚	31,602枚	35,942枚	
燃料券	28,223枚	28,076枚	31,712枚	
対象者数	5,962人	5,936人	5,994人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
タクシー券	37,800枚	39,900枚	41,800枚	
燃料券	33,700枚	35,800枚	38,000枚	
対象者数	6,009人	6,025人	6,040人	

※タクシー券の交付枚数は、令和2年度より1人20枚から30枚に改正

④ 寝具乾燥サービス事業

身体障害者手帳の交付を受けている寝たきりの状態の人が使用している寝具の乾燥などを行う事業です。

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を下回っており、実績はありません。(令和元年度(2019年度)は、計画では1人、実績では0人)

【今後の方向性】

潜在的な需要を考慮して、令和5年度(2023年度)は1回、1人と見込みました。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
回数	0回	0回	0回	
利用者数(年間)	0人	0人	0人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
回数	1回	1回	1回	
利用者数(年間)	1人	1人	1人	

IV. 障害福祉サービスにおける見込み量

⑤ 言語障害児指導事業

言語に障がいのある児童に検査、訓練を行うことにより、構音障害の軽減や言語発達の促進等を援助する事業です。

対象者	おおむね3歳から小学校就学前までの児童
-----	---------------------

【現状と課題】

利用実績は、第5期計画の見込み量を上回っています。(令和元年度(2019年度)は、計画では216人、実績では229人)

引き続き、小学校入学後の通級指導教室などとの連携を強化する必要があります。

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度(2023年度)は287人と見込みました。

【実績値】

区分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人数(在籍者数)	216人	229人	242人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区分	今後のサービス提供見込み量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
人数(在籍者数)	256人	271人	287人	

⑥ リフト付自動車貸出事業

車いすに乗ったままで走行できるリフト付自動車の貸出しを行う事業です。

(1人年間 36回まで)

対象者	車いすの使用を必要とする肢体不自由者で、身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている人
-----	---

【現状と課題】

利用実績は、回数では第5期計画の見込み量を上回っています。(令和元年度(2019年度)は、計画では116回、実績では126回)

【今後の方向性】

利用実績と、潜在的な需要を考慮して、令和5年度(2023年度)は145回、94人と見込みました。

【実績値】

区 分	サービス提供実績(第5期計画期間)			備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
回数	120回	126回	130回	
利用者数(年間)	86人	85人	88人	

注：令和2年度は見込み数

【見込み量】

区 分	今後のサービス提供見込量(第6期計画期間)			備考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
回数	135回	140回	146回	
利用者数(年間)	90人	92人	94人	

V. 自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備や事業の円滑な実施を確保するために地域の課題を整理し地域に合わせた施策の提言をまとめることを目的として設置している協議会です。

本市の自立支援協議会は、相談支援事業所や福祉関係機関・団体に所属されている方、学識経験を有する方、公募の方などを委員として、平成19年（2007年）1月に設置しました。

1期を2年として運営しており、令和3年（2021年）4月からは第8期となります。

【現状と課題】

令和2年（2020年）4月現在、専門部会として「相談支援部会」、「事業所部会」、「こども教育部会」、「くらし防災部会」、「権利擁護部会」を設置し、専門的な協議や課題の抽出などを行っています。

また、専門部会の他に当事者も参加対象とした自立支援協議会の周知および春日部市における障害者福祉支援体制の情報共有と学習機会の場を設けるため、「地域福祉連絡会」を設置しています。

今後も、部会活動、計画策定関連の活動などから見えてくる実態を基に、地域の支援体制の整備に向けた具体的な方策を検討するために、中核的な役割を担う必要性があります。

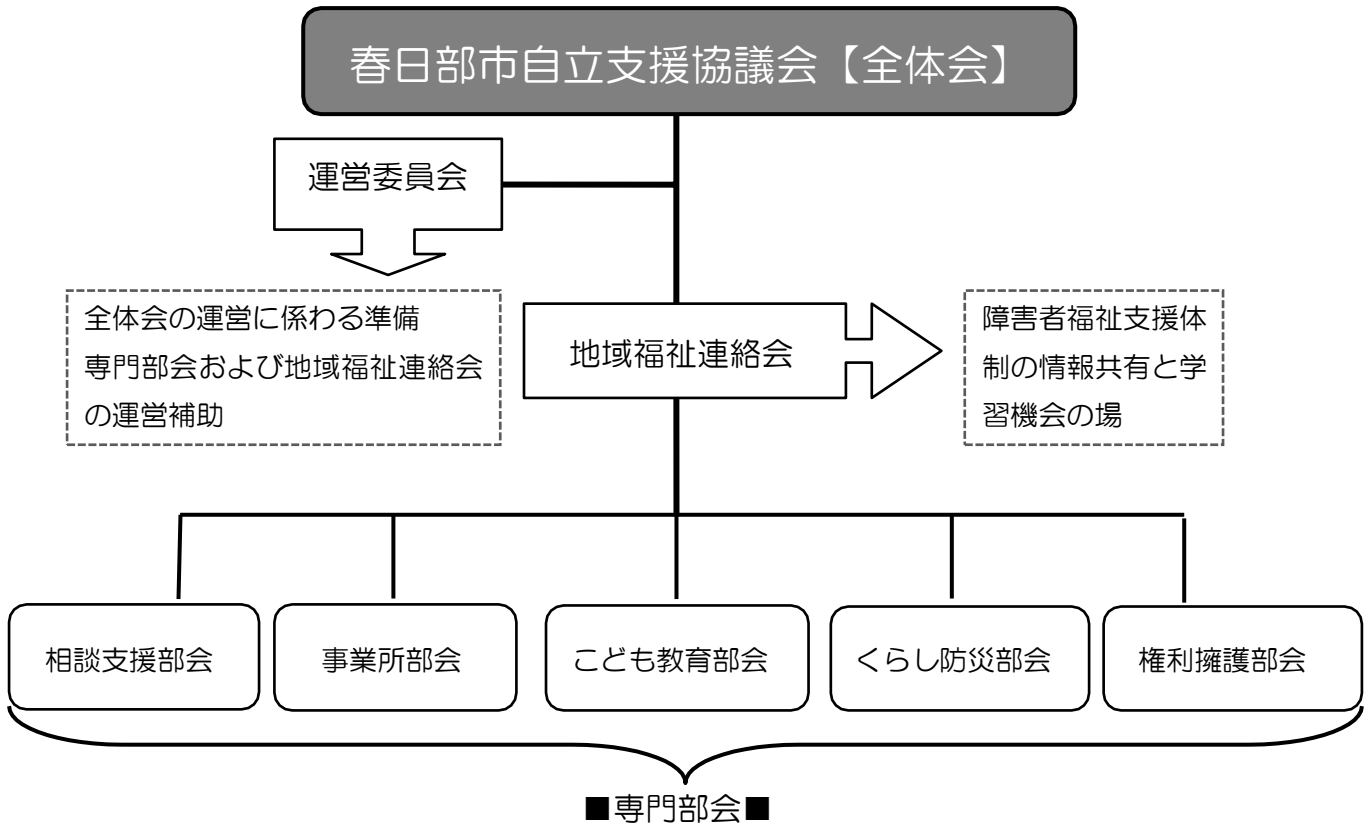
【今後の方向性】

自立支援協議会は、障がいのある人への支援を効果的に進めるために、相談支援事業所を含めた関係機関によるネットワークの構築や地域障害者福祉のシステムづくりを進める中核的な役割を担います。

第6期の障害福祉計画期間においては、

- ① 各専門部会と地域福祉連絡会を活用し、サービス事業者間のネットワークを構築(充実)すること
- ② 相談支援とサービス提供事業者の連携を強化すること
- ③ 自立支援協議会の活動を広く周知するための広報活動を充実すること
- ④ 障害者計画および障害福祉計画の進捗状況について継続的な評価をすることなどを進めていきます。

春日部市自立支援協議会（第8期）（案）



① 専門部会活動の共通視点

- みんなの声を聴く（傾聴・把握）
- 障がいのある人の支援に係わる課題解消（協働・提言）
- 障害者計画・障害福祉計画の進捗把握（検証）
- 新たな社会資源づくり（創出）

② 相談支援部会

情報共有および学習、市内相談支援体制の構築、相談の質の向上を目的とします。

③ 事業所部会

現場実践報告、テーマ設定による支援者の学習会などを行います。

④ こども教育部会

障がいのある児童の支援者間での連携と情報共有などを行います。

⑤ くらし防災部会

障がいのある人の支援関係の地域ネットワークづくりなどを行います。

⑥ 権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会）

障がい者への差別や相談に係る事案の情報共有と解決の後押しをするための協議を行います。

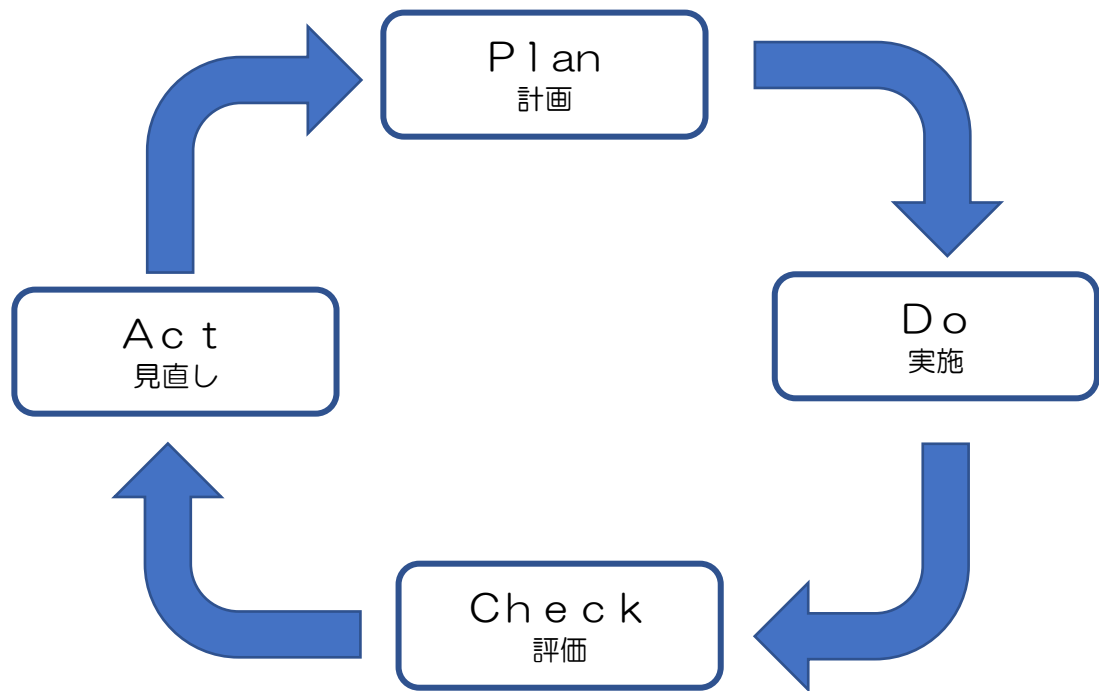
第 6 章 計画の推進体制

障害者計画及び障害福祉計画（以下、「計画」という。）を推進するためには、障がいのある人についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政のみならず、地域社会のすべての方との連携・協力が必要です。

施策と事業が多岐にわたることから、地域全体が積極的に関わることができるよう、計画について広報かすかべや市公式ホームページなどで周知・啓発を行うとともに、障がいのある人に関わる機関や企業、各種団体など広く計画への理解と実施に向けた協力を求める働きかけを行い、市全体で計画を推進していく環境づくりをめざします。

今後、計画の推進に関しては、春日部市障害者計画等審議会*において審議いただくとともに、*春日部市自立支援協議会と連携し、PDCAサイクルの考え方のもと、年度ごとに進捗状況を把握し、評価を行いながら、全庁的な取り組みにより円滑な推進を図ります。

（PDCAサイクルのイメージ）



Plan	計画	計画を策定し、その中で目標を設定した上で、目標達成に向けた活動内容を定めます。
Do	実施	計画に基づき活動します。
Check	評価	活動を実施した結果、目標が達成されたか、達成されない場合にはどこが問題かを評価します。
Act	見直し	評価の内容に基づき、計画の目標、活動内容などの見直しを行います。